

女性の視点を 災害対策に生かす

－検証と提案－

【報 告 書】

平成 28 年 4 月



高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会



目 次

= 本 編 =

1	はじめに	1
2	提言についての検証	2
(1)	事前の備え・予防	
①	防災知識の普及・訓練	3
②	物資の備蓄・調達・配送	11
③	地域の結びつきの強化	14
④	行政職員の体制と研修	18
(2)	災害発生直後の対応	
①	避難誘導の実施	21
②	災害対策本部の設置	24
③	災害対応に携わる者への支援	25
④	帰宅困難者への対応	28
(3)	避難所での生活	
①	避難所の開設	29
②	避難所の運営	31
③	物資の供給と管理	33
④	心身の健康	36
⑤	生活環境の整備	38
(4)	応急仮設住宅	
①	応急仮設住宅の提供と運営管理	40
②	保健・健康増進	43
(5)	復興	
①	復興計画・復興まちづくりへの参画	48
②	被災者の生活再建支援等	50
(6)	検証結果のまとめ	55
3	今後の取組に向けた提案	59
4	おわりに	61

= 資料編 =

高知市防災組織体系図	1
高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会設置要綱	2
高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会名簿	3
高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会活動実績	
1 委員会開催経過	4
2 講演等啓発活動実績	5
3 研修・講演等参加実績	6
4 被災地視察先及び内容一覧	7
【調査】地域防災計画等への反映状況（一覧表）	8
【調査】地域防災計画等への反映状況（詳細）	11
【調査】アクションプランに掲載されている内容	23
【成果品】リーフレット 5種	
・「南海地震対策に生活者の視点を」	
・「家の中の安全対策」， 「災害時の食事の備え」	
・「災害時のトイレ・衛生対策」， 「防災に役立つ情報」	



1 はじめに

本市では、南海トラフ地震対策に女性の視点を取り入れるため、女性職員のみで構成した「高知市女性の視点による南海地震対策検討委員会」（以下、「前委員会」という。）を平成 24 年 3 月に発足し、女性だからこそ気づく生活者の視点から、本市の防災対策についての検討を行い、平成 25 年 12 月に市長へ報告・提言しました。

前委員会の報告・提言内容を本市の防災対策に反映させるべく啓発活動や検証を行うため、「高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会」（以下、「本委員会」という。）が、平成 26 年 5 月、女性職員 15 人を構成メンバーとして設置されました。

本委員会では、女性の視点をいかした防災講演活動をはじめ、関係機関や市民団体等が開催する防災関連講演会等に参加しアドバイスをするなど、女性の視点をいかす防災対策のあり方を研究・検討してきました。その活動の一つとして、生活に身近なことから取り入れてもらえるように、『家の中の安全対策』、『災害時の食事の備え』、『災害時のトイレ・衛生対策』、『防災に役立つ情報』という 4 種類のリーフレットを作成し、啓発活動に活用してきました。

今回の報告書では、前委員会が報告・提言した内容について、本市の防災対策に反映または検討されているか検証しました。すでに地域防災計画等の各種計画に盛り込まれているものや、所管している各部局において取り組まれているものもあり、前に向かって進んでいることを本委員会としても大変うれしく思っております。しかしながら、実践的なものや復興・復旧については、実際に災害が起これなければわからないことが多く、今後の課題となっているものも見受けられ、こうした課題につきましても、全職員で取り組んでいかなければならないと強く感じた次第です。

東日本大震災の発生から 5 年の月日が流れ、時の経過とともに、被災地では日常を取り戻しつつあるものの、未だに多くの方が困難な状況の中で生活しているといった現状もあります。また、人口流出の加速化や人と人とのつながりの喪失がコミュニティ力を弱めるなど、様々な問題や課題も出てきており、その結果、復興する力を弱めたり削いだり、復興の道のは長く険しいものになっているように思われ、改めて事前の防災対策の重要性を感じます。

この報告書が、今後の本市の防災対策の資料として各部署で活用されますことを願っております。最後に、本委員会の活動及び報告書作成にあたり、ご協力・ご助言いただきました関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

平成 28 年 4 月

高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会

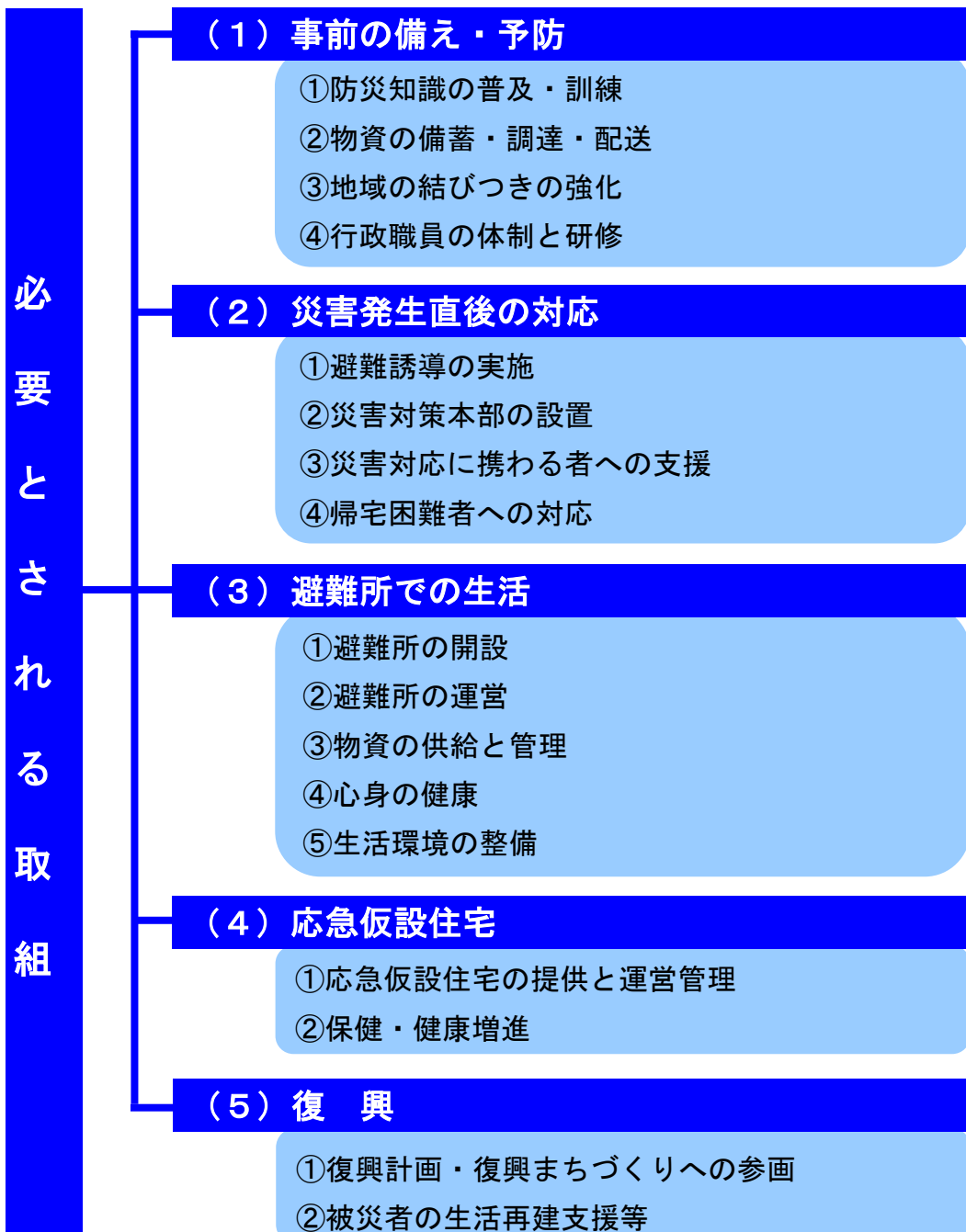


2 提言（必要とされる取組）についての検証

高知市女性の視点による南海地震対策検討委員会の報告書（平成 25 年 12 月）で提言された内容（必要とされる取組）が、本市の防災対策に反映されているかについて検証しました。

方法としては、まず、「高知市地域防災計画」及び「高知市避難所開設・運営マニュアル」等への反映状況・内容について確認しました。（資料編 8～22 ページ）次に、取組状況・予定について「高知市強靱化アクションプラン」に掲載されている内容を確認しました。（資料編 23～25 ページ）その上で、不明なことや詳細を確認したい点について担当課へのヒアリングを行いました。

本報告書では、前委員会の「提言」と今回検証した「現状」を下記の項目毎に記載し、東北（被災地）視察等で得た今後の取組の参考となる情報を「事例」として記載しました。





(1) 事前の備え・予防

① 防災知識の普及・訓練

提言

1 防災教育の充実

(地域・行政)



次世代を担う子どもたちへの防災教育を充実させる。例えば、夏祭りなどの行事に防災講座や防災クイズ、防災劇を取り入れるなど、楽しみながら学習できるような取組を行う。また、災害時の人々の心理状態や自分の身を守るための方法について学習する機会を持つ。

2 防災訓練の実施

(地域・行政)

平日昼間、夜間、休日など様々な状況を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等・特別支援学校、大学、企業、自主防災組織等と連携し、地域住民が一体となった防災訓練を定期的実施する。

3 住民による災害対応の学習機会の設定

(地域・行政)



災害対応について、参画型、体験型の学習機会を提供し、性別、年齢等に関わらず、住民が自主的に考える機会を設ける（妊産婦や乳幼児の保護者への参加も呼びかける）。

4 避難意識の育成

(地域)

「逃げたくない」という高齢者には、助けに来る周りの人の命も関わってくることを理解してもらい、避難意識を育てる。

5 避難経路・避難場所の確認

(地域)

家族・地域で避難経路、避難場所を確認しておく。

6 連絡手段の確保

(地域)

家族で話し合って、連絡手段を複数確保しておく。

7 地域による災害対応への備え

(地域・行政)

地域全体で応急手当方法や防災倉庫にある資機材の使用方法、避難所運営などについて学び、総合的な災害発生シミュレーションを行い、地域の実情にあった災害発生時の対応等について訓練する。

8 各種防災マニュアルの作成

(地域・行政)



災害時に避難所を円滑に開設、運営できるよう、住民参加による運営組織を作り、避難所開設運営訓練を行う。また、避難所運営に女性が参画しやすい環境を整え、地域の実情にあった各避難所運営マニュアル等を作成し、普及啓発に努める。



現状

1 防災教育の充実

● 学校における防災教育の推進【強靱化アクションプランより】

- 実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や学校・家庭・地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進している。

【目標】19 中学校区及び特別支援学校における地域との連携による防災教育推進（避難訓練実施率）

（現状）平成 26 年度 60% → 平成 27 年度 100%

● 地域における防災教育

- 地域では小中学校と連携した防災教育のほか、地域の量販店と小学校が一緒に防災イベントを行うことにより地域の人を巻き込む取組や、大学と連携したイベントにより子どもや若者の参加を促す取組等、各地域で自主的な取組がみられる。
- 地域の防災イベントや防災フェアで、災害時に助けを呼ぶための言葉を叫ぶ大声大会や、福引の景品を防災グッズとするなど、楽しみながら防災について学ぶ取組がみられる。



スタンプラリー形式により津波避難ビルや避難経路を確認。楽しむ工夫がなされています。

2 防災訓練の実施

● 津波避難訓練実施【強靱化アクションプランより】

- 津波到達時間までに迅速かつ安全に避難できるよう、地域特性に応じた避難訓練を実施している。

【目標】県下一斉避難訓練への参加者数

（現状）平成 26 年度 4,665 人 → 平成 30 年度 10,000 人

● 防災参観日の実施

- 小学校や中学校で、防災参観日を設定し、児童・生徒の防災教育の学びを見てもらったり、保護者や地域住民と一緒に活動したりしている。



● 行政が主体となる防災訓練の実施

- 毎年行っている高知市総合防災訓練では、会場となる広場で様々な防災体験教室、自衛隊や消防車の展示等のほか、防災関係機関による救助訓練や、仮設テントを避難所と見立てた避難所開設・運営訓練等を実施している。県、警察、自衛隊、民間事業者、医療関係者等の関係機関のほか、自主防災組織を中心とする地域住民も参加している。

● 地域における防災訓練の実施

- 毎年9月に行われる「県内一斉避難訓練」に合わせて、高知市ではモデル地区を選定し、避難訓練のほか、物資搬送や炊き出し訓練、資機材を活用した訓練等を行っている。また、各地域で自主的な訓練の取組が行われている。
- 津波避難施設（12箇所）が設置されている地域では、当施設を活用した訓練を実施している。
- 各地域では、消火訓練、救命訓練、炊き出し訓練、避難訓練、夜間の避難訓練等、自主的に様々な取組を行っている。
- 市から、自主防災組織が行う防災訓練に対して補助を行っており、地域の自主的な活動を支援している。（平成26年度補助件数103団体）

3 住民による災害対応の学習機会の設定

● 地域内連携体制の整備【強靱化アクションプランより】

- 各地域の町内会・自治会等の地縁組織や民児協・社協・青少協・NPO等の各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。

【目標】地域内連携協議会の設立数

（現状）平成25年度 3地区 → 平成28年度 20地区

● 地域における防災学習

- 各地域で、自主防災組織や町内会が主体となり自主的な防災学習の取組を行っている。要望があれば市防災担当課や消防局の職員が出向いて防災学習を支援している。
- 市から自主防災組織に対して防災学習会への補助を行っており、地域の自主的な活動を支援している。（平成26年度補助件数94団体）

4 避難意識の育成

● 津波避難訓練の実施【強靱化アクションプランより】

- 津波到達時間までに迅速かつ安全に避難できるよう、地域特性に応じた避難訓練を実施する。

【目標】県下一斉避難訓練への参加者数

（現状）平成26年度 4,665人 → 平成30年度 10,000人

● 津波避難意識の啓発【強靱化アクションプランより】

- 津波避難訓練の支援や防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化等の取組を推進し、津波避難意識の向上を図る。

【目標】県民意識調査による津波早期避難率

（現状）平成25年度 70% → 平成27年度 100%



5 避難経路・避難場所の確認

● 避難経路の確認

- 津波・地震の避難については、平成 23 年度から平成 25 年度に小学校区単位で、地域の自主防災組織が地区別津波避難計画を作成した。
- 地域によっては、防災訓練で実際に街を歩き、避難場所や避難経路の確認を行っている。



地域の防災訓練では、実際に避難経路を歩いて確認する取組もみられます。



防災参観日等の学校行事や地域の訓練を利用し地域の避難経路を歩くことも、避難経路や避難場所の確認に繋がります。

● 避難経路の周知

- 平成 26 年度に小学校区単位で「高知市津波避難マップ」を作成し、対象地域に配布した。（3 年に一度改訂予定）
- 高知市ホームページに「防災マップ」や「地震・津波ハザードマップ」、「高知市津波避難マップ」等の防災情報を掲載している。
- 広報誌「あかるいまち」を活用して周知を行っている。

6 連絡手段の確保

- 家族間での連絡手段の共有については、防災講習会等を通じて市民に周知している。



学校への出前講座等を利用し、子どもを通じて家族に防災意識を広げる取組を進めてはどうでしょうか。



7 地域による災害対応への備え

● 学校における防災教育の推進【強靱化アクションプランより】

- 実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や学校・家庭・地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進している。

【目標】19 中学校区及び特別支援学校における地域との連携による防災教育推進（避難訓練実施率）

（現状）平成 26 年度 60% → 平成 27 年度 100%

● 地域内連携体制の整備【強靱化アクションプランより】

- 各地域の町内会・自治会等の地縁組織や民児協・社協・青少協・NPO等の各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上させる。

【目標】地域内連携協議会設立数

（現状）平成 25 年度 3 地区 → 平成 28 年度 20 地区

● 自主防災組織の強化【強靱化アクションプランより】

- 避難行動や近隣住民同士での救助活動で重要な役割を担う自主防災組織の活性化を目的として、資機材や施設の整備等の活動を支援している。

【目標】自主防災組織の活動率

（現状）平成 25 年度 26.2% → 平成 30 年度 100%

● 自主防災組織の育成【強靱化アクションプランより】

- 自主防災組織への防災訓練を行うことにより、地域住民の災害対応力向上を図る。

【目標】自主防災組織の消防訓練実施数

（現状）平成 25 年度 147 回 → 平成 27 年度 160 回

8 各種防災マニュアルの作成

● マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施

- 平成 26 年度に、高知市が作成した避難所開設・運営マニュアル（標準版）を基に初月地区で避難所開設・運営マニュアルを作成。マニュアルを作成する過程で避難訓練を実施した。
- 平成 28 年度以降、各避難所の実情にあわせた「避難所運営マニュアル」を順次地域主体で作成し、その際には女性職員を含む「避難所班」の市職員も参画する予定である。



事例

防災教育の充実

「津波避難3原則」の徹底 ～「釜石市 津波防災教育のための手引き」より～

○ 想定を信じるな

「相手は自然であり，到達時間や高さ等，人間の想定どおりの津波が来るとは限らない」

→ 津波浸水区域を示したハザードマップ等の情報を鵜呑みにしないこと。

○ 最善を尽くせ

「そのときできることに全力を注ぐ。少しでも早く，少しでも高い場所に避難する」

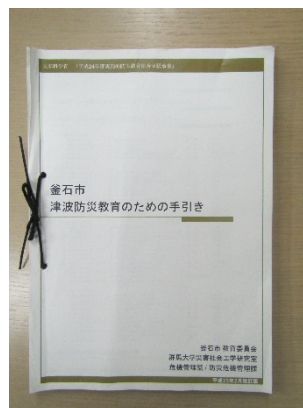
→ 指定された避難場所だからと安心せず，もっと安全な場所に行けるのであればそこを目指して避難し続けること。

○ 率先避難者たれ

「いざというとき，人間は自分から進んで避難しようとしめない傾向がある」

→ 「まずは自分が率先して避難する」そういう心の準備をしておく。誰かが避難している姿が，周りの人々の避難を促し，多くの命を救うことにつながる。

「釜石市 津波防災教育のための手引き」岩手県釜石市教育委員会，
群馬大学災害社会工学研究室，危機管理監／防災危機管理課





防災訓練の実施

岩手県釜石市の取組

「津波防災教育のための手引き」のほかに、各学校独自の様々な取組を実施している。

- 地域と連携することにより、家庭や地域社会の一員としての自覚を高める
- 地域社会の一員として、防災文化を継承
 - ・ 防災練習
 - ・ 防災マップ作り
 - ・ 非常食炊き出し
 - ・ 津波記念碑清掃
 - ・ 防災チラシ、安否札配布
 - ・ 小中学校合同避難訓練 等



小中学校合同避難訓練



非常食炊き出し



安否札配布



津波記念碑清掃

東日本大震災で活かされた訓練(保育園)

石巻市のある保育園で避難訓練が行われ、高台に逃げるのに時間がかかりこれでは避難が間に合わないと気づき、早速リヤカーを購入していた。その数日後に東日本大震災が発生し、その園は全員が無事に避難することができた。訓練と素早い対応が多く命を守った。

**住民による災害対応の学習機会の設定****岩手県釜石市 避難所自主運営について**

東日本大震災で避難所に配置された市職員は、避難所数の半分にも満たない状況であった。

特に発災後初期段階においては、市職員の配置を望む多くの声があったが、交通・通信手段が分断され役場が孤立したことや状況判断が困難であったことなど、当時の状況では市職員の避難所配置には限界があった。また、釜石市の地域防災計画上、避難所収容施設として位置づけのない避難所は 88 箇所中 40 箇所あり、町内会等での自主運営を実施した避難所が多くあった。

平常時の町内会活動や地域の繋がり，自主運営の中心となれる人を育成することが重要であり，自主防災会等の自主運営により初期の段階から、避難所運営を担うことが必要である。



② 物資の備蓄・調達・配送

提言

- 1 **個人備蓄の準備** (地域)
非常持ち出し品や備蓄品について、必要と思われる物品や量の具体的な例を示し、各自が必要な物品の準備と定期的な中身の点検を促す。
- 2 **個人のニーズに合わせた備蓄** (地域・行政)
食物アレルギーのある方、乳幼児、高齢者などは、避難所の備蓄品、支援物資では対応できない可能性もあるため、各自が必要な食品、物品を備蓄するよう促す。
- 3 **避難所備蓄品の管理** (行政)
避難所には、避難所の規模や男女のニーズ等に配慮した備蓄品を建物の高い場所に保管し、定期的に品目、数量、消費期限等の管理を行う。
- 4 **物資の供給体制の確立** (行政)
物資の調達、配送については、スーパーなどの販売業者や、運送業者などと事前協定を締結するなどして、災害発生後速やかに対応できるようにする。



現状

1 個人備蓄の準備

2 個人のニーズに合わせた備蓄

● 市民意識調査の結果

- 平成 27 年度高知市市民意識調査結果によると、「非常用持ち出し品の準備」をしている人が 43.4%、「食料等の備蓄」をしている人が 31.8%と、まだまだ個人備蓄が十分できているとは言えない状況である。特に、地震対策として「何もしていない」と回答した人は 20 代が 38.4%で最も高かった。

● 個人備蓄の必要性の周知

- 地域の各種講演において、個人備蓄の必要性について呼びかけている。
- NTTと協定を結び、タウンページに防災特集を掲載している。
- 県が、県下一律に広報誌やテレビ等を活用して周知を行っている。
- 県が作成している防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」を、平成 25 年度に全戸配布している。また、平成 28 年度に改訂版を配布する予定である。



簡単に味付けや見た目を変えるなど具体的な災害時の調理方法についても併せて提案してはどうでしょうか。

3 避難所備蓄品の管理

● 避難者等のための食料品・生活必需品等の備蓄【強靱化アクションプランより】

- 避難者が必要とする食料や生活必需品の備蓄計画を作成し、計画的に備蓄を行う。

【目標】避難者等のための食料品備蓄率：L1 想定の日分

(現状) 平成 26 年度 0% (備蓄計画策定中) → 平成 31 年度 100%



地域や学校等での防災訓練の際に、消費期限が切れる前の備蓄食料について保護者も参加する形で実際に調理・試食し、使用法や味を確認するなど、備蓄の必要性について考えておくといよいでしょう。

4 物資の供給体制の確立

● 物資の供給について

- 災害時の物資の供給については、量販店や飲料業者、ホームセンター等 20 団体以上と協定を締結しており、災害発生時の供給体制を確保している。



支援物資を円滑に供給するため、運輸業界との協定の締結を進めてはどうでしょうか。



事例

個人備蓄の準備

個人のニーズに合わせた備蓄

仙台市では、東日本大震災の発災時、避難所となる学校に備蓄食料を確保していたが、マンションの高層階の住民や帰宅困難者等が避難所に避難してきたため、想定以上に避難者が多く発災後2日程度でほとんどが消費された。それまで各家庭「3日分」の備蓄を呼びかけていたが、東日本大震災後は「1週間分」の備蓄を呼びかけるようになった。

物資の供給体制の確立

仙台市では、量販店から物資を購入し、その量販店の倉庫に備蓄するといった、量販店と連携した備蓄方法を行っている。

この方法は、量販店が新たにその物資を注文した際はその備蓄を入れ替える仕組みになっており、備蓄場所の確保だけでなく物資の品質管理をお任せできるといったメリットがある。



③ 地域の結びつきの強化

提言

- 1 **地域住民同士のネットワーク作り** (地域)
 平常時から地域住民同士が関わり合うネットワークを構築し、行事等を通じて、顔の見える関係を作る。
- 2 **災害時要援護者(※)の避難への対応** (地域)
 高齢者等の災害時要援護者については、隣近所との交流が少なく災害時に避難できなかったり、避難を拒否したという例が報告されていることから、日頃から声掛けをし、地域の行事や防災訓練等に参加を促す。
- 3 **自主防災組織などにおける女性役員の選出** (地域・行政)
 町内会や自主防災組織の役員に女性が複数含まれるようにする。また、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行う。
- 4 **地域の専門的技術者等との連携** (地域)
 地域内で専門的な技術を持った方（例 医師、看護師、大工、調理師等）や、ボランティア経験のある方等の情報を持ち、訓練や災害時に力を貸してもらえるような関係を築いておく。
- 5 **地域団体の連携と体制作り** (地域・団体・行政)
 地域内にある企業や学校、消防団員、民生委員など地域をよく知る人と連携し、災害時お互いが協力し合える関係を構築する。また、地域の災害時要援護者の情報を共有し、災害時に力を貸してもらえるような体制作りをする。
- 6 **自主防災組織の結成** (地域・行政)
 自主防災組織が結成されていない地域には、自主防災組織の必要性について理解を促し、結成を働きかける。

※ 災害時要援護者の表記について

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）に伴い、「災害時要援護者」は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」というように表現が変更された。

本報告書では、前委員会の提言に限り「災害時要援護者」を用いている。



現状

1 地域住民同士のネットワーク作り

● 地域内連携体制の整備【強靱化アクションプランより】

- 各地域の町内会・自治会等の地縁組織や民児協・社協・青少協・NPO等の各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。

【目標】地域内連携協議会の設立数

(現状) 平成 25 年度 3 地区 → 平成 28 年度 20 地区

- 平成 27 年から立ち上げている、防災連合会(小学校区単位)の連絡協議会と連携して、地域住民同士のネットワーク作りの啓発や支援を行っている。

2 避難行動要支援者(※)の避難への対応

● 避難行動要支援者の支援体制構築【強靱化アクションプランより】

- 災害発生時の要配慮者の避難支援体制を構築するために、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、本人同意の取得、避難支援等関係者への名簿情報提供を推進するとともに、名簿を活用した地域での個別計画の策定や防災訓練の実施を支援する。

【目標】避難行動要支援者の支援体制構築

(現状) 平成 26 年度 全体計画策定、地域での取組(名簿提供等)着手

→ 平成 27 年度 地域での取組(名簿提供、個別計画策定等)継続・拡大

※ 避難行動要支援者とは、生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方のこと。(次のア～ク)

ア. 75 歳以上でひとり暮らしの方

イ. 75 歳以上の方のみで構成される世帯の方

ウ. 要介護認定 3～5 を受けている方

エ. 身体障害者手帳 1・2 級(総合等級)を所持する方

オ. 養育手帳 A を所持する方

カ. 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方

キ. 日常生活において部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者

ク. 上記以外で特に支援の必要がある方

3 自主防災組織などにおける女性役員の選出

- 地域の防災に関する説明会や講習会等において、防災活動への女性の参画を呼びかけている。
- 男女共同参画推進プラン 2016 においては、地区人権啓発推進委員会の女性役員の比率向上や、現在女性役員のいない自主防災組織の割合を減らす目標を掲げていく方針としている。今後、防災担当課と男女共同参画担当課が連携して取組を進めていく。



4 地域の専門的技術者等との連携

- 地域の専門的技術者等との結びつきが大事であることを、各講演や説明会等で助言したり事例を話したりするなどして啓発している。
- 防災士連絡協議会において、技術者との連携に関する分科会がある。(分科会名称：建築技術者との防災連携構築分科会)

5 地域団体の連携と体制作り

● 地域の消防団との連携

- 消防団は各地域の防災訓練に積極的に参加しており、また、独居の高齢者の家を訪問したり、地域のお祭りの警備等、日頃から地域と連携した取組を行っている。

【高知市消防団の防災訓練参加実績】

平成 25 年：87 件 平成 26 年：63 件 平成 27 年：140 件

● 防災士連絡協議会分科会での取組

- 防災士連絡協議会において、地域の企業が事業継続とともに社会貢献として事業所内に防災士を育て地域と連携して防災力・減災力を高めることに取り組む分科会がある。(分科会名称：1 企業 1 防災士（高知版防災隣組）)

● 学校との連携

- 地域では小中学校と連携した防災教育のほか、地域の量販店と小学校が一緒に防災イベントを行うことにより地域住民を巻き込む取組や、大学と連携したイベントにより子どもや若者の参加を促す取組等、各地域で自主的な取組がみられる。

● 避難行動要支援者の支援体制構築【強靱化アクションプランより】

- 災害発生時の要配慮者の避難支援体制を構築するために、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、本人同意の取得、避難支援等関係者への名簿情報提供を推進するとともに、名簿を活用した地域での個別計画の策定や防災訓練の実施を支援する。

【目標】避難行動要支援者の支援体制構築

(現状) 平成 26 年度 全体計画策定、地域での取組(名簿提供等)着手
→ 平成 27 年度 地域での取組(名簿提供、個別計画策定等)継続・拡大

6 自主防災組織の結成

- 自主防災組織が結成されていない地域には、近隣の既存の自主防災組織と連携して声がけをしたり、結成に向けての相談があれば地域に説明に出向いたりするなどのアプローチを行っており、今後も結成に向けた支援を行っていく。
- 現在、720 組織の自主防災組織があり、平成 27 年度には新たに 16 組織が結成をした(平成 28 年 1 月現在)。



事例

地域団体の連携と体制作り

東日本大震災の際、仙台市では、「せんたくネット（※）」による洗濯代行ボランティアの取組が行われていた。

避難所で洗濯や干し場所に困っていた女性と、仙台市内で「現地（津波被害が甚大な沿岸部など）に行けない、何もできない」と無力感を抱きがちな女性をつなぎ、洗濯を代行することで双方の支援となるという仕組みをつくった。

その際に、運搬や洗濯ネットの確保等の課題があがったが、日頃からつながりのある団体の協力を得て、実現することができた。日頃からのつながりが、いざという時にも活かされた事例である。

※ 「せん」だいの女性たちが被災した女性の本音を「たく」さんくみとして、一緒に解決する「ネット」ワーク。東日本大震災発生後、男女共同参画社会の実現に向けて幅広く取り組むNPO法人「イコールネット仙台」と「せんだい男女共同参画財団」が協力し立ち上げた。



④ 行政職員の体制と研修

提言

- 1 **日常的な防災・減災意識の喚起** (行政)
全職員に防災、災害などに関する研修を行うとともに、各課に防災担当職員を置き、庁内統一されたテーマで日常的に防災、減災に対する意識を喚起する。
- 2 **マニュアル等の作成, 実践的研修・訓練等の実施** (行政)
初動体制などを含めた実践的な災害時の対応マニュアルや業務継続計画を作成し、それに基づいた実践的な研修、訓練等を実施して、全職員が災害時の対応について、理解を深める。
- 3 **男女のバランスを考えた職員配置** (行政)
 防災担当部局への女性職員の配置と、女性職員が主体的に防災対策に取り組める仕組み作りを行う。また、災害時の職員配置については、同性の職員のための配置にならないよう、バランスよく配置し、交代要員も準備する。
- 4 **職員個人の備蓄** (行政)
災害対応に従事する職員のための食料等を備蓄し、また職員は各自に必要な物品を個人で用意しておく。
- 5 **災害対応業務への備え** (行政)
家族の避難場所や安否確認方法等について事前に話し合っておくなど、災害発生時にも安心して業務が継続できるようにしておく。



現状

1 日常的な防災・減災意識の喚起

● 防災研修の実施

- 部局単位での研修や、新規採用職員を対象とした研修、また防災士の研修を行っている。
- 市民向けの防災に関する講演会を年に数回行っており職員にも案内をしている。



全職員が毎年必ず一度は研修を受けるような仕組みを作ってはどうか。

2 マニュアル等の作成、実践的研修・訓練等の実施

● マニュアル等の見直し

- 平成 27 年度に初動活動マニュアルの見直しを行った。
- 平成 27 年度に各部、各課での B C P（業務継続計画）策定を開始し、平成 28 年度中に完成予定である。

● 実践的研修・訓練の実施

- 南海トラフ地震を想定し、防災と津波避難を組み合わせた形で、毎年 2 月に庁舎防災訓練を実施している。（地震発生時の身体防御訓練については、市民対応中の職員を除く全職員が参加し、その後の避難誘導等は約 200 人が参加。）
- 平成 27 年度には、実践的な訓練として、風水害を想定した図上訓練を実施した。今後も災害の内容を変えて実施していく中で、南海トラフ地震を想定した図上訓練も実施する。
- 職員の安否確認システムを導入し、平成 27 年度に配信及び返信のテストを実施した。
- 災害対策本部の各部局で個別に具体的な研修を実施している。



全職員が一斉に避難するとどのようなことが起きるのか検証してみてもいいでしょうか。

3 男女のバランスを考えた職員配置

● 防災担当部局の男女構成比

- 平成 25 年度：男性職員 20 名（71.4%）、女性職員 8 名（28.6%）
平成 27 年度：男性職員 21 名（70.0%）、女性職員 9 名（30.0%）

● 災害対応業務における男女のローテーションのバランス

- 防災対策部の災害対策本部事務局のローテーションには職員全員が入っており、女性職員と男性職員は同じローテーションである。避難所班については、居住地で分けられており、地域性が優先されるため、職員の男女比に偏りが生じる場合がある。



4 職員個人の備蓄

● 応急活動用の水・食料の備蓄【強靱化アクションプランより】

- 災害発生時に応急活動を行う職員用の水・食糧などを備蓄する。

【目標】 応急活動に必要な職員用の水・食糧の備蓄率

(現状) 平成 25 年度 0 % → 平成 31 年度 100 %

5 災害対応業務への備え

● 家族の避難場所や安否確認の方法についての啓発

- 職員向けには、毎週防災担当部局による庁内放送での防災情報の提供や、防災に関する研修の実施、一般向け講演会についての案内等を行っており、その中で災害対応業務への備えについて啓発もしている。

事例

日常的な防災・減災意識の喚起

- 仙台市では新規採用から 3 年目・5 年目など定期的に防災に関する研修を行っている。
- 石巻市では、現在在籍する職員は全員震災を経験しているため、新採のみの研修を行っているが、やはり普段からの防災への意識が大事だという話があった。

マニュアル等の作成、実践的研修・訓練等の実施

- 仙台市では、発災時各自の判断で行動をしないと混乱を招くと考え、命令待ちの状態もあったとのことで、命令の伝達体制をしっかりと作っておくこと、また命令する職員の研修が必要ではないかという話があった。
- 岩沼市では全職員参加の避難訓練を実施している。そのため、震災時に全員避難できた。
- 石巻市では、新規採用職員研修の中で目黒巻を使用した防災トレーニングを実施している。目黒巻とは、「災害が発生した後、自分がどのような状況に置かれ、何を思いどう動くか」をイメージしながら、自分を主人公とした物語を時間軸に沿って自由に書き綴ることで、災害時の状況を自分自身の問題としてイメージするトレーニングツールである。

【目黒巻の記入例】

地震	目黒巻	震度 6 強	地震発生 9:00	10 秒後	1 分後
記入日	2015.11.20	TIME ⇒			
設定		災害発生時の状況	机の下に隠れ身を守る		
季節	秋	天気	晴れ	身を守りつつ周囲の状況を確認する	
時刻	14:00	たかじょう庁舎 6 階大会議室で視察報告をしている			
記入者	高知花子				
立場	主事				

災害対応業務への備え

- 視察で話を伺った複数の自治体から、発災直後から災害対応業務に追われる中、「家族の安否確認がとれるまで仕事に集中できなかった」という話があった。



(2) 災害発生直後の対応

① 避難誘導の実施

提言

- 1 **情報入手方法の確保** (地域)
ラジオやメール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等，なるべく多くの情報入手方法を確保する。
- 2 **情報の伝達** (行政)
子育て家庭や介護等で窓を閉め切った状態で自宅にいる人や，視覚・聴覚等障害者へ情報を早急に伝達する。
- 3 **安全な避難経路の確保** (地域・行政)
避難場所の周知を図るとともに，安全に避難できるように避難経路を確保する。安全に通行できる道路の確保と，照明や道標の設置が必要。
- 4 **災害時要援護者の避難** (地域・行政)
災害時要援護者の避難については，その方法や場所について当事者と支援関係者とで事前に確認した方法をもとに避難する。
- 5 **避難時の支援体制の確立** (地域・団体・行政)
介護施設や保育所等，避難に支援を要する施設では，地域や団体の協力を得て避難する。



現状

1 情報入手方法の確保

● 情報の発信

- 携帯電話への緊急速報メール（エリアメール）や、Ｌアラート（※）を通して各メディアから情報を発信する仕組みになっている。

※ Ｌアラート（災害情報共有システム）とは、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。地方自治体、ライフライン関連事業者等公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者等その情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できる。

- 避難所の開設場所も緊急速報メールで知ることができる。ほかにもホームページ・フェイスブック・マスメディア・防災行政無線等により情報を発信する。

● 情報入手方法の啓発

- 地域での講習会等で、情報入手方法について話をしている。

2 情報の伝達

● 多様な情報伝達手段の整備

- Ｌアラートを活用したテレビやラジオ等による情報提供、携帯電話への緊急速報メール等多様な情報発信を行っている。また、町内放送設備の整備に対して一部補助を行っている。



3 安全な避難経路の確保

● 避難経路の周知

- 平成 26 年度に小学校区単位で「高知市津波避難マップ」を作成し、対象地域に配布した。（3 年に一度改訂予定）
- 高知市ホームページに「防災マップ」や「地震・津波ハザードマップ」,「高知市津波避難マップ」等を掲載している。
- 広報誌「あかるいまち」を活用して周知を行っている。

● 津波避難路の整備

- 津波浸水想定をもとに市内 240 箇所の津波避難路整備を行っている。
- 自然地形の高台や山を利用し、海拔 20m を避難到達点の目標として、円滑に避難するためのコンクリートや擬木の階段、転落防止の手すりのほか、避難誘導灯の設置や、避難路の途中に当該地点の海拔を表示するなど、安全な避難行動がとれるように配慮した整備を実施している。

● 避難場所への標識・照明の設置

- 避難場所となる小中学校の校門付近に案内標識を設置している。
- 夜間避難を想定して、避難場所となる高台への上がり口には、ソーラー発電・蓄電式の自立した照明を設置している。市内 240 箇所について、平成 27 年度設置が完了した。

4 避難行動要支援者の避難

5 避難時の支援体制の確立

● 避難行動要支援者の支援体制構築【強靱化アクションプランより】

- 災害発生時の要配慮者の避難支援体制を構築するために、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、本人同意の取得、避難支援等関係者への名簿情報提供を推進するとともに、名簿を活用した地域での個別計画の策定や防災訓練の実施を支援する。

【目標】避難行動要支援者の支援体制構築

（現状）平成 26 年度 全体計画策定，地域での取組（名簿提供等）着手
→ 平成 27 年度 地域での取組（名簿提供，個別計画策定等）継続・拡大



整備された津波避難路



避難誘導灯



② 災害対策本部の設置

提言

1 女性職員の配置

(行政)



災害対策本部に女性職員を配置する。

また、災害対策本部の事務局を担う担当部局の職員にも、女性職員を配置する。

現状

1 女性職員の配置

● 災害対策本部員の男女構成比

- 平成 27 年度：男性職員 14 名（93.3%），女性職員 1 名（6.7%）

なお、災害対策本部部員は職名で決められているため、女性の配置割合は変動する。

● 防災担当部局の男女構成比

- 平成 25 年度：男性職員 20 名（71.4%），女性職員 8 名（28.6%）

平成 27 年度：男性職員 21 名（70.0%），女性職員 9 名（30.0%）



③ 災害対応に携わる者への支援

提言

1 災害拠点園の確保

(団体・行政)



非常参集される職員や社員の子どもの保育のために災害拠点園(公立保育所等)を定めておき、保育を早急に再開する。

2 子どもの預かり支援

(団体・行政)



公立保育所の復旧・再開が困難な場合は、避難所の一角や庁舎内又は事業所の空き部屋等で、緊急対応として子ども等を預かる場所及び人材を確保する。

3 災害対応業務体制の整備

(団体・行政)



災害対応業務に従事できる職員や社員で早急にローテーションを組む。

4 家族の安否確認

(団体・行政)

職員や社員の家族の安否確認が取れるような体制づくりをする。

5 支援者への支援

(地域・団体・行政)



支援者への精神的支援を行う。



現状

1 災害拠点園の確保

- 被害が少ないと思われる場所に、複数の災害拠点園を検討している。

2 子どもの預かり支援

- 災害時の保育場所の開設
 - 災害時の状況に応じて保育場所を開設することを検討している。
- 避難所での保育士配置について
 - 保育士（職員）を必要な避難場所に数名派遣する。



避難所等での保育体制についての検討や、シミュレーションをしてみ
てはどうでしょうか。

3 災害対応業務体制の整備

5 支援者への支援

- 平成 27 年度に避難所班員の割り当てを施設毎からエリア別（3～5施設を管
理）に変更し、交替体制を整えている。

4 家族の安否確認

- 災害時の職員の安否確認について
 - 安否確認システムを導入し、平成 27 年度に配信及び返信のテストを実施した。
- 家族の避難場所や安否確認の方法についての啓発
 - 職員向けには、防災対策部が毎週職員の訓練と防災情報の提供を兼ねて実施し
ている庁内放送や研修、一般向け講演会の案内等により防災の啓発を行って
おり、その中で災害対応業務への備えについて話すことがある。
 - 家族間での連絡手段の共有については、防災講習会等を通じて市民に周知して
いる。



伝言ダイヤル等を活用した確認手段を周知してはどうでしょうか。

忘れない？
171

災害用伝言ダイヤル 171
災害用伝言板 web171

**事例****災害拠点園の確保****子どもの預かり支援****東日本大震災発災時の仙台市の対応**

- 仙台市では 10 箇所の保育所が保育所以外に避難し、38 箇所の保育所は所内に留まった。
- 保護者が子どもを迎えに来た状況は、①当日（41 箇所）、②翌日（6 箇所）、③翌々日（1 箇所）であった。
- 公立保育所は閉所することなく保育を継続した。
- 7 箇所の保育所が地域に開放し、避難所に入りきらない近隣住民の受入、近隣の高齢者の一次預かり、避難所に入れない入所児童の家族の受入れ等を行い、避難所として機能した。
- 甚大な被害を受けた保育所が、近隣の保育所で代替保育を実施した。なお、発災から約 5 日は避難所である隣接する小学校の体育館で保育体制をとった。



④ 帰宅困難者への対応

提言

- 1 **一時受入れ場所の開設** (団体・行政)
事業所や商業施設等は、帰宅困難者の一時受入れ場所を開設する。
- 2 **安全の確保・誘導** (団体)
事業所や商業施設等は、必要に応じて利用客や従業員等を最寄りの避難所に誘導する。
- 3 **情報発信** (行政)
災害の状況や交通情報など必要な情報を提供する。

現状

- 1 **一時受入れ場所の開設**
 - 帰宅困難者の一時避難所の開設
 - 本市における公共交通機関の利用者数や、公共交通機関による通勤、通学距離等から、東日本大震災のような大量の帰宅困難者の発生は想定しづらく、近隣の避難所で対応することとしている。
- 2 **安全の確保・誘導**
- 3 **情報発信**
 - 災害時、利用客や従業員等を避難誘導する体制の整備の指導
 - 企業のBCP（事業継続計画）については、県主導での取組とあわせて作成の呼びかけを行っている。
 - 帰宅困難者への情報提供の検討
 - 帰宅困難者に限定した情報提供は検討していないが、携帯電話への緊急速報メールや、Lアラートを通して各メディアから情報を発信する仕組みになっている。
 - 避難所の開設場所も緊急速報メールで知ることができる。ほかにもホームページ・フェイスブック・マスメディア・防災行政無線でも情報提供している。

事例

一時受入れ場所の開設

仙台市は、東日本大震災を踏まえ、一時避難所として事前に企業と協定を結んでおき、帰宅困難者を一時避難所に誘導するようにしている。従って、近隣の避難所での受入れはせず、個々の事業所に対応するようになっている。



(3) 避難所での生活

① 避難所の開設

提言

1 各専用スペースの設置

(地域・行政)



間仕切り用パーティション等を活用し、女性専用スペース（更衣室、授乳室）、休養スペース、男女別の物干し場を設置する。

2 子ども専用スペースの設置

(地域・行政)



子どもスペースを設置し、子どもが安心できる場を設置する。

3 優先スペースの設置

(地域・行政)



乳児、高齢者、障害者などとその家族の優先スペースを設置する。

4 トイレの設置場所・仕様

(地域・行政)



トイレは男女別とし、高齢者や障害者の使いやすい設置場所と仕様にする。

5 夜間照明の確保、巡回の実施

(行政)



夜間照明の確保と巡回、女性警官の派遣を要請する。

6 相談窓口の設置

(行政)



相談窓口を設置し、周知する。内容に応じて専門機関につなぐ。

7 ペットなどの対応

(地域・行政)

ペットなどは飼い主にとって家族同様であることを理解し、トラブル防止のためのルールづくりを行う。なお、避難者の中には動物に対してアレルギーのある人もいるため、専用スペースの配置等について配慮する。



現状

1 各専用スペースの設置

- 「地域防災計画」及び「避難所開設・運営マニュアル」に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営について記載している。

2 子ども専用スペースの設置

- 直接的な表現ではないものの、「避難所開設・運営マニュアル」に、避難所生活の長期化に対する柔軟な対応の必要性を記載している。

3 優先スペースの設置

- 「地域防災計画」及び「避難所開設・運営マニュアル」に、要配慮者に対する特定スペースの確保について記載している。

4 トイレの設置場所・仕様

- 「避難所開設・運営マニュアル」には、トイレの管理についての記載のみであるが、「災害廃棄物処理計画」に、女性の視点を生かした災害対策として、仮設トイレの設置場所や仕様に関する配慮について記載している。
- 指定避難所に、初動体制がとられるまでの対策として、携帯トイレと簡易トイレ等を配備するよう現在取り組んでいる。
- 簡易トイレの配備については、既存の和式トイレを洋式として対応可能にすることや、幼児から高齢者まで誰でも簡単に使用できるような仕様であることなどの配慮をしている。
- 発災時の仮設トイレの設置については、現在民間業者との協定の締結を進めている。

5 夜間照明の確保、巡回の実施

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、巡回による防火・防犯、トイレまでの夜間照明の配慮について記載している。

6 相談窓口の設置

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、避難者の相談窓口の設置と男女別に設置するなどの配慮について記載している。

7 ペットなどの対応

- 「地域防災計画」に、家庭動物との同行避難のためのスペースや隔離用テントや飼育用ケージの確保について記載している。また、「避難所開設・運営マニュアル」には、避難所におけるペットの管理について記載している。



② 避難所の運営

提言

1 管理責任者に男女双方の配置 (地域・行政)



避難所の管理責任者には、男女双方を配置する。また、災害発生直後は昼夜での対応が必要なため、交替できる体制を作っておく。

2 避難所運営への男女双方の参画 (地域・行政)



避難所は自治的な運営を目指し、その運営組織には、男女双方が参画するとともに、女性も当事者として意見を述べ、責任者として意思決定する立場に立つ。

3 多様な意見を取り入れた避難所でのルール作り (地域・行政)

運営組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な人の意見を取り入れ、避難所での生活のルールを作る。

4 平等な役割分担 (地域・行政)



避難者が活動する際は、性別等により役割を固定化しないようにする。

女性に偏りがちな活動例：食事作り・介護・清掃 等

男性に偏りがちな活動例：運営責任者・瓦礫撤去 等

5 必要な支援内容の明確化 (地域・行政)



今必要としている支援の内容（例：入浴や洗濯に困っている等）を明確にし、ボランティア等による必要な支援が入りやすいようにする。

6 世帯・個人単位の避難者名簿の作成 (行政)



避難所ごとに作成する避難者名簿は、男女の置かれている状況等を把握するため、世帯単位とともに個人単位も作成する。記入項目としては、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、避難者が持つ特技や資格、外部からの問い合わせに対する情報の開示・非開示等が考えられる。避難者の個人情報の取扱いや管理には十分注意する。

7 安全のための個人情報管理の徹底 (行政)

避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある人が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。



現状

1 管理責任者に男女双方の配置

2 避難所運営への男女双方の参画

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、避難所運営委員会のリーダーやメンバーの選出にあたっては、男女のバランス等、様々な避難者の意見が反映できるように配慮するとともに、女性の視点からの避難所運営のために、女性が参加しやすい雰囲気づくりをするなどして、避難所運営委員会への女性の積極的な参加を促すよう記載している。

3 多様な意見を取り入れた避難所でのルール作り

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、避難所生活の共通ルールとして基本的なものは様式として記載しており、細かい部分は避難所運営委員会設置後に決定することになっている。多様な意見を取り入れるために、意見箱を設置するなどして避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付けるよう記載している。

4 平等な役割分担

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、運営が特定の人に負担が偏らないよう、交替や当番等によりできるだけ多くの人が役割を担うよう記載している。



役割分担の際には、性別等により役割を固定化しないようにするというのを、避難所開設・運営マニュアルにも明記しておいてはどうでしょうか。

5 必要な支援内容の明確化

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、総務班が避難者からの意見や要望を受け付け避難所運営委員会へ報告し、委員会でボランティアに協力を依頼したい作業内容、期間等について検討の上、必要な支援内容等を決定するよう記載している。

6 世帯・個人単位の避難者名簿の作成

7 安全のための個人情報管理の徹底

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、避難者が入所あるいは退所するときは、「避難者名簿」及び「避難者一覧表」の記入を依頼するよう記載しており、これらの様式には提言項目全てを反映している。また、これらの記載内容は個人情報であり、取扱い・管理を厳重に注意するよう記載しており、特に情報公開を希望しない避難者の情報については、十分に留意する必要があることを特記している。



③ 物資の供給と管理

提言

- 1 **被災者の実態把握** (地域・行政)
被災者(避難所及び在宅)の性別、年齢別の把握を早い時期に行い、その情報を支援に活用する。
- 2 **ニーズの把握** (行政)
民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、意見箱の設置などによりニーズを把握する。
- 3 **全避難所統一様式による支援物資の管理** (行政)
「物資管理表」や「受け入れ記録表」などにより支援物資を管理し、報道機関も活用しながら、必要な物資を調達する。また、分別や配送などは民間事業者の活用も図る。
- 4 **在宅避難者への提供方法の確立** (行政)
在宅避難者への物資の提供方法を決めておく。
- 5 **女性による女性用品のニーズ把握と配布** (行政)
 女性用品(下着や生理用品など)に対する要望の把握と配布は、女性から女性に対して行う。
- 6 **支援終了時期の見極め** (行政)
避難者の自立への支援を行うことを念頭に、被災状況に応じた支援の終了時期を見極め、復興への支援に移行する。



現状

1 被災者の実態把握

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、管理班が「避難者一覧表」を集計し、毎日定時に入所状況等をまとめて総務班に報告するよう記載している。

2 ニーズの把握

- 「地域防災計画」では、必需物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するよう記載しており、「避難所開設・運営マニュアル」でも、総務班が意見箱を設置するなどして避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、避難所運営委員会へ報告するよう記載している。

3 全避難所統一様式による支援物資の管理

- 「地域防災計画」では、生活必需物資等の配分の際には、民間事業者や地域団体等と連携し円滑に実施するよう記載しており、「避難所開設・運営マニュアル」には、食料・物資の受入れの際には「食料・物資管理簿」に記入し、在庫管理を徹底するよう記載しており、共通の様式も作成している。

4 在宅避難者への提供方法の確立

- 「地域防災計画」及び「避難所開設・運営マニュアル」に、生活必需物資等の配給は避難所を通じて行うよう記載している。



具体的な提供方法について検討しておいてはどうでしょうか。

5 女性による女性用品のニーズ把握と配布

- 「地域防災計画」では、生活必需物資等を確保及び配布する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するよう記載しており、「避難所開設・運営マニュアル」には、女性用品（下着や生理用品等）の配布は、女性が担当するなど配慮するよう具体的に記載している。

6 支援終了時期の見極め

- 「地域防災計画」及び「避難所開設・運営マニュアル」には、撤収期（避難所閉鎖）に関する記載はない。



スムーズな閉鎖のためには、閉鎖時期や撤収準備等について事前に避難者に説明し、理解を得ることが大切です。



事例

支援終了時期の見極め

仙台市のある避難所では、閉所日（災害対策本部が決定）を避難者に早めに周知し、残っている避難者の被災状況（住居・家族の状況等）や今後の生活の予定を確認し、自立に向けた相談・支援を行ったことでスムーズに閉鎖できた。

また、A避難所の閉鎖により別のB避難所に移動して避難所生活が長期化することがないように、小学校・町内会等の避難所を全て同時に閉鎖するといった工夫をしている。



④ 心身の健康

提言

- 1 **手洗い場の設置, 消毒剤等の配備** (地域・行政)
感染症予防策として、各避難所の手洗い場の設置と消毒剤等の配備を行う。
- 2 **衛生的環境の維持管理** (地域)
共有スペースは役割を分担して清掃を行い、常に衛生的な環境を保つ。
- 3 **災害時要援護者への配慮** (地域・行政)
災害時要援護者は保健上の配慮が必要なので、専用の休養スペースの確保や、食事や保温等の生活面で特段の配慮を行う。
- 4 **個人での薬の管理** (地域)
服薬中の人は、日頃からお薬手帳を持っておくなどして、自分が使用している薬の名称や量について分かるようにしておく。
- 5 **個別対応が必要な人への支援** (地域・行政)
個別に医療、保健、福祉等の支援が必要な人への対応について、あらかじめ体制を決めておく。
- 6 **有資格者への協力要請** (地域・行政)
避難所運営に必要な事項（例：衛生管理や介護、食事の調整）について、避難者の有資格者（看護師、保健師、介護士、栄養士等の専門職）へ協力を求める。
- 7 **男女双方の相談員を配備した相談窓口の設置** (地域・行政)
 男女双方の相談員を配備した相談窓口を設置し、身体の相談だけでなく、災害によるストレスに関連した相談も気軽にできる体制をとる。
- 8 **心身リフレッシュのための取組** (地域)
様々な交流イベントを実施し、避難所から戸外へ出て、心身をリフレッシュするよう工夫する。



現状

1 手洗い場の設置, 消毒剤等の配備

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、感染症の発生を予防するため、トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置し、うがい・手洗いを励行するよう記載している。

2 衛生的環境の維持管理

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、共有部分（トイレ・風呂を含む）の掃除について、避難者が当番を決めて交替で定期的に行うよう記載している。

3 災害時要配慮者への配慮

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、要配慮者を優先して、和室や空調設備のある教室等に割り当てるよう記載している。

4 個人での薬の管理

- 「地域防災計画」に、市民は必要となる食料や物資等の備蓄に努めるよう記載している。（例えば、持病のある方は1週間分程度の医薬品を確保するなど）
また、市民に対しては、県が作成している防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の配布や各種講習会を通じて啓発している。

5 個別対応が必要な人への支援

- 「地域防災計画」では、避難所生活支援については「災害対策要援護者支援対応マニュアル」に基づき、各関係団体の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めるよう記載している。現在、本マニュアルについては修正等を行い、「災害時における要配慮者支援対応マニュアル」として改訂する予定である。
- 「避難所開設・運営マニュアル」には、要配慮者への対応として、優先スペースへの配置や定期的な状況確認を行い、必要に応じて福祉避難所等への移送要請や専門ボランティア派遣の要請をするなど、具体的な対応について記載している。

6 有資格者への協力要請

- 「避難所開設・運営マニュアル」には、避難所及び地域で専門の資格を持った人（看護師、介護士、手話、外国語等）を募り、避難所の運営に協力してもらうよう記載している。また、人材発掘がしやすいよう「避難者名簿」様式に特技や資格を記入する欄を設けている。

7 男女双方の相談員を配備した相談窓口の設置

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、相談窓口は男女別に設置するなど、相談しやすいよう工夫をするよう記載している。

8 心身リフレッシュのための取組

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、長期化する避難所生活の見直しの一つとして、避難所内外のイベント・レクリエーションを行うなど生活に変化を取り入れるよう提案している。



⑤ 生活環境の整備

提言

- 1 **安全・安心な環境の確保** (地域・行政)
避難所開設直後からの巡回警備（パトロール）の実施や、防犯ブザーの準備など、安全・安心の確保に努める。
- 2 **意見箱の設置** (地域・行政)
一人ひとりが多様な存在であることを尊重し、安心できる生活環境の整備に生かすための意見箱を設置する。
- 3 **男女共同参画センターとの連携** (行政)
 男女共同参画センター（ソーレ）や民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、不安や悩みを相談できる相談窓口を設置するとともに、女性や子どもに対する暴力等の予防について周知する。
- 4 **保育所・学校の早期再開** (行政)
 大人のストレスの影響を受けやすい子ども達のために、遊びや学習の時間を確保し、一人ひとりの状態を把握し、ケアしていく。



現状

1 安全・安心な環境の確保

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、防火・防犯のための巡回や女性・子どもの安全面への配慮等について記載している。

2 意見箱の設置

- 「避難所開設・運営マニュアル」に、意見箱を設置するなどして避難所運営に関する意見や要望等を受け付けるよう記載している。

3 男女共同参画センターとの連携

- 男女共同参画センター（ソーレ）では、避難所生活を想定した具体的計画等はないが、ソーレが加盟している全国女性会館協議会が「災害支援ネットワーク」を立ち上げている。今後、それらの活用も含めて災害時の対応について構築していく予定である。

4 保育所・学校の早期再開

- 「地域防災計画」に、教育・保育対策として、二部授業及び余剰教室や最寄りの公共施設を利用するなどの方法による早期の授業や保育の実施について記載している。



避難生活が長期化する場合は、避難所内でも学習できる環境を設定することについても、避難所運営マニュアルに盛り込んでおくといでしょう。



避難所はまさに生活の場となることから、女性の視点からの提言が最も多い部分です。これらの内容が実行できるように実践的な研修や訓練をしていくことが重要です。



(4) 応急仮設住宅

① 応急仮設住宅の提供と運営管理

提言

- 1 **四季やバリアフリーに対応した仕様** (行政)
 応急仮設住宅は、長期間の使用も想定し、四季を通した設計であるとともにバリアフリー対応の仕様を、県に要望する。
- 2 **コミュニティ単位での入居** (行政)
 応急仮設住宅には、自治会ごとに入居ができ、従前のコミュニティを維持できるよう工夫する。
- 3 **世帯・個人単位の入居者名簿の作成・管理** (行政)
 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位で把握し、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)や外部からの問い合わせに対する情報の開示非開示等について管理する。
- 4 **買物など日常生活の支援** (団体・行政)

 応急仮設住宅からの移動手段がない高齢者や障害者、子育て家庭等の入居者の日常生活の利便性の向上や、買物の支援という観点から、移動販売や仮設の商業施設の設置、仮設住宅近隣へのバス停の新設、便数の増発など必要に応じた対応を行う。
- 5 **女性・子どもの安全に関する対応** (地域・行政)

 女性や子どもへの暴力等を防ぐために、死角のできにくいレイアウトや屋外照明を十分に設置する。また、防犯ブザーやホイッスルの携帯を呼び掛ける等、一人ひとりが防犯について意識するとともに、暴力等に関する啓発活動など、暴力を許さない環境づくりを行う。
- 6 **自治組織の結成** (地域・行政)

 地域住民で課題が解決できるように自治組織を作ること支援する。その際は役員等に女性が少なくとも3割以上は参画することを目標とし、女性や若者、高齢者、障害者等多様な主体の意見を取り入れていく。



現状

1 四季やバリアフリーに対応した仕様

- 県が策定する標準マニュアル「応急仮設住宅建設マニュアル」等について、提言内容も含めて協議している。



高齢者や障害者等，多様な方の意見を直接聴くことも重要ではないでしょうか。

2 コミュニティ単位での入居

- 「地域防災計画」に，従前のコミュニティの維持ができるよう配慮することについて記載している。
- 市独自の「応急仮設住宅入居マニュアル」を策定予定であるが，災害規模，各世帯の被災状況，避難先の選択結果や応急仮設住宅の規模等により，状況が大きく違ってくる。また，高齢者等が集中しないような配慮も課題である。

3 世帯・個人単位の入居者名簿の作成・管理

- 提言内容も念頭において検討していく予定であるが，取り組むことが難しい状況となっている。

4 買物など日常生活の支援

- 担当課が決まっていないため，取り組めていない。



応急仮設住宅の生活に関する担当課を明確にし，庁内の横の連携を強化することが必要ではないでしょうか。



5 女性・子どもの安全に関する対応

- 応急仮設住宅における暴力等に関する啓発活動としての具体的計画等はないが、男女共同参画推進プラン 2016 において取組の必要性を記載している。
- 平時から女性・子どもの安全に関して下記のような取組をしている。
 - ・ 男女共同参画担当課や男女共同参画センター（ソーレ）が作成した冊子及びパネル等による啓発
 - ・ 男女共同参画センター（ソーレ）にてDV防止啓発講演会を開催
 - ・ 地域情報紙（ミリカやほっとこうち等）にてDV，デートDV防止啓発広告掲載
 - ・ DV等被害者支援ネットワーク会議を開催。庁内の連携によりDV等被害者を支援
 - ・ 学校（小・中・高）でデートDV学習会を開催し，啓発及び相談窓口を周知
 - ・ 養成講座等による女性リーダーの育成



災害時を想定したセミナーや研修会の開催等，具体的に考えてもらう機会を設けてはどうでしょうか。

6 自治組織の結成

- 「地域防災計画」に，安全の確保，コミュニティの形成や女性をはじめとする生活者の意見を反映するよう記載している。
- 県が策定する標準マニュアル「応急仮設住宅入居マニュアル」等について，提言内容も含めて協議している。

事例

買物など日常生活の支援

<移動バス>（宮城県南三陸町）

隣接している登米市に設置している南三陸町の応急仮設住宅では，町民の通勤や通学等のために，仮設住宅から南三陸町を結ぶバスが運行している。





② 保健・健康増進

提言

- 1 **人権啓発の推進** (行政)
人権啓発の推進を図り、プライバシーの尊重や、DVの発生を抑制する。
- 2 **男女双方の生活支援員の配置** (地域・行政)
 自分自身の健康管理はもちろんのこと、女性も男性もそれぞれ心身の健康問題を相談しやすいように、生活支援員は男女双方を配置する。
- 3 **専門機関との連携** (行政)
専門的な支援が必要な場合は、専門機関につなぐ。
- 4 **男性への支援** (地域・行政)
男性が参加しやすいプログラムを実施する等、男性の交流を促す。
- 5 **入居者の交流** (行政)
入居者の孤立を防ぐために、共有スペースの確保や交流が図れる環境を作るとともに、生活支援員や専門職による相談ができる体制を整える。また、生活支援員による声かけや行事で交流を促し、その運営を支援する。
- 6 **生活支援員等への男女共同参画研修の実施** (地域・行政)
 生活再建に密接に関わる生活支援員等には、男女共同参画の視点を反映することが求められるため、男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施する。
- 7 **個別訪問による支援** (地域・行政)
保健師や生活支援員、民生委員等の個別訪問により、入居者が抱える問題やニーズの把握及びその解決に努める。傾聴ボランティアを活用することも考えられる。
- 8 **安心して相談できる暴力への相談窓口の工夫** (地域・行政)
 配偶者からの暴力の相談窓口については、安心して相談できるよう女性だけの集まりの場を利用する等といった工夫をする。



現状

1 人権啓発の推進

- 応急仮設住宅を想定した具体的計画等はないが、男女共同参画推進プラン 2016 において取組の必要性を記載している。
- 平時から人権啓発の推進に関して下記のような取組をしている。
 - ・ 男女共同参画センター（ソーレ）にて女性の視点からの防災対策についてのパンフレットを作成・配布
 - ・ 地区人権啓発推進委員会等で南海トラフ地震対策に女性の視点を取り入れるための講演会を実施



災害時を想定したセミナーや研修会の開催等，具体的に考えてもらう機会を設けてはどうでしょうか。

2 男女双方の生活支援員の配置

5 入居者の交流

6 生活支援員等への男女共同参画研修の実施

- 生活支援員を所管する担当課が決まっていないため，取り組めていない。



応急仮設住宅内でコミュニティが形成できる体制を事前に検討しておいてはどうでしょうか。

3 専門機関との連携

- 災害時に心のケアが必要な人やアルコール依存，DV，児童虐待等の問題が生じた場合に，連携がとれる仕組みができていない。

4 男性への支援

- 応急仮設住宅を想定した具体的計画等はない。
- 平時から男性の交流等を促進するために下記のような取組をしている。
 - ・ 男女共同参画センター（ソーレ）にて男性相談を実施
 - ・ 男女共同参画センター（ソーレ）にて男性向けの料理や家事，健康づくりの講座を開催。講座の中で，男女共同参画について講義を実施

7 個別訪問による支援

- 民生委員・児童委員が普段から地域福祉の担い手として活動をしている。

8 安心して相談できる暴力への相談窓口の工夫

- 発災後，男女共同参画センター（ソーレ）の業務の再開にあわせて，相談窓口等を再開する。
- 女性だけの集まりの場については，具体的な検討はしていない。



事例

男女双方の生活支援員の配置

専門機関との連携

＜平田地区サポートセンター＞（岩手県釜石市）

当センターの運営は、民間事業者が一括して行っている。もともと行っていた介護事業のノウハウを活かしたサポートを提供しつつ、その都度発生する問題に住民と協力しながら解決を図っている。

職 員

13名（デイサービスとの兼務者3名含む）日勤3～4名，遅番1名，夜勤1名
看護師，ケアマネージャー，介護福祉士，ヘルパー2級等の資格あり

関連機関との連携

- まちづくり協議会会議（2回／月），エリア連携ミーティング（1回／月），支援ミーティング（1回／月），サポートセンター定例会議（1回／月）
- 包括センター，高齢介護課，仮設住宅運営センター，街づくり推進課，@リアス（連絡員），社会福祉協議会，病院，クリニック，薬局，各介護事業所，他サポートセンター，ママハウス，自治会他



男性への支援

入居者の交流

<コミュニティ型仮設住宅> (岩手県釜石市)

向かい合わせの玄関やアーケード付きウッドデッキ等，入居者同士の交流が自然と生まれる仕組みになっている。ウッドデッキは高齢者や障害者にも安心なバリアフリー空間となっている。



<矢本運動公園仮設住宅の取組> (宮城県東松島市)

長引く仮設住宅での生活からくるストレスを軽減するため，お茶会やママサロン等のイベントを開催し，近隣住民も受入れて交流を図った。

また，一人でもりがちな男性の交流を目的として「男塾」を開き，体力測定やマレットゴルフを行うなどの取組も行った。





個別訪問による支援

<つながるコール対応>

夜間対応型訪問介護のケアコールシステムを活用して 24 時間 365 日、いつでも繋がる、いつでも話ができる安心を提供している。

<仮設住宅巡視>

閉じこもりや対人関係の断絶、過度のアルコール摂取、うつ状態、栄養不良、慢性疾患管理の放置等により起こり得る「孤独死」を防ぐことが最大の目的。



<平田診療所>

市から依頼を受けた地元医療機関が運営し、週 3 日内科診療を行っている。インフルエンザの予防対策や巡視時の医療的助言をサポートしている。

安心して相談できる暴力への相談窓口の工夫

<みやぎジョネットの活動> (宮城県南三陸町)

宮城県南三陸町志津川に、トレーラーハウスを設置し、地域の女性たちの活動場所として開放していた。ジョネットサロンでは、全国からの寄附等によりお茶類を置き、ここに集まり、和やかな会話の中でお茶会や手工芸を開催していた。



※ みやぎジョネットとは…

東日本大震災をうけ、被災地女性と全国支援者の想いを結ぶことを目的にする市民活動団体。全国からの支援物資を被災地女性へ届けており、各種支援プログラムによって、女性ひとりが復興することを支援している。また、女性のニーズを調査し、政策への提言をしている。



(5) 復興

① 復興計画・復興まちづくりへの参画

提言

- 1 女性の参画** (地域・団体・行政)
 復興計画やまちづくり計画の策定委員会・協議会等を設置する場合には、女性の委員を少なくとも3割以上は就任させることが必要とされている。既存の組織（男女共同参画の活動をしている団体等）の活用や、各種団体からの女性リーダーの積極的な参画を求める。また、将来を担う子どもたちの意見を反映できるよう工夫する。
- 2 多様な立場の意見の反映** (地域・行政)
 復興まちづくりを進めるうえで、広く市民にアンケートを実施したり、ワークショップ意見交換会を開催する等、多様な意見を集約する。その際、女性だけが複数人で話し合う場を設定するなど、女性が意見を出しやすいよう工夫する。
- 3 復興対策本部への女性職員の配置** (行政)
 復興対策本部に女性職員を配置する。



現状

1 女性の参画

- 「地域防災計画」に女性の参画の促進について記載している。
- 「平成 26 年度高知市男女共同参画推進プラン 2011 年次報告表」より、審議会等における女性の参画状況を少なくとも 3 割程度となるよう担当各課に働きかけており、同時に女性委員を含まない審議会をなくすよう呼びかけている。
- 「こうちこどもファンド」において、子どもたちが自主的に提案・行動するまちづくり活動への助成を通して、自分たちが普段生活している「まち」を見直す機会を提供するとともに、自ら提案する力と実行する力を育てていくことを目指している。（「高知市子どもまちづくり基金助成金事業」）

2 多様な立場の意見の反映

- 「地域防災計画」に障害者や高齢者等の多様な立場の人の参画について記載している。
- 高知市の基本的な政策の策定にあたり、事前に内容を公表し、市民に意見・提言等を広く聴き、それを考慮して意思決定をするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する制度を設置している。（市民意見提出「パブリック・コメント」制度）



平時から当事者団体と連携を図り、当事者の声を聞く機会を設けてはどうでしょうか。

3 復興対策本部への女性職員の配置

- 復興対策本部は職名で決められているため、女性の配置割合は変動する。



② 被災者の生活再建支援等

提言

- 1 **必要な人に支援金が支給される方法の検討** (地域・行政)
 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給は、世帯主に対して原則支給されるが、必要な人に支援金が支給されるような方法を検討しておく。
- 2 **支援制度の周知** (行政)
生活再建に関する支援制度を周知するため、制度説明をまとめた冊子を作成し、周知する。
- 3 **情報の周知** (団体・行政)
 経営支援や起業支援の補助制度等の情報を、男女偏ることなく広く周知する。
- 4 **女性への就労支援** (地域・行政)
 女性への就労支援として、ハローワークと連携した就職支援や、緊急雇用事業における女性の採用促進等の支援を行う。
- 5 **雇用継続の要請** (行政)
企業に対して、災害後も可能な限り雇用を継続するよう要請する。
- 6 **子ども・高齢者の預かり支援** (団体・行政)
 民間支援団体等と連携し、子どもや高齢者の一時的な預かりを行い、働きに出られる環境を整える。
- 7 **保育所・学校の早期再開** (団体・行政)
 被災者が安心して仕事に就けるために、早急に保育所・学校を再開する。
- 8 **柔軟な勤務形態の整備** (団体)
仕事と家庭を両立しやすいよう、勤務先への託児所の配置や、柔軟な勤務形態の整備を促進する。
- 9 **相談窓口の周知** (地域・行政)
 男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、女性の生活再建についての相談窓口について周知する。



現状

1 必要な人に支援金が支給される方法の検討

- 被災者生活再建支援金の支給は国の制度として世帯主に支給されるため、市では特別な対応はしていない。

2 支援制度の周知

- 「地域防災計画」に生活再建に関する支援制度の周知に努めるよう記載している。

3 情報の周知

- 事業者への周知は、平時から高知市広報「あかるいまち」、市ホームページ、(公財)高知県産業振興センターや高知県中小企業団体中央会が発行する広報誌に掲載している。
- 農業者への支援融資については、平時から報道機関や高知市広報「あかるいまち」、市ホームページ等で周知している。また、JA等の農業関係機関と連携し周知を図っている。

4 女性への就労支援

- 「地域防災計画」に雇用の促進について記載している。
- 平時からハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、求人情報等による仕事の紹介を行っている。

5 雇用継続の要請

- 平時からBCP（事業継続計画）策定を推進している。

6 子ども・高齢者の預かり支援

- 介護認定を受けている高齢者に関してはデイサービスやショートステイを利用することが可能である。また、災害により介護認定を受けるようになる人も、みなし認定により利用できる。ただし、自立している高齢者については対象としない。

7 保育所・学校の早期再開

- 「地域防災計画」に保育所・学校の早期再開について記載している。
- 災害が少ないと思われる場所に、複数の災害拠点園を検討しており、災害に応じて保育場所の開設も検討している。
- 学校施設の被害調査及び復旧等に関して、事前に可能な対策についてはBCP（業務継続計画）に位置付け、検討を行っている。

**8 柔軟な勤務形態の整備**

- 平時からワークライフバランスについては、高知市が年4回発行する「高知市労働ニュース」の中で啓発を行っている。

9 相談窓口の周知

- 「地域防災計画」に総合的な相談窓口の周知や民間団体等と連携体制による運営について記載している。
- 平時の取組としては、男女共同参画センター（ソーレ）の中に、「高知家の女性しごと応援室」や「高知県母子家庭等就業・自立支援センター」を県が開設し相談業務を行っている。

各種支援制度は平時からあるものや、災害時に創設されるものまで多岐に渡るため、市民や事業者にも周知されるよう一冊にまとめたパンフレットを作成することが必要です。災害時において早期に作成できるよう、平時から各課の情報をまとめたパンフレット案を作成しておいてはどうでしょうか。また、市民がワンストップで相談できる窓口の開設を検討してはどうでしょうか。





事例

支援制度の周知

＜被災後の支援制度の取りまとめ(福島県郡山市)＞

郡山市では、「当面の生活資金」から「就学の支援」、「住宅修理の支援」等、一連の支援について、どこの課でどのような支援があるかをまとめた冊子を作成し、全戸配布した。震災後に作成したため非常に苦労したという話があった。

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災による被災者の皆様へ	
各種支援制度のご案内	
この度の災害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。	
このパンフレットは、皆様の生活再建のために、各種の支援制度をまとめたものです。	
ご利用くださいますようお願いいたします。	
平成 23 年 5 月	
郡 山 市	
総合相談窓口 ●所 在 課：3 課・カルビくと福祉課（仮設庁 336-40-52） （郡山市国成一丁目1番1号） ●電 話：024-626-7111 ●受付時間：午前8時30分～午後5時15分	
※ 総合相談窓口にお越しの際は、念のため印鑑をご持参ください。	
※ このパンフレットの内容は、制度改正等により、今後変更になる場合があります。	
目 次	
I 経済・生活面の支援	
1-1 災害弔慰金	1
1-2 災害障害見舞金	1
当面の生活資金や生活再建の資金	
1-3 被災者生活再建支援制度	2
1-4 東日本大震災災害援護資金貸付金	3
地震災害の被災者への支援	
1-5 東日本大震災義援金（第1次配分）（国）	4
1-6 東日本大震災義援金（第1次配分）（県）	4
1-7 東日本大震災特別災害見舞金	5
1-8 労災保険制度	5
就学の支援	
1-9 学用品等の給与	5
1-10 小中学校の就学に関する相談	6
子どもの養育支援	
1-11 児童扶養手当の所得制限の特例措置	6
1-12 保育料減額制度	7
1-13 留守家庭児童会実費徴収金の減額	7
1-14 市税等（保育料）の減免	7
1-15 子どものメンタルヘルスケア事業	8

子どもの預かり支援

＜被災地の放課後学校「コラボ・スクール」(岩手県大槌町)＞

震災の影響で放課後の居場所を失った子どもたちのために、心や学習面をサポートできる居場所が必要であったため、行政や地域が一丸となって放課後の教育施設を設置した。

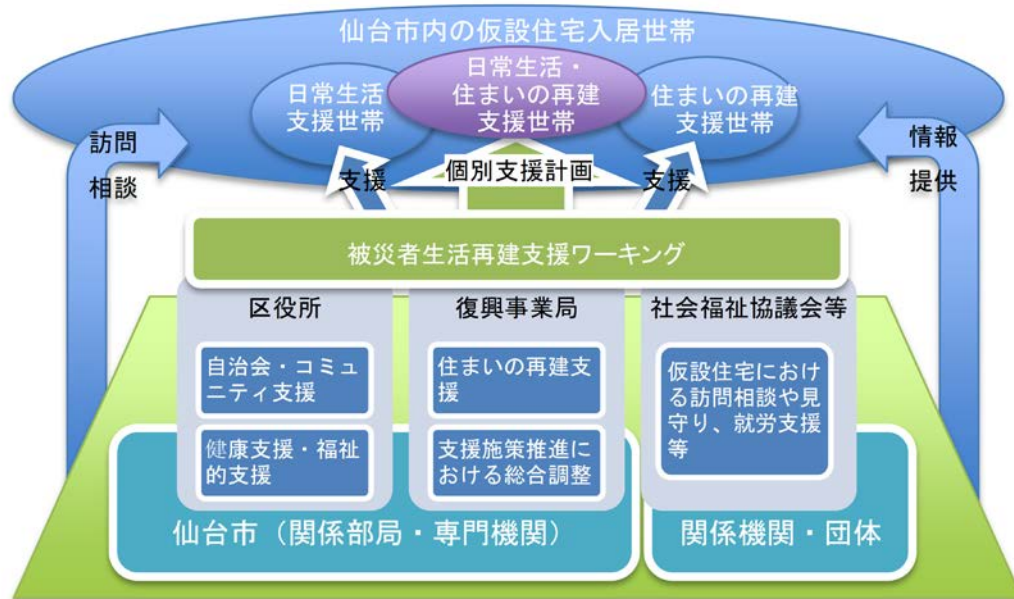




相談窓口の周知

<被災者生活再建推進プログラム(宮城県仙台市)>

仙台市では、被災者生活再建推進プログラムを策定した。市内すべての仮設住宅への戸別訪問により各世帯を類型化し、就労支援や健康支援、見守り相談等の必要な支援を行っている。





(6) 検証結果のまとめ

前委員会の提言（必要とされる取組）について検証した結果をまとめました。

(1) 事前の備え・予防

(3～20 ページ)

必要とされる取組は概ね進んでおり、進捗状況が確認できる体制もできている。

(課題) 計画に基づき着実に実践をしていくこと

① 防災知識の普及・訓練

小学校や中学校では、防災参観日や防災訓練等で保護者や地域の人も巻き込み、学校・家庭・地域が連携した防災への取組が推進されている。

地域においては、自主防災組織や町内会が主体となって防災学習や避難訓練を実施したり、地域の量販店や大学と連携した防災イベントを開催するなど、防災活動の拡がりが見られる。平成 26 年度にはモデル地区において、市が作成した標準版を基に地域の特性に合わせた避難所開設・運営マニュアルの作成に取り組んだ。平成 28 年度以降は各避難所の実情に合わせたマニュアルを地域主体で作成していく予定である。

これらの取組については「高知市強靱化アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）に掲載されており、今後の取組の進捗状況が確認できる体制ができている。

② 物資の備蓄・調達・配送

個人備蓄については、平成 27 年度高知市民意識調査結果によると、「非常用持ち出し品の準備」や「食料等の備蓄」をしている人は 3～4 割で、まだまだ個人備蓄が十分できているとは言い難い状況である。特に、20 代の 4 割弱が地震対策として「何もしていない」と回答しており、個人備蓄の必要性について若い世代を中心に引き続き周知していく必要がある。

避難者のための備蓄については、備蓄計画を策定中である。アクションプランにも掲載されており、進捗状況を確認できる体制ができている。

物資の調達・配送については、量販店や飲食業者、ホームセンター等 20 団体以上と協定締結しており、災害発生時の供給体制を確保できている。

③ 地域の結びつきの強化

防災に限らず、地域内（小学校区）の各種団体（町内会・自主防災組織・学校など）が地域の課題解決や情報の共有を図ることを目的とした「地域内連携協議会」の設立・支援に取り組んでいる。また、平成 27 年度には防災連合会（小学校区単位）の連絡協議会を立ち上げ、地域住民同士のネットワーク作りの啓発や支援を行っている。

これらの取組についてはアクションプランに掲載されており、進捗状況を確認できる体制ができている。



④ 行政職員の体制と研修

平成 27 年度には、災害時初動活動マニュアルを見直し、風水害を想定した図上訓練を実施した。今後、南海トラフ地震を想定した図上訓練も実施する予定である。平成 28 年度には、部局別南海トラフ地震対策業務継続計画（BCP）を作成する予定となっている。

庁舎防災訓練として、年 1 回、身体防御訓練と避難誘導等を実施している。避難所開設訓練としては、年 1 回、指定避難所 71 施設において開錠方法の確認、防災行政無線やその他設備の点検等を実施している。

（２）災害発生直後の対応

（21～28 ページ）

避難行動要支援者の支援体制の構築については取組が進んでおり、進捗状況が確認できる体制もできている。

（課題） 地域の関係団体と連携を図りながら取組を進めていくこと

① 避難誘導の実施

避難行動要支援者の支援体制については、「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）」を策定し、それに基づき避難支援関係団体等が連携を図りながら個別計画の策定に向けて取組を進めている。これらの取組についてはアクションプランに掲載されており、進捗状況を確認できる体制ができている。

② 災害対策本部の設置

災害対策本部員は宛職で決められているため、平成 27 年度は男性 14 名（93.3%）、女性 1 名（6.7%）で女性の割合は低い。防災対策部局の職員は、平成 27 年度は男性 21 名（70%）、女性 9 名（30%）であり、平成 25 年度の女性 8 名（28.6%）と比べると女性の割合は若干増えている。

③ 災害対応に携わる者への支援

災害対応に携わる者が子どもの保育のために利用できる災害拠点園については、被害が少ないと思われる場所に複数カ所の開設を検討中である。

④ 帰宅困難者への対応

本市では大量の帰宅困難者の発生を想定しておらず、災害発生時は近隣の避難所を利用してもらう予定である。



(3) 避難所での生活

(29～39 ページ)

避難所開設・運営に当たって配慮すべき点は概ね標準版マニュアルに掲載されている。

(課題) マニュアルの周知とともに、地域住民も職員も発災時に対応できるよう、実践的な研修や訓練を実施していくこと

① 避難所の開設 ② 避難所の運営 ③ 物資の供給と管理 ④ 心身の健康 ⑤ 生活環境の整備

避難所での生活に関する提言は、「地域防災計画」や「避難所開設・運営マニュアル」に概ね反映されている。避難所はまさに生活の場になることから、女性の視点からの提言が最も多い部分であり、この内容が実行されることが重要である。そこで、マニュアル内容の周知や避難所開設・運営に関する研修や訓練の状況について確認した。

- ・ 地域では、市が作成した「避難所開設・運営マニュアル」を基本型とし、平成 28 年度以降、各避難所でそれぞれの地域の特性に合わせたマニュアルを順次作成していく予定となっている。
- ・ 各学校には、高知市教育委員会が作成した「南海地震対策マニュアル」が配布されており、その中で発災直後の混乱期を想定した避難所開設・運営を一時的に支援する場合の業務フローを示している。防災教育推進教員研修会では、避難所運営シミュレーションを実施している。
- ・ 避難所班員については、避難所開設訓練は実施しているが、避難所開設・運営マニュアルの配布や具体的な運営方法についての研修は実施していない。

(4) 応急仮設住宅

(40～47 ページ)

応急仮設住宅の仕様等ハード面については提言内容も考慮して取組がされている。

(課題) 生活や健康等ソフト面については担当課を明確にし、事前に検討可能な対策については関係課や関係団体等と連携を図り、取り組んでいくこと

① 応急仮設住宅の提供と運営管理

応急仮設住宅の仕様については、県が策定する標準マニュアル「応急仮設住宅建設マニュアル」について、提言内容も含めて協議している。応急仮設住宅への入居については、従前のコミュニティの維持ができるよう配慮することについて「地域防災計画」に記載されており、市独自の「応急仮設住宅入居マニュアル」を作成予定である。

買物など日常生活の支援に関しては、担当課が決まっていないため取り組めていない。

② 保健・健康増進

応急仮設住宅における心身の健康管理や支援に関しては、応急仮設住宅の運営や生活支援に関する担当課が決まっていないため取り組めていない。



(5) 復興

(48～54 ページ)

必要な取組については一定の方針が決められている。

(課題) 災害時に迅速な対応ができるよう、事前に検討可能な対策については関係課が連携し取り組んでいくこと

① 復興計画・復興まちづくりへの参画

復旧・復興計画策定にあたっては、女性の参画や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するよう「地域防災計画」に記載されている。

② 被災者の生活再建支援等

被災者の生活再建支援については、「地域防災計画」に一定の方針は記載されているが、災害時に創設される支援制度もあるため、制度等の情報をまとめたものはない。



前委員会が、女性の視点（生活者の視点）から提言した内容については、市の防災計画や避難所開設・運営マニュアル等に概ね反映されていました。これからは、この計画やマニュアル等に基づいて、市民も行政も、女性も男性も一緒に実践していくことが重要です。



3 今後の取組に向けた提案

前委員会が女性の視点から提言した内容についてのフォローアップ作業や地域での防災講演活動などを通して、本市における防災対策をよりステップアップしていくための取組についていくつか提案します。

提案 1

子育て家庭(特に乳幼児のいる家庭)を対象にした防災知識の普及・啓発を行う

乳幼児のいる家庭は、災害発生時には避難所ではもちろん自宅にいても、生活する上で困難な状況になりやすいため、保護者が防災知識を学び、事前の備えをしっかりとしておくことが減災につながります。

乳幼児のいる家庭向けの啓発資料を作成する

乳幼児のいる家庭の場合、オムツやミルク、離乳食、おもちゃ等、プラスαの準備が必要となります。また、災害時に制限された環境の中での子育ての工夫や健康管理上の注意など、知っておくと役立つ情報が色々あります。妊産婦向けの防災や災害時に役立つ情報も啓発資料の中に盛り込むと、より幅広く役立つものになるでしょう。

保育所・幼稚園や子育て支援センター等で防災学習を実施する

保育所・幼稚園や子育て支援センター等の行事と防災学習を組み合わせると、多くの子育て家庭に防災知識の普及・啓発ができます。

提案 2

地域で核となって活動する女性を育成するため、活動しやすい環境をつくる

女性の視点をいかすため、男性とともに地域防災を推進する女性を育成し、少しずつ主体となる女性を増やすことが必要ではないでしょうか。

女性防災士同士が情報交換・交流できる機会をつくる

平成 27 年 11 月 30 日現在、市職員も含む 1,009 人が防災士となっています。そのうち女性は 228 人(22.6%)で、今後、地域で力を発揮していくには、まず女性防災士同士が活動について情報交換したり相談し合えるような環境づくりが必要ではないでしょうか。既に、防災士の連絡協議会が設立されていますが、女性防災士の交流の機会として「女性部会」を作るのも一案です。

防災学習の講師など活動できる役割・機会をつくる

本委員会及び前委員会が女性の視点から作成したリーフレット(5種類、「資料編」参照)の内容を地域の防災学習会等で普及・啓発していく講師として活動できるように研修を行い、育成していったらどうでしょうか。



提案 3

職員の研修や訓練を充実し、地域・団体と共に実践していく

東日本大震災の被災地の自治体では、発災時に職員のほとんどが避難所に行けなかったり、避難所運営をどのようにすべきか職員が把握できていなかったため住民から非難を受けることもあったなどの経験を踏まえ、防災研修や防災訓練等の改善を行っています。

部局研修に防災研修を必須研修とする

災害時の状況をイメージできるようHUG（避難所運営ゲーム）など実践的な研修を取り入れるとよいでしょう。

地域と行政の合同の防災訓練を実施する

避難所開設訓練を地域の防災訓練と合同で実施し、開設だけでなく運営についても地域と一緒にするなど実践的な訓練を行ってはどうか。市の職員も可能な限り住民の一人として地域の防災訓練に参加するなどして、地域や団体と共に実践的な訓練を行い、顔の見える関係をつくるのが災害時の迅速な対応を可能にすると考えます。



4 おわりに

～いただいたご意見～

私たちは2年間の活動の中で、地域に出向いてたくさんの方に私たちが学んできたことをお伝えしてきました。また、それと同時に、地域の方からたくさんの意見をいただき、私たちが気づかなかったことを教えていただくこともありました。ここでは今までいただいた貴重なご意見を一部ご紹介いたします。

頭をかなづちで打たれたような感じで、自分には全くそのような視点（女性の視点）がなかった。えい話を聞かせてもらった。【男性】

女性の参画が大事なのはよくわかった。女性にもぜひ参加してもらいたい。けどどうやったら女性が来てくれるかわからんで困っちゃう。【男性】

一人暮らしで、私自身の避難グッズは準備しちゃうけど、家族とはどこに避難するかなどについての話はしてなかった。また、授乳しゅう友達も多いけど、彼女たちは避難所生活のことまで気が回っていないと思うき、彼女たちにも伝えていきたい。【女性】

あまり報道されてないけど、震災時には性犯罪とかDVで女性が辛い思いをしちゃうのが現実。もっと女性の視点が必要ということを強く言っていってほしい。【女性】

女性の視点から防災対策を考えて活動していることがとてもえいと思った。これで終わるがやなく、これからもどんどん続けてほしい。【女性】

今は女の人こんな活動をしゅうがやね。勉強になった。これからも頑張ってください。【女性】

委員会は継続して活動し、これからも色んなリーフレットを作してほしい。【女性】

誰かに頼っていこうという意識を持つのではなく、自分の命は自分で守るという意識を持つことが大切で、そういう意識を一人ひとりが持つことができれば、避難した際にもみんなのことを思いやりながら、そして自分のことは自分でやろう、みんなでやるぞねということにつながっていくと思う。【女性】



～委員からの意見・感想～

最後に、私たち委員 15 名が、これまでの活動を通して感じたことをお伝えします。

この委員会に携われたことで、災害や防災を知り、女性の視点の大切さを学びました。また、被災地では出会った方々からの言葉は深く、伝えることの大切さも学びました。今後は、学んだ経験を、地域の子ども会や保護者会などでも伝えていきたいと思っています。2年間、ありがとうございました。

委員として、被災地視察や防災に関する研修・地域での講演等、様々な経験させていただきました。災害や防災について学び、今日からでも取り組むことができることが多くあることを知りました。今後もこれらの経験を職場や地域、家庭に広げていければと考えています。2年間ありがとうございました。

私自身、この委員会に参加するまでは防災意識が低かったように思います。まずは自分自身のこととして興味をもつことから、防災対策は始まるのではないのでしょうか。今後は蓄えた知識を実行力に変えていくことが必要だと感じています。2年間、ありがとうございました。

自分が困っていることは、誰かも同じように困っているのかもしれないと気づき、もっと思いを声に出していいたのだなと思いました。

委員として活動していく中で、私自身も防災意識が向上していることを実感しています。「誰かがなんとかしてくれる」ではなく、「自分でできることは自分です」といった気持ちで災害に備えていきたいです。

東北の視察では、貴重な体験をさせて頂きました。これからも、この経験を市民の方に伝えていきたいと思っています。

2年間、貴重な経験をさせていただきました。私たちが作成したリーフレットが少しでもお役に立てればありがたいです。

自分たちでリーフレットを作成したことによって、家庭での防災をより身近に考えるようになりました。今では自宅に非常用トイレを準備しています。どんな形でも経験してみることで大事なことがかされました。

南海地震対策は個人でできることも、そして地域でできることもたくさんあることがわかりました。個人でできることでも、例えば家族・隣人・町内会などなど、仲間を作って実行することができればいいですね！

通常業務と平行して行うため大変なことも多かったですが、他職場の委員と災害について切磋琢磨したことで、たくさんの仲間ができました。2年間ありがとうございました。

2年間で学んだことを職場だけでなく地域にも広げていきたいです。ありがとうございました！

被災地の視察では、今後の防災対策に役立ててほしいと貴重な経験や意見を聴かせていただきました。その声を生かすためにリーフレットや報告書を作成しました。これらの内容がたんぼぼの綿毛のように拡がり、少しでも多くの人に届くことを願っています。

知らない土地に行くと「今ここで地震が起きたらどこへ避難するか」とまわりを見回すようになりました。防災意識がいつの間にか高まっていたことに気づきました。また、食糧の備蓄を増やし、子どもと一緒にバックッキングをして家族で実践しました。

委員会を通じて貴重な時間を過ごさせていただきました。出逢いに感謝しています。学んだことを今後の生活の中で生かしていきたいと思っています。2年間ありがとうございました。

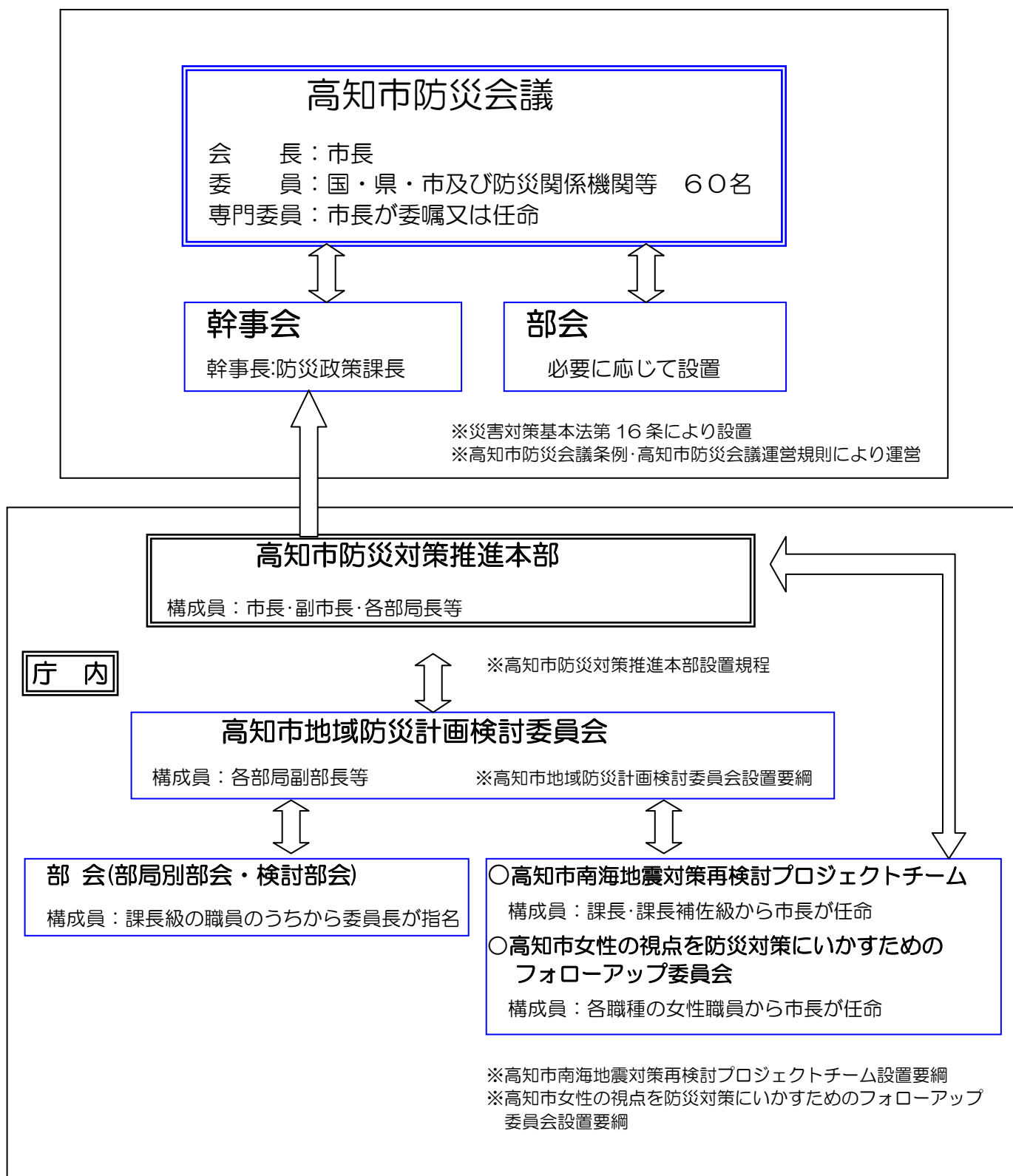
委員となったばかりの頃は知らないことも多く、学ぶことがかなりの毎日でした。講演会でお話をさせてもらった事や、新しいリーフレットを一から制作させてもらった事は、私の財産です。保育園の職場でも活かしたいと思っています。ありがとうございました。



【資料編】



【高知市防災組織体系図】



高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 女性の視点を南海トラフ地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の防災対策にいかすため、高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 女性の視점에立った啓発活動等の災害予防対策並びに大規模災害発生後の災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関すること。
- (2) 女性の視点を地域防災計画等の防災関連計画に反映させるための活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性の視点を防災対策にいかすための活動に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、本市女性職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員長及び副委員長2人並びに委員20人以内をもって組織する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年4月30日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料の提出その他の協力等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防災対策部防災政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(高知市女性の視点による南海地震対策検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 高知市女性の視点による南海地震対策検討委員会設置要綱（平成24年3月19日制定）は、廃止する。

高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会 委員名簿

平成28年4月1日

	部局	所属	職名	氏 名	職種
◎	1	商工観光部	商工振興課	和田 夕子	事務
○	2	健康福祉部	地域保健課	北村 真由美	保健師
○	3	上下水道局	総務課	公文 宜子	事務
	4	財務部	税務管理課	大谷 陽子	事務
	5	健康福祉部	障がい福祉課	丸山 絵里子	事務
	6	健康福祉部	生活食品課	中村 倫子	薬剤師
	7	こども未来部	保育幼稚園課	明神 宏美	栄養士
	8	こども未来部	子ども育成課	山岡 美賀	保育士
	9	環境部	新エネルギー推進課	高松 佑妃	事務
	10	商工観光部	商工振興課	中村 千栄子	事務
	11	農林水産部	農林水産課	栗田 佐代	事務
	12	都市建設部	市街地整備課	安藤 しおり	土木
	13	消防局	総務課	西内 若奈	消防
	14	教育委員会	三里小学校	楠瀬 亜砂	教員
	15	議会事務局	議事調査課	田村 章代	事務

◎ 委員長 ○ 副委員長

高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会活動実績

1 委員会開催経過

		開催日時	内容
平成 26年度	第1回	26.5.21(水)	・辞令書・委嘱書交付 ・高知市の防災対策について、委員会の今後のスケジュールについて
	第2回	26.7.16(木)	・「高知市女性の視点による南海地震対策検討委員会」の活動より（前委員長） ・外傷処置講習（高知市消防局）
	第3回	26.8.25(月)	・前委員会の提言をまとめたリーフレットの説明
	第4回	26.10.15(水)	・前検討委員会による東北視察研修報告 ・啓発用リーフレット作成検討
	第5回	26.11.19(水)	・啓発用リーフレット作成のため4つのワーキンググループ立ち上げ
	第6回	27.1.23(金)	・ワーキンググループ進捗状況 ・講演報告
	第7回	27.2.24(火)	・南海地震特別委員会出席報告 ・各ワーキンググループからの報告 ・東北視察班からの報告 ・27年度活動計画検討
	市長懇談会	27.2.25(水)	・平成26年度活動状況報告 ・平成27年度活動予定について
平成 27年度	第8回	27.4.23(木)	・講演報告 ・年間スケジュール確認 ・フォローアップ作業事前準備について
	第9回	27.6.8(月)	・講演報告・視察対応報告 ・フォローアップ作業班の編成と進め方についての確認
	第10回	27.7.29(水)	・リーフレット完成報告 ・フォローアップ委員による講演のPR用チラシ作成について ・視察班進捗状況報告
	第11回	27.9.11(金)	・講演報告 ・フォローアップ作業について各班からの報告
	第12回	27.10.26(月)	・東北視察報告会（防災対策部向け） ・講演会報告 ・フォローアップ作業進捗状況報告
	第13回	27.11.16(月)	・講演報告 ・フォローアップ作業
	第14回	28.1.29(金)	・講演報告 ・フォローアップ作業
	第15回	28.2.8(月)	・内閣府主催男女共同参画の視点からの防災研修報告 ・フォローアップ作業
	第16回	28.2.15(月)	・講演報告 ・フォローアップ作業
	第17回	28.2.26(月)	・講演報告 ・報告書について ・フォローアップ作業
	第18回	28.3.1(火)	・報告書作成について ・フォローアップ作業
	第19回	28.3.14(月)	・報告書作成について
	第20回	28.3.24(木)	・報告書作成について
平成 28年度	第21回	28.4.8(金)	・報告書確認について
	報告会	28.4.18(月)	・最終報告（市長・副市長・部局長）

2 講演等啓発活動実績

(人)

NO	年月日	イベント名または主催団体	場所	委員	参加人数
1	H26.7.2	地域の防災学習会 代表 西森美和	保健福祉センター	和田・栗田	50
2	H26.7.15	「秦小学校区津波避難計画書」等説明会	秦ふれあいセンター	公文・高松	26
3	H26.7.30	防災講演会等に関する意見交換会	下知コミュニティセンター	北村・明神	6
4	H26.8.23	KOCHI防災危機管理展2014	ぢばさんセンター	和田・西内	30
5	H26.9.17	防災講演会(下知減災連絡会)	下知コミュニティセンター	北村・明神	30
6	H26.10.2	朝倉地区人権推進委員会学習会	朝倉ふれあいセンター	高松・大谷	9
7	H26.10.18	防災学習会(薊野西町)	薊野西町公民館	北村・中村(千)	30
8	H26.10.22	南街地区人権推進委員会学習会	南街公民館	高松・山岡	115
9	H26.10.25	ソーレネット	ソーレ	和田・公文	11
10	H26.11.30	緑ヶ丘自主防災会	緑ヶ丘公民館	公文・田村	20
11	H26.12.7	黒潮町婦人大会	黒潮町保健福祉センター	和田・安藤	75
12	H27.1.22	介良人権啓発推進委員会	介良ふれあいセンター	高松・楠瀬	22
13	H27.1.23	小高坂地区デイサービス	小高坂市民会館	北村・中村(倫)	12
14	H27.2.10	小高坂地区人権推進委員会学習会	小高坂会館	北村・丸山	16
15	H27.2.19	高知中央ロータリークラブ講演会	城西館	和田	30
16	H27.3.13	下知地区人権推進委員会学習会	下知コミュニティセンター	北村・安藤	29
17	H27.3.14	高知市消防団女性団員環境づくり検討会	総合あんしんセンター	和田	25
18	H27.5.20	茨城県ひたちなか市議会視察	議会事務局会議室	和田	8
19	H27.6.5	高知市民生委員児童委員協議会連合会	総合あんしんセンター	和田・丸山	80
20	H27.8.30	アルファ桟橋ⅠⅡ防災会	自由民権記念館	公文・高松	15
21	H27.9.4	高須地区民生委員児童委員協議会	高須ふれあいセンター	和田・田村	25
22	H27.9.29	新日本婦人の会高知市支部	百石町二丁目東公民館	中村(千)・山岡	20
23	H27.10.24	よこせと防災連合会	横浜小学校	北村・楠瀬	43
24	H27.10.27	千葉県市川市議会視察	議会事務局会議室	和田	15
25	H27.11.17	高知市老人クラブ連合会	南部健康福祉センター	公文・大谷	67
26	H28.1.16	男女共同参画の視点からの防災研修	ソーレ	和田・楠瀬・安藤	34
27	H28.1.26	高知市防災士連絡協議会食生活部会	高知県栄養士会	公文・高松	9
28	H28.2.10	高須地区人権啓発推進委員会	高須ふれあいセンター	和田	7
29	H28.2.13	江ノロコミュニティセンター	江ノロコミュニティセンター	栗田・明神	24
30	H28.3.27	東久万町内会防災学習会	東久万(ハートホームス)	山岡・中村(倫)	21

参加人数合計 904

3 研修・講演等参加実績

年月日	会議主催団体名	研修会等の内容
H26.6.18	春野東小学校・平和自治会	地区防災対策に関する意見交換会
H26.6.27	防災政策課	平成26年度防災人づくり塾 第1回 (南海地震に備えるー地震を知って、減災を目指すー)
H26.7.4	防災政策課	平成26年度防災人づくり塾 第2回 (災害への心がまえと防災対策のはじめの一步ー防災心理学入門ー)
H26.7.9	防災政策課	平成26年度防災人づくり塾 第3回 (復興計画のあり方を考えるー阪神, 中越, 東日本ー)
H26.7.30	防災政策課	平成26年度防災人づくり塾 第6回 (防災気象情報の知識)
H26.8.23	Kochi防災危機管理展実行委員会	Kochi防災危機管理展2014
H26.9.1	議会事務局	南海地震対策調査特別委員会
H26.10.3	産業政策課	職員等を対象とした防災製品研修会
H26.12.14	高知県母性衛生学会	高知県母性衛生学会 学術集会「母子を守る災害への備えと対策」 シンポジウム「母子の安全に視点をのいた災害対策」
H26.12.19	地域コミュニティ推進課	高知市災害ボランティアセンターに関する意見交換会
H27.1.23	日本防災士機構	防災士登録
H27.1.30	議会事務局	南海地震対策調査特別委員会
H27.3.4	高知市社会福祉協議会	高知市災害ボランティアセンター情報交換会
H27.5.1	生活食品課及び教育環境支援課栄養士	たんぼぼサラダ研修会 (災害時における非常食調理法『パックスッキング』調理実習・試食)
H27.6.25	春野東小学校・平和自治会	地区防災対策に関する意見交換会
H27.10.22	産業政策課	職員等を対象とした防災製品研修会
H28.1.22	一般社団法人こうち在宅ネット支援ネットワーク	高知市における電源が必要な在宅療養者(児)の災害の備え
H28.2.20	高知新聞社	防災講演会 「南海トラフ地震から “いのぐ、力の育て方”
H28.3.12	高知県看護協会	高知県看護協会一般研修 「母子のための災害時保健活動の実践」
H28.3.20	高知市市民活動サポートセンター	新たなHUGの取組み～避難所運営ゲーム～

4 被災地視察先及び内容一覧

【Aグループ】 (上下水道局企画総務課 公文宜子, 人権同和・男女共同参画課 田村章代, 商工振興課 中村千栄子)

年月日	視察先	視察内容
H27.2.2	宮城県仙台市	
	特定非営利活動法人イコールネット仙台	女性に防災活動の主体となってもらうための取組について
	河北新報社	取材を通して見える災害復興の課題について
H27.2.3	宮城県東松島市	
	東松島市社会福祉協議会	災害ボランティア活動について
	矢本運動公園仮設住宅	仮設住宅の運営・課題等について
H27.2.4	宮城県仙台市	
	仙台市役所(震災復興室, 生活再建推進室, 教育相談課, 防災都市推進課)	発災から4年を迎える現在における課題について
	一般社団法人パーソナルサポートセンター	発災から4年を迎える現在における課題について

【Bグループ】 (障がい福祉課 丸山絵里子, 保育幼稚園課 明神宏美, 市街地整備課 安藤しおり)

年月日	視察先	視察内容
H27.8.5	宮城県石巻市	
	石巻市総務部危機対策課	①防災訓練について ②避難所運営体制について ③災害時に発生した問題について
H27.8.6	宮城県東松島市	
	東松島市総務部防災課	①防災訓練について ②避難所運営体制について ③災害時に発生した問題について
	宮城県岩沼市	
	岩沼市総務部復興推進課	①防災訓練について ②避難所運営体制について ③災害時に発生した問題について
H27.8.7	宮城県仙台市	
	仙台市危機管理室減災推進課	①防災訓練について ②避難所運営体制について ③災害時に発生した問題について

【Cグループ】 (少年補導センター 楠瀬亜砂, 農林水産課 栗田佐代, 生活食品課 中村倫子)

年月日	視察先	視察内容
H27.8.24	岩手県釜石市	
	平田地区サポートセンター	①仮設住宅における生活支援について ②住環境に配慮した仮設住宅について ③仮設住宅居住者への心のケアサポートについて ④仮設住宅の運営について
H27.8.25	岩手県大槌町	
	おらが大槌夢広場	①おらが大槌夢広場の活動について (次世代育成産業, 産業育成, コミュニティ構築, ツーリズム事業) ②被災状況および復興状態について (語り部ガイド, 復興資料館) ③震災後における心の変化や心境について (現地学生との対談)
	コラボスクール (被災地の子どもたちのための放課後学校)	①学習支援と心のケアについて
H27.8.26	岩手県釜石市	
	釜石市役所	①釜石市の防災行政・被害状況について ②防災教育への取組について ③町内会等による避難所運営について

「女性の視点を災害対策に生かす報告書」の地域防災計画等への反映状況(一覧表)

必要とされる取組		提言	地域防災計画への反映先		高知市避難所開設・運営マニュアルへの反映先
			【一般対策編／地震・津波対策編】 (編・章・節は一般対策編を記載)		
(1) 事前の備え・予防	①防災知識の普及訓練	1 防災教育の充実	第2編第1章第7節／第3章第5節 第2編第1章第8節／第3章第6節	防災啓発 自主防災組織体制の整備	
		2 防災訓練の実施	第2編第1章第7節／第3章第5節	防災啓発	
		3 住民による災害対応の学習機会の設定	第2編第1章第7節／第3章第5節	防災啓発	
		4 避難意識の育成	第2編第1章第7節／第3章第5節 第2編第1章第10節／第3章第9節	防災啓発 要配慮者対策	
		5 避難経路・避難場所の確認	第2編第1章第9節／第3章第7節	自主的な避難	
		6 連絡手段の確保	第2編第1章第9節／第3章第7節	自主的な避難	
		7 地域による災害対応への備え	第2編第1章第7節／第3章第5節 第2編第1章第8節／第3章第6節	防災啓発 自主防災組織体制の整備	
		8 各種防災マニュアルの作成	第2編第1章第15節／第3章第14節	避難施設・体制の整備	
	②物資の備蓄・調達	1 個人備蓄の準備	第2編第1章第16節／第3章第15節	備蓄体制の整備	
		2 個人のニーズに合わせた備蓄	第2編第1章第16節／第3章第15節	備蓄体制の整備	
		3 避難所備蓄品の管理	第2編第1章第16節／第3章第15節	備蓄体制の整備	
		4 物資の供給体制の確立	第2編第1章第16節／第3章第15節	備蓄体制の整備	
	③地域の結びつきの強化	1 地域住民同士のネットワーク作り	第2編第1章第8節／第3章第6節	自主防災組織体制の整備	
		2 災害時要援護者の避難への対応	第2編第1章第10節／第3章第9節	要配慮者対策	
		3 自主防災組織などにおける女性役員の選出			
		4 地域の専門的技術者等との連携	第2編第1章第8節／第3章第6節	自主防災組織体制の整備	
		5 地域団体の連携と体制作り	第2編第1章第8節／第3章第6節	自主防災組織体制の整備	
		6 自主防災組織の結成	第2編第1章第8節／第3章第6節	自主防災組織体制の整備	
	④行政職員の体制と研修	1 日常的な防災・減災意識の喚起	第2編第1章第7節／第3章第5節	防災啓発	
		2 マニュアル等の作成、実践的研修・訓練等の実施	第2編第1章第11節／第3章第10節 第2編第1章第7節／第3章第15節	災害対策本部体制の整備 防災啓発	
		3 男女のバランスを考えた職員配置			
		4 職員個人の備蓄	第2編第1章第16節／第3章第5節	備蓄体制の整備	
		5 災害対応業務への備え	第2編第1章第9節／第3章第7節 第2編第1章第11節／第3章第10節	自主的な避難 災害対策本部体制の整備	
(2) 災害発生直後の対応	①避難誘導の実施	1 情報入手方法の確保	第2編第1章第13節／第3章第12節 第2編第2章第6節／第4章第4節	災害情報等の収集伝達体制の整備 災害情報等の収集伝達	
		2 情報の伝達	第2編第1章第10節／第3章第9節 第2編第1章第13節／第3章第12節	要配慮者対策 災害情報等の収集伝達体制の整備	
		3 安全な避難経路の確保	第2編第1章第9節／第3章第7節 第2編第1章第15節／第3章第14節	自主的な避難 避難施設・体制の整備	
		4 災害時要援護者の避難	第2編第1章第9節／第3章第7節 第2編第1章第10節／第3章第9節	自主的な避難 要配慮者対策	
		5 避難時の支援体制の確立	第2編第1章第9節／第3章第7節 第2編第1章第10節／第3章第9節	自主的な避難 要配慮者対策	
	②災害対策本部の設置	1 女性職員の配置			
	③災害対応に携わる者への支援	1 災害拠点圏の確保	第2編第2章第14節／第4章第14節	教育関係対策	
		2 子どもの預かり支援	第2編第2章第14節／第4章第14節	教育関係対策	
		3 災害対応業務体制の整備	第2編第2章第1節／第4章第1節 第2編第1章第11節／第3章第10節	災害対策本部の設置・運営 災害対策本部体制の整備	
		4 家族の安否確認	第2編第2章第6節／第4章第4節	災害情報等の収集伝達	
		5 支援者への支援	第2編第2章第1節／第4章第1節	災害対策本部の設置・運営	
	④帰宅困難者への対応	1 一時受入れ場所の開設			
		2 安全の確保・誘導	第2編第1章第9節／第3章第7節 第2編第2章第12節／第4章第10節	自主的な避難 避難の勧告・指示、避難誘導	
		3 情報発信	第2編第2章第10節／第4章第10節	災害広報	

必要とされる取組	提言	地域防災計画への反映先	
		【一般対策編／地震・津波対策編】 (編・章・節は一般対策編を記載)	
(3) 避難所での生活	①避難所の開設	1 各専用スペースの設置	第2編第2章第18節／第4章第18節 避難所の開設・運営 初動期2.1(8)
		2 子ども専用スペースの設置	安定期4.2
		3 優先スペースの設置	第2編第2章第18節／第4章第18節 避難所の開設・運営 避難所の開設準備1.1(7) 初動期2.1(8)
		4 トイレの設置場所・仕様	
		5 夜間照明の確保、巡回の実施	活動期3.3-④
		6 相談窓口の設置	活動期3.3-②
		7 ペットなどの対応	第2編第2章第18節／第4章第18節 避難所の開設・運営 活動期3.3-⑤
(3) 避難所での生活	②避難所の運営	1 管理責任者に男女双方の配置	避難所の開設準備1.1(2) 避難所の開設準備1.1(2)
		2 避難所運営への男女双方の参画	第2編第2章第18節／第4章第18節 避難所の開設・運営 活動期3.1(2) 活動期3.3-①
		3 多様な意見を取り入れた避難所でのルール作り	活動期3.3-②
		4 平等な役割分担	避難所の開設準備1.1(11) 活動期3.1(2)
		5 必要な支援内容の明確化	活動期3.3-② 活動期3.3-⑧
		6 世帯・個人単位の避難者名簿の作成	活動期3.3-④ 様式6～8 避難者一覧表 様式9～11 避難者名簿
		7 安全のための個人情報管理の徹底	活動期3.3-④
	③物資の供給と管理	1 被災者の実態把握	活動期3.3-④
		2 ニーズの把握	第2編第2章第19節／第4章第19節 生活必需物資等の供給 活動期3.3-②
		3 全避難所統一様式による支援物資の管理	第2編第2章第19節／第4章第19節 生活必需物資等の供給 活動期3.3-⑦
		4 在宅避難者への提供方法の確立	第2編第2章第19節／第4章第19節 生活必需物資等の供給 活動期3.3-⑦
		5 女性による女性用品のニーズ把握と配布	第2編第2章第19節／第4章第19節 生活必需物資等の供給 活動期3.3-⑦
		6 支援終了時期の見極め	
	④心身の健康	1 手洗い場の設置、消毒剤等の配備	第2編第2章第23節／第4章第23節 感染症予防・保健衛生活動 活動期3.3-⑤
		2 衛生的環境の維持管理	活動期3.3-⑤
		3 災害時要援護者への配慮	第2編第2章第13節／第4章第13節 要配慮者への支援 初動期2.3
		4 個人での薬の管理	第2編第1章第16節／第3章第15節 備蓄体制の整備
		5 個別対応が必要な人への支援	第2編第2章第13節／第4章第13節 要配慮者への支援 活動期3.3-⑥
		6 有資格者への協力要請	第2編第2章第18節／第4章第18節 避難所の開設・運営 活動期3.1(2) 活動期3.3-⑥
		7 男女双方の相談員を配備した相談窓口の設置	活動期3.3-②
		8 心身リフレッシュのための取組み	安定期4.2
	⑤生活環境の整備	1 安全・安心な環境の確保	活動期3.3-④
		2 意見箱の設置	活動期3.3-②
		3 男女共同参画センターとの連携	活動期3.3-⑧
		4 保育所・学校の早期再開	第2編第2章第14節／第3章第14節 教育関係対策

必要とされる取組		提言	地域防災計画への反映先		高知市避難所開設・運営マニュアルへの反映先
			【一般対策編／地震・津波対策編】 （編・章・節は一般対策編を記載）		
（４） 応急仮設住宅	① 応急仮設住宅の提供と運営管理	1 四季やバリアフリーに対応した仕様			
		2 コミュニティ単位での入居	第2編第3章第2節／第5章第2節	復興の基本方向及び復興計画	
		3 世帯・個人単位の入居者名簿の作成・管理			
		4 買物など日常生活の支援			
		5 女性・子どもの安全に関する対応	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
		6 自治組織の結成	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
	② 保健・健康増進	1 人権啓発の推進	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
		2 男女双方の生活支援員の配置	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
		3 専門機関との連携			
		4 男性への支援			
		5 入居者の交流	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
		6 生活支援員等への男女共同参画研修の実施			
		7 個別訪問による支援	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
		8 安心して相談できる暴力への相談窓口の工夫	第2編第2章第26節／第4章第26節	住宅等応急対策	
（５） 復興	① 復興計画・復興まちづくりへの参画	1 女性の参画	第2編第3章第2節／第5章第2節	復興の基本方向及び復興計画	
		2 多様な立場の意見の反映	第2編第3章第2節／第5章第2節	復興の基本方向及び復興計画	
		3 復興対策本部への女性職員の配置			
	② 被災者の生活再建支援等	1 必要な人に支援金が支給される方法の検討			
		2 支援制度の周知	第2編第3章第5節／第5章第5節	経済・生活の復興	
		3 情報の周知			
		4 女性への就労支援	第2編第3章第5節／第5章第5節	経済・生活の復興	
		5 雇用継続の要請			
		6 子ども・高齢者の預かり支援			
		7 保育所・学校の早期再開	第2編第2章第14節／第4章第14節	教育関係対策	
		8 柔軟な勤務形態の整備			
		9 相談窓口の周知	第2編第3章第5節／第5章第5節	経済・生活の復興	

「女性の視点を防災対策に生かす報告書」の防災計画等への反映状況(詳細)

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(1)	①	1	防災教育の充実 次世代を担う子どもたちへの防災教育を充実させる。例えば、夏祭りなどの行事に防災講座や防災クイズ、防災劇を取り入れるなど、楽しみながら学習できるような取組を行う。また、災害時の人々の心理状態や自分の身を守るための方法について学習する機会を持つ。	(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第5節	防災啓発 2-2 公 助 (1)防災教育・啓発の実施 ○防災教育や訓練を通して、率先避難など災害時に主体的に行動ができる地域住民・生徒等を育成します。
				(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	自主防災組織体制の整備 2-2 公 助 (1)自主防災に関する意識啓発 ○「防災人づくり塾」などの人材育成事業や自主防災組織を対象とした講習会等を通じ、地域の防災意識の向上を図ります。
(1)	①	2	防災訓練の実施 平日昼間、夜間、休日など様々な状況を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等・特別支援学校、大学、企業、自主防災組織等と連携し、地域住民が一体となった防災訓練を定期的に実施する。	(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第5節	防災啓発 2-2 公 助 (3)防災訓練の実施 ○防災関係機関と連携・協力して現地訓練や情報収集伝達訓練を実施し、相互の緊密な連携体制を確立します。
(1)	①	3	住民による災害対応の学習機会の設定 災害対応について、参画型、体験型の学習機会を提供し、性別、年齢等に関わらず、住民が自主的に考える機会を設ける(妊産婦や乳幼児の保護者への参加も呼びかける)。	(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第5節	防災啓発 2-2 公 助 (2)防災研修等の実施 ○市民や市職員、教育関係者、事業所の従事者、自主防災組織などを対象に、予想される災害の規模や被害、事前の備え、また自ら率先した防災活動等が実行できるよう、必要な防災知識や心構えなどに関する研修等を積極的かつ継続的に実施します。
(1)	①	4	避難意識の育成 「逃げたくない」という高齢者には、助けに来る周りの人の命も関わってくることを理解してもらい、避難意識を育てる。	(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第5節	防災啓発 2-2 公 助 (1)防災教育・啓発の実施 ○避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日ごろから情報収集手段等の周知を図ります。
				(一般)第2編第1章第10節 (地震)第3章第9節	要配慮者対策 2-2 公 助 (1)災害時の要配慮者支援 ○災害時の要配慮者支援体制構築のため、自主防災組織等による事前準備活動について、避難行動支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し実施することとし、必要な助言や活動支援を行います。
(1)	①	5	避難経路・避難場所の確認 家族・地域で避難経路、避難場所を確認しておく。	(一般)第2編第1章第9節 (地震)第3章第7節	自主的な避難 2-1 自 助・共 助 (1)平常時の取り組み ○自宅や事業所などから緊急避難場所までの間にある危険箇所及び安全に通行可能な避難経路を把握します。
(1)	①	6	連絡手段の確保 家族で話し合って、連絡手段を複数確保しておく。	(一般)第2編第1章第9節 (地震)第3章第7節	自主的な避難 2-1 自 助・共 助 (1)平常時の取り組み ○緊急時でも迅速に安否確認等ができるよう、普段から家族や従業員、地域住民等との連絡先を把握するとともに、連絡方法を確認します。
(1)	①	7	地域による災害対応への備え 地域全体で応急手当方法や防災倉庫にある資機材の使用方法、避難所運営などについて学び、総合的な災害発生シミュレーションを行い、地域の実情にあった災害発生時の対応等について訓練する。	(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第5節	防災啓発 2-2 公 助 (1)防災教育・啓発の実施 ○防災教育や訓練を通して、率先避難など災害時に主体的に行動ができる地域住民・生徒等を育成します。
				(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	自主防災組織体制の整備 2-1 自 助・共 助 (1)組織活動の促進 ○自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域のさまざまな団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。
				(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	2-2 公 助 (3)組織活動の促進 ○各地区消防団や防災関係機関等と連携し、自主防災組織が実施する訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図ります。
(1)	①	8	各種防災マニュアルの作成 災害時に避難所を円滑に開設、運営できるよう、住民参加による運営組織を作り、避難所開設運営訓練を行う。また、避難所運営に女性が参画しやすい環境を整え、地域の実情にあった各避難所運営マニュアル等を作成し、普及啓発に努める。	(一般)第2編第1章第15節 (地震)第3章第14節	避難施設・体制の整備 2-1 公 助 (4)避難所の開設・運営体制の整備 ○大規模災害時の避難所運営においては、市が配備する人員だけでは不足することが想定されることから、教職員をはじめ施設管理者、自主防災組織等と協力し運営できる体制をあらかじめ確立します。 ○マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練を定期的に実施します。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先 (一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	計画の内容
(1)	②	1	個人備蓄の準備 非常持ち出し品や備蓄品について、必要と思われる物品や量の具体的な例を示し、各自が必要な物品の準備と定期的な中身の点検を促す。	(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第15節	備蓄体制の整備 2-2 公 助 (8)市民等の啓発 ○広報紙や講習会等を通じ、市民や事業所等に生活必需物資等の備蓄の必要性を啓発していきます。
(1)	②	2	個人のニーズに合わせた備蓄 食物アレルギーのある方、乳幼児、高齢者などは、避難所の備蓄品、支援物資では対応できない可能性もあるため、各自が必要な食品、物品を備蓄するよう促す。	(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第15節	備蓄体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)市民等の備蓄 ○市民は、災害時の状況を想定し、必要となる食糧や物資等、以下のような備蓄に努めます。 ・食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な人は、おおむね1週間分の食料
(1)	②	3	避難所備蓄品の管理 避難所には、避難所の規模や男女のニーズ等に配慮した備蓄品を建物の高い場所に保管し、定期的な品目、数量、消費期限等の管理を行う。	(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第15節	備蓄体制の整備 2-2 公 助 (1)備蓄拠点の整備 ○生活必需物資等については、発災後の道路状況や輸送体制等を勘案した場合、小・中学校などの指定避難所に分散備蓄することが効率的であることから、小・中学校などの防災倉庫や教室の活用等により備蓄スペースを確保するよう努めます。
(1)	②	4	物資の供給体制の確立 物資の調達、配送については、スーパーなどの販売業者や、運送業者などと事前協定を締結するなどして、災害発生後速やかに対応できるようにする。	(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第15節	備蓄体制の整備 2-2 公 助 (3)流通業界との協定 ○備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。
(1)	③	1	地域住民同士のネットワーク作り 平常時から地域住民同士が関わり合うネットワークを構築し、行事等を通じて、顔の見える関係を作る。	(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	自主防災組織体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)組織活動の促進 ○自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域のさまざまな団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。
(1)	③	2	災害時要援護者の避難への対応 高齢者等の災害時要援護者については、隣近所との交流が少なく災害時に避難できなかったり、避難を拒否したという例が報告されていることから、日頃から声掛けをし、地域の行事や防災訓練等に参加を促す。	(一般)第2編第1章第10節 (地震)第3章第9節	要配慮者対策 2-2 公 助 (6)避難支援等関係者との連携体制の確立 ○避難支援等関係者との協働により、平常時から避難行動要支援者情報の把握や安否確認、避難支援体制の確立を推進します。 ○避難支援等関係者による要配慮者支援のための事前の活動や訓練について、要配慮者本人の協力や参加を促します。 ○避難支援等関係者が避難支援を行う際の安全を確保するために、関係機関と連携してルールや計画などの策定に努めます。
(1)	③	3	自主防災組織などにおける女性役員の選出 町内会や自主防災組織の役員に女性が複数含まれるようにする。また、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行う。	記載なし	
(1)	③	4	地域の専門的技術者等との連携 地域内で専門的な技術を持った方(例 医師、看護師、大工、調理師等)や、ボランティア経験のある方等の情報を持ち、訓練や災害時に力を貸してもらえよう関係を築いておく。	(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	自主防災組織体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)組織活動の促進 ○自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域のさまざまな団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。
(1)	③	5	地域団体の連携と体制作り 地域内にある企業や学校、消防団員、民生委員など地域をよく知る人と連携し、災害時お互いが協力し合える関係を構築する。また、地域の災害時要援護者の情報を共有し、災害時に力を貸してもらえよう体制作りをする。	(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	自主防災組織体制の整備 2-2 公 助 (3)組織活動の促進 ○各地区消防団や防災関係機関等と連携し、自主防災組織が実施する訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図ります。
(1)	③	6	自主防災組織の結成 自主防災組織が結成されていない地域には、自主防災組織の必要性について理解を促し、結成を働きかける。	(一般)第2編第1章第8節 (地震)第3章第6節	自主防災組織体制の整備 2-2 公 助 (2)自主防災組織づくりの推進 ○町内会等と連携し、市民が組織を結成するために必要な資料の提供や組織結成への指導・助言を行います。
(1)	④	1	日常的な防災・減災意識の喚起 全職員に防災、災害などに関する研修を行うとともに、各課に防災担当職員を置き、庁内統一されたテーマで日常的に防災、減災に対する意識を喚起する。	(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第5節	防災啓発 2-2 公 助 (2)防災研修等の実施 ○市民や市職員、教育関係者、事業所の従事者、自主防災組織などを対象に、予想される災害の規模や被害、事前の備えまた自ら率先した防災活動等が実行できるよう、必要な防災知識や心構えなどに関する研修等を積極的かつ継続的に実施します。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(1)	④	2	マニュアル等の作成, 実践的研修・訓練等の実施 初動体制などを含めた実践的な災害時の対応マニュアルや業務継続計画を作成し、それに基づいた実践的な研修、訓練等を実施して、全職員が災害時の対応について、理解を深める。	(一般)第2編第1章第11節 (地震)第3章第10節	災害対策本部体制の整備 2-1 公 助 (1) 災害対策本部体制の整備 ○災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員の配備体制や勤務時間外における参集体制の整備を行います。 ○すみやかな災害対策本部の設置・運営や部局間の連携・応援体制等を確立するため、救援対策本部・医療対策本部・廃棄物対策本部・水道対策本部、消防対策本部の「本部設置・運営マニュアル」を策定します。 ○各部局は総務担当課を中心に部局内の連携体制を整備するとともに、必要に応じ業務継続計画(BCP)を策定することにより応急活動体制を整備します。
				(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第15節	防災啓発 2-2 公 助 (2)防災研修等の実施 ○市民や市職員、教育関係者、事業所の従事者、自主防災組織などを対象に、予想される災害の規模や被害、事前の備え、また自ら率先した防災活動等が実行できるよう、必要な防災知識や心構えなどに関する研修等を積極的かつ継続的に実施します。
				(一般)第2編第1章第7節 (地震)第3章第15節	(3)防災訓練の実施 ○災害を想定し、職員の役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など発災時の活動訓練を定期的の実施し、初動体制の確立を図ります。 ○防災関係機関と連携・協力して現地訓練や情報収集伝達訓練等各種訓練を実施し、相互の緊密な連携体制を確立します。
(1)	④	3	男女のバランスを考えた職員配置 防災担当部局への女性職員の配置と、女性職員が主体的に防災対策に取り組める仕組み作りを行う。また、災害時の職員配置については、同性の職員のための配置にならないよう、バランスよく配置し、交代要員も準備する。	記載なし	
(1)	④	4	職員個人の備蓄 災害対応に従事する職員のための食糧等を備蓄し、また職員は各自に必要な物品を個人で用意しておく。	(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第5節	備蓄体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)市民等の備蓄 ○市民は、災害時の状況を想定し、必要となる食料や物資等、以下のような備蓄に努めます。 ・家族3日分以上の水、食料と生活必需品 ・非常時持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等) ・食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な人は、おおむね1週間分の食料 ・持病がある人は、1週間分程度の医薬品 ・カセットコンロ等調理器具及び燃料 ・停電時でも使用可能な暖房器具(石油ストーブ等)及び燃料 (2)ライフライン停止への備え ○断水に備え、必要な飲料水を家族構成に合わせて3日以上備蓄するよう努めます。
				(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第5節	備蓄体制の整備 2-2 公 助 (8)市民等の啓発 ○広報紙や講習会等を通じ、市民や事業所等に生活必需物資等の備蓄の必要性を啓発していきます。
(1)	④	5	災害対応業務への備え 家族の避難場所や安否確認方法等について事前に話し合っておくなど、災害発生時にも安心して業務が継続できるようにしておく。	(一般)第2編第1章第9節 (地震)第3章第7節	自主的な避難 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)平常時の取り組み ○緊急時でも迅速に安否確認等ができるよう、普段から家族や従業員、地域住民等との連絡先を把握するとともに、連絡方法を確認します。
				(一般)第2編第1章第11節 (地震)第3章第10節	災害対策本部体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)災害対策本部体制の整備 ○災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員の配備体制や勤務時間外における参集体制の整備を行います。 ○すみやかな災害対策本部の設置・運営や部局間の連携・応援体制等を確立するため、救援対策本部・医療対策本部・廃棄物対策本部・水道対策本部、消防対策本部の「本部設置・運営マニュアル」を策定します。 ○各部局は総務担当課を中心に部局内の連携体制を整備するとともに、必要に応じ業務継続計画(BCP)を策定することにより応急活動体制を整備します。
				(一般)第2編第1章第11節 (地震)第3章第10節	災害対策本部体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (2)初動体制の確保及び職員参集体制の整備 ○災害対策活動を迅速かつ的確に行うため「高知市職員初動活動マニュアル」を適宜修正するとともに、職員参集カードの導入を検討します。 ○災害対策本部をすみやかに設置するため、1次参集場所への参集を基本とします。ただし、被災状況等によって1次参集場所へ参集できない場合は、2次・3次の順に参集場所を変更します。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(2)	①	1	情報入手方法の確保 ラジオやメール、ソーシャル・ネット ワーキング・サービス(SNS)等、な るべく多くの情報入手方法を確保す る。	(一般)第2編第1章第13節 (地震)第3章第12節	災害情報等の収集伝達体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)正確で素早い情報収集・伝達 ○災害情報や避難情報の種類や入手方法を普段から確認します。 ○携帯ラジオなど緊急時に有効な情報収集手段を準備します。
				(一般)第2編第2章第6節 (地震)第4章第4節	災害情報等の収集伝達 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)災害情報・被害状況の収集伝達 ○市などが固定系防災行政無線、広報車、緊急速報メール等から発進す る災害情報や避難情報を自ら収集し、可能な範囲で近隣住民等への伝達 に努めます。
(2)	①	2	情報の伝達 子育て家庭や介護等で窓を閉め 切った状態で自宅にいる人や、視 覚・聴覚等障害者へ情報を早急に 伝達する。	(一般)第2編第1章第10節 (地震)第3章第9節	要配慮者対策 2-2 公 助 (7)的確な情報伝達活動 ○避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々 の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、地域住民等の連 携による伝達など多様な伝達手段の整備に努めます。 ○情報伝達については、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達す るとともに、同じ障がいであっても必要とする情報伝達の方法等は異なる ことに留意します。
				(一般)第2編第1章第13節 (地震)第2章第12節	災害情報等の収集伝達体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)正確で素早い情報収集・伝達 ○災害情報や避難情報の種類や入手方法を普段から確認します。 ○携帯ラジオなど緊急時に有効な情報収集手段を準備します。 ○収集した情報をすみやかに近隣住民等へ伝達できる体制の整備に努 めます。
(2)	①	3	安全な避難経路の確保 避難場所の周知を図るとともに、 安全に避難できるように避難経路を 確保する。安全に通行できる道路 の確保と、照明や道標の設置が必 要。	(一般)第2編第1章第9節 (地震)第3章第7節	自主的な避難 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)平常時の取り組み ○自宅や事業所などから緊急避難場所までの間にある危険箇所及び安 全に通行可能な避難路を把握します。 ○地域団体等は、市が実施する避難訓練等に参加するとともに、地域特 性に応じた独自の訓練を積極的に企画立案・実施するよう努めます。
				(一般)第2編第1章第9節 (地震)第3章第7節	自主的な避難 2-2 公 助 (2)緊急避難場所等を知らせるサインの整備 ○緊急避難場所や避難所を示す標識を分かりやすい場所に設置し、地域 住民の迅速かつ的確な避難につなげます。 ○夜間に避難する際においても目印となるようソーラー発電型や蓄光型 のサインの整備に努めます。
				(一般)第2編第1章第15節 (地震)第3章第14節	避難施設・体制の整備 2-1 公 助 (6)避難誘導体制の整備 ○生命を守るため緊急的な避難が必要な場合は緊急避難場所に避難す るものとし、自主防災組織を中心とする避難誘導体制を整備します。 ○避難誘導、安否確認、児童生徒の引き渡し等について、関係者・関係 機関と連携体制を確立するとともに、避難誘導マニュアル等災害時の行 動マニュアルを作成します。 ○避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」に 基づき、避難行動要支援者の避難を安全かつ円滑に行うことのできる体 制を整備します。 ○陸上及び海上交通機関における避難については、防災関係機関等と 連携し、避難誘導体制の整備を促進します。
(2)	①	4, 5	災害時要援護者の避難、 災害時要援護者の避難について は、その方法や場所について当事 者と支援関係者とで事前に確認し た方法をもとに避難する。 避難時の支援体制の確立 介護施設や保育所等、避難に支 援を要する施設では、地域や団体 の協力を得て避難する。	(一般)第2編第1章第9節	自主的な避難 2-2 公 助 (4)要配慮者利用施設への支援 ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の避難確 保計画策定や避難訓練実施などについて支援します。
				(一般)第2編第1章第10節 (地震)第3章第9節	要配慮者対策 2-2 公 助 (1)災害時の要配慮者支援 ○災害時の要配慮者支援については「災害時要援護者支援対応マニユ アル」を基に対応することとし、関係各課が連携して支援活動が行えるよう 体制を確立します。 ○災害時の要配慮者支援体制構築のため、自主防災組織等による事前 準備活動について、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニユ アル・パンフレット」などを活用し実施することとし、必要な助言や活動支援を 行います。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
				(一般)第2編第1章第10節 (地震)第3章第9節	要配慮者対策 2-2 公 助 (6)避難支援等関係者との連携体制の確立 ○避難支援等関係者との協働により、平常時から避難行動要支援者情報の把握や安否確認、避難支援体制の確立を推進します。 ○避難支援等関係者による要配慮者支援のための事前の活動や訓練について、要配慮者本人の協力や参加を促します。 ○避難支援等関係者が避難支援を行う際の安全を確保するために、関係機関と連携してルールや計画などの策定に努めます。
(2)	②	1	女性職員の配置 災害対策本部に女性職員を配置する。また、災害対策本部の事務局を担う担当部局の職員にも、女性職員を配置する。	記載なし	
(2)	③	1	災害拠点圏の確保 非常参集される職員や社員の子どもの保育のために災害拠点圏(公立保育所等)を定めておき、保育を早急に再開する。	(一般)第2編第2章第14節 (地震)第4章第14節	教育関係対策 2-1 公 助 (3)教育・保育対策 ○学校施設等が被災した場合は、すみやかに代替施設の確保を行います。
(2)	③	2	子どもの預かり支援 公立保育所の復旧・再開が困難な場合は、避難所の一角や庁舎内又は事業所の空き部屋等で、緊急対応として子ども等を預かる場所及び人材を確保する。	(一般)第2編第2章第14節 (地震)第4章第14節	教育関係対策 2-1 公 助 (3)教育・保育対策 ○学校施設等の被害の程度により、二部授業及び余剰教室や最寄りの公共施設を利用するなどの方法によって授業や保育を実施します。 ○県教育委員会等と連携し、他校の教職員の臨時配置及び臨時雇用により人員の確保を行います。
(2)	③	3	災害対応業務体制の整備 災害対応業務に従事できる職員や社員で早急にローテーションを組む。	(一般)第2編第2章第1節 (地震)第4章第1節	災害対策(水防)本部の設置・運営 2-1 公 助 (2)災害対策(水防)本部の組織・運営 ○災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設基準表」「災害対策本部組織図」を基本としますが、本部長(市長)が特に必要と認めた場合は、状況に応じた適切な体制のもと応急対策を実施します。
				(一般)第2編第1章第11節 (地震)第3章第10節	災害対策本部体制の整備 2-1 公 助 (1)災害対策本部体制の整備 ○災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員の配備体制や勤務時間外における参集体制の整備を行います。
(2)	③	4	家族の安否確認 職員や社員の家族の安否確認が取れるような体制づくりをする。	(一般)第2編第2章第6節 (地震)第4章第4節	災害情報等の収集伝達 2-2 公 助 (6)安否情報の回答 ○被災者の安否情報について照合があった時は、消防庁所管の安否情報システム等を活用し、被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しながら回答するものとします。
(2)	③	5	支援者への支援 支援者への精神的支援を行う。	(一般)第2編第2章第1節 (地震)第4章第1節	災害対策(水防)本部の設置・運営 2-1 公 助 (3)人員体制の確保 ○メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。
(2)	④	1	一時受け入れ場所の開設 事業所や商業施設等は、帰宅困難者の一時受け入れ場所を開設する。	記載なし	
(2)	④	2	安全の確保・誘導 事業所や商業施設等は、必要に応じて利用客や従業員等を最寄りの避難所に誘導する。	(一般)第2編第1章第9節 (地震)第3章第7節	自主的な避難 2-2 公 助 (2)緊急避難場所等を知らせるサインの整備 ○緊急避難場所や避難所を示す標識を分かりやすい場所に設置し、地域住民の迅速かつ的確な避難につげます。
				(一般)第2編第2章第12節 (地震)第4章第12節	避難の勧告・指示、避難誘導 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)適切な避難 ○地域においては、自主防災組織を中心として状況に応じた避難誘導を実施します。 ○避難支援等関係者は、自らの安全を確保したうえで、避難行動要支援者の支援や安否確認を行います。
(2)	④	3	情報発信 災害の状況や交通情報など必要な情報を提供する。	(一般)第2編第2章第10節 (地震)第4章第10節	災害広報 2-2 公 助 (1)報道機関への情報提供 ○災害関連情報をとりまとめ、適宜報道機関に提供します。特に、市民等への周知徹底の必要な情報については、すみやかな報道を依頼します。 ○緊急を要する情報については「災害時における放送要請に関する協定」に基づき各報道機関に報道を要請します。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(3)	①	1	各専用スペースの設置 間仕切り用パーティション等を活用し、女性専用スペース(更衣室、授乳室)、休養スペース、男女別の物干し場を設置する。	(一般)第2編第2章第18節 (地震)第4章第18節	避難所の開設・運営 2-2 公 助 (2)避難所の運営管理 ○女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
				(マニュアル) 初動期2. 1(8)	レイアウトづくり(場所割り) □プライバシーを確保できる仕切りの工夫や、男性の目線が気にならない更衣室・授乳室の設置等、女性や子育てに配慮した利用スペースを準備
(3)	①	2	子ども専用スペースの設置 子どもスペースを設置し、子どもが安心できる場を設置する。	(マニュアル) 安定期4. 2	避難所生活の見直しを行う ○避難生活が長引くことにより、不自由な現在の生活に対して不満が発生する場合がありますので、避難所生活の見直しを行います。 □間仕切りの設置や家族構成に合わせた場所割りなど、レイアウトを見直し
(3)	①	3	優先スペースの設置 乳児、高齢者、障害者などとその家族の優先スペースを設置する。	(一般)第2編第2章第18節 (地震)第4章第18節	避難所の開設・運営 2-2 公 助 (2)避難所の運営管理 ○集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
				(マニュアル) 避難所の開設準備1. 1(7)	安全確認手順と避難所施設利用のルールを確認する □特定のスペースを確保した方が良いと判断される用途と場所を決める。 障がい者・高齢者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の特定のスペースを優先的に確保する。
				(マニュアル) 初動期2. 1(8)	レイアウトづくり(場所割り) □居住スペースは、要配慮者(障がい者・高齢者・乳幼児・妊産婦等)を優先的に決定 □要配慮者や継続的に医療が必要な避難者への対応のため、特定のスペースを確保した方が良いと判断される用途と場所を決定
(3)	①	4	トイレの設置場所・仕様 トイレは男女別とし、高齢者や障害者の使いやすい設置場所と仕様にする。	※災害廃棄物処理計画 第9章第2節	
(3)	①	5	夜間照明の確保、巡回の実施 夜間照明の確保と巡回、女性警官の派遣を要請する。	(マニュアル) 活動期3. 3-④管理班	●施設の警備 ②巡回などにより、防火・防犯に努めます。女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起します。トイレへの道中の照明にも、配慮します。
(3)	①	6	相談窓口の設置 相談窓口を設置し、周知する。内容に応じて専門機関につなぐ。	(マニュアル) 活動期3. 3-②総務班	●避難者の相談窓口の設置 ①相談窓口を設置し、避難者からの相談を受け付け、解決できる担当班等に引き継ぎます。 ②相談窓口は、男女別にするなど、避難者が相談しやすいように配慮します。
(3)	①	7	ペットなどの対応 ペットなどは飼い主にとって家族同様であることを理解し、トラブル防止のためのルールづくりを行う。なお、避難者の中には動物に対してアレルギーのある人もいるため、専用スペースの配置等について配慮する。	(一般)第2編第2章第18節 (地震)第4章第18節	避難所の開設・運営 2-2 公 助 (2)避難所の運営管理 ○飼い主による家庭動物との同行避難ができるよう家庭動物のためのスペースや隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努めます。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑤保健衛生班	●ペットの管理 ①避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止とします。 ②大型動物・危険動物、蛇などの爬虫類の同伴を禁止します。 ③「ペット登録簿」に記入してもらいます。そのとき、「ペットの飼育ルール」を周知徹底します。 ④ペットの救護活動が開始されたときは、その情報を飼育者に提供します。 ⑤避難所内で管理することが困難な場合は、市災害対策本部へ連絡します。 (様式)ペット登録簿 (様式)避難所におけるペットの飼育ルール広報文(案)
(3)	②	1	管理責任者に男女双方の配置 避難所の管理責任者には、男女双方を配置する。また、災害発生直後は昼夜での対応が必要なため、交替できる体制を作っておく。	(マニュアル) 避難所の開設準備1. 1(2)	避難所を運営するリーダーを決める ○人選にあたっては、男女のバランス等、様々な避難者の意見が反映できるように配慮します。
				(マニュアル) 避難所の開設準備1. 1(11)	避難所に関する考え方を確認する ・避難所の運営が特定の人々に過重に負担とならないよう、できるだけ交替や当番などにより対応することとします。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(3)	②	2	避難所運営への男女双方の参画 避難所は自治的な運営を目指し、その運営組織には、男女双方が参画するとともに、女性も当事者として意見を述べ、責任者として意思決定する立場に立つ。	(一般)第2編第2章第18節 (地震)第4章第18節	避難所の開設・運営 2-2 公 助 (2)避難所の運営管理 ○避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。
				(マニュアル) 活動期3. 1(2)	避難所運営委員会のメンバーを選出する □リーダーと副リーダー、班長と副班長、班員(原則2名以上)を決定。決め方は、男女のバランス等に配慮し、手上げ方式で決定
				(マニュアル) 活動期3. 3-①リーダー・副リーダー	●避難所運営上の留意点 ②女性の視点からの避難所運営が重要です。 ・女性が避難所運営委員会等へ参加できる雰囲気づくりなど、積極的な参加を促します。
(3)	②	3	多様な意見を取り入れた避難所でのルール作り 運営組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な人の意見を取り入れ、避難所での生活のルールを作る。	(マニュアル) 活動期3. 3-②総務班	●避難者からの意見・要望の受付 ①意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、避難所運営委員会へ報告します。
(3)	②	4	平等な役割分担 避難者が活動する際は、性別等により役割を固定化しないようにする。 ・女性に偏りがちな活動例:食事作り・介護・清掃 等 ・男性に偏りがちな活動例:運営責任者・瓦礫撤去 等	(マニュアル) 避難所の開設準備1. 1(11)	避難所に関する考え方を確認する ・避難所の運営が特定の人々に過重に負担とならないよう、できるだけ交替や当番などにより対応することとします。
				(マニュアル) 活動期3. 1(2)	避難所運営委員会のメンバーを選出する ○避難所運営委員会のメンバーの選出は、以下の手順で決めます。 □リーダーと副リーダー、班長と副班長、班員(原則2名以上)を決定。決め方は、男女のバランス等に配慮し、手上げ方式で決定 □予めメンバーを設定している場合は、そのメンバーを優先し、不足するところを上記の決め方で決定 □各班長は、避難所の規模や業務量等により、適宜、班員配置を調整。できるだけ多くの人が役割を担うようにする □班員配置の調整にあたっては、避難所運営に関わる知識や経験のある人(医療、介護、外国語、手話、運送、人事管理、施設管理など)を適材適所に調整・配置する
(3)	②	5	必要な支援内容の明確化 今必要としている支援の内容(例:入浴や洗濯に困っている等)を明確にし、ボランティア等による必要な支援が入りやすいようにする。	(マニュアル) 活動期3. 3-②総務班	●避難者からの意見・要望の受付 ①意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、避難所運営委員会へ報告します。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑧ボランティア班	●ボランティアニーズの把握と要請 ①ボランティアに協力を依頼したい作業内容、期間等については、避難所運営委員会で検討の上決定します。 ②一般ボランティア(荷卸し作業など、専門ボランティア以外の人)は、総務班を通じて、(仮称)高知市災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請します。 ③専門ボランティア(通訳、手話、介護、医療など専門的な技能等を有する人)は、担当する各班が、総務班を通じて、市災害対策本部へ要請します。
(3)	②	6	世帯・個人単位の避難者名簿の作成 避難所ごとに作成する避難者名簿は、男女の置かれている状況等を把握するため、世帯単位とともに個人単位も作成する。記入項目としては、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、避難者が持つ特技や資格)、外部からの問い合わせに対する情報の開示・非開示等が考えられる。避難者の個人情報の取扱いや管理には十分注意する。	(マニュアル) 活動期3. 3-④管理班	●避難者の把握・名簿の作成、避難者の入退所管理 ※「避難者名簿」「避難者一覧表」の記載内容は、個人情報であり、取扱い・管理を厳重にします。 ●安否の問合せや訪問者への対応 ④情報公開を希望しない避難者の情報については、十分に留意する必要があります。
				(マニュアル) 様式6～8 避難者一覧表 様式9～11 避難者名簿	避難者一覧表・名簿様式に要配慮内容(病気や障がい等、特別の配慮が必要である。紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど)や特技・資格、情報公開可否の項目あり。
(3)	②	7	安全のための個人情報管理の徹底 避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある人が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。	(マニュアル) 活動期3. 3-④管理班	●安否の問合せや訪問者への対応 ④情報公開を希望しない避難者の情報については、十分に留意する必要があります。
(3)	③	1	被災者の実態把握 被災者(避難所及び在宅)の性別、年齢別の把握を早い時期に行い、その情報を支援に活用する。	(マニュアル) 活動期3. 3-④管理班	●避難者の把握・名簿の作成、避難者の入退所管理 ②「避難者一覧表」は、パソコンまたは手計算で集計し、毎日定時に入所状況等をまとめ、総務班に報告します。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(3)	③	2	ニーズの把握 民間支援団体等との連携による ニーズ調査や意見箱の設置などに よりニーズを把握する。	(一般)第2編第2章第19節 (地震)第4章第19節	生活必需物資等の供給 2-2 公 助 (2)生活必需物資等の確保 ○生活必需物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニ ーズの違いに配慮します。
				(マニュアル) 活動期3. 3-②総務班	●避難者からの意見・要望の受付 ①意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要 望を受け付け、避難所運営委員会へ報告します。
(3)	③	3	全避難所統一様式による支援物 資の管理 「物資管理表」や「受け入れ記録 表」などにより支援物資を管理し、報 道機関も活用しながら、必要な物資 を調達する。また、分別や配送など は民間事業者の活用も図る。	(一般)第2編第2章第19節 (地震)第4章第19節	生活必需物資等の供給 2-2 公 助 (5)生活必需物資等の配分 ○生活必需物資等の配分にあたっては、多くの人手を要することから、民 間事業者や地域団体等との連携のもと円滑に実施します。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑦食料物資班	●食料・物資の受入れ ③主食以外の食料や物資が届いたら、品目ごとに数量を「食料・物資管 理簿」に記入し、保管場所に搬入します。 ●食料・物資の管理 ①「食料・物資管理簿」により、その種類と在庫数を常に把握しておきま す。食料・物資の在庫管理を徹底することで、避難所内での要望に対して 迅速な対応が可能となり、また、不足しそうな食料・物資の支給を効率よ く、市災害対策本部に働き掛けていくことが可能となります。
(3)	③	4	在宅避難者への提供方法の確立 在宅避難者への物資の提供方法 を決めておく。	(一般)第2編第2章第19節 (地震)第4章第19節	生活必需物資等の供給 2-2 公 助 (5)生活必需物資等の配分 ○生活必需物資等の供給は指定避難所で行うことを原則とし、さまざまな 媒体を活用し広く市民に周知します。 ○生活必需物資等の配分にあたっては、多くの人手を要することから、民間 事業者や地域団体等との連携のもと円滑に実施します。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑦食料物資班	●在宅被災者への配給方法と提示と配給 ①市災害対策本部では、在宅被災者への食料・物資の配給は、避難所を 通じて行うこととしています。 ②在宅被災者への配給方法を提示し、配給を実施します。
(3)	③	5	女性による女性用品のニーズ把握 と配布 女性用品(下着や生理用品など) に対する要望の把握と配布は、女性 から女性に対して行う。	(一般)第2編第2章第19節 (地震)第4章第19節	生活必需物資等の供給 2-2 公 助 (2)生活必需物資等の確保 ○生活必需物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニ ーズの違いに配慮します。
				(一般)第2編第2章第19節 (地震)第4章第19節	生活必需物資等の供給 2-2 公 助 (5)生活必需物資等の配分 ○配分する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しま す。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑦食料物資班	●食料・物資の配給 ③女性用品(下着や生理用品等)の配布は、女性が担当する等配慮しま す。
(3)	③	6	支援終了時期の見極め 避難者の自立への支援を行うこと を念頭に、被災状況に応じた支援の 終了時期を見極め、復興への支援に 移行する。	記載なし	
(3)	④	1	手洗い場の設置、消毒剤等の配 備 感染症予防策として、各避難所の 手洗い場の設置と消毒剤等の配備 を行う。	(一般)第2編第2章第23節 (地震)第4章第23節	感染症予防・保健衛生活動 2-2 公 助 (1)感染症予防活動 ○被災地域の衛生状態を把握し、消毒活動の実施計画を作成するとと もに、協定に基づき資機材・薬品等を調達し消毒を実施します。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑤保健衛生班	●感染症予防(手洗い・消毒等の励行) ①感染症等の発生を予防するため、トイレ前や手洗い場等に消毒液を配 置し、うがい・手洗いを励行します。
(3)	④	2	衛生的環境の維持管理 共有スペースは役割を分担して清 掃を行い、常に衛生的な環境を保 つ。	(マニュアル) 活動期3. 3-⑤保健衛生班	●トイレの管理 ⑤トイレの清掃・消毒は、避難者が交代で定期的(早期)に行い、衛生管 理には十分注意を払います。 ●定期的な掃除の呼びかけ ①共有部分の掃除は、グループを単位に当番制を組み、交替で行ないま す。 ②布団の管理(敷きっぱなしにしない、日干しなど)や居住スペースの定期 的な掃除を呼びかけます。 ③要配慮者のみが居住としている部分の掃除は、医療福祉班が手伝いま す。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(3)	④	3	災害時要援護者への配慮 災害時要援護者は保健上の配慮が必要なので、専用の休養スペースの確保や、食事や保温等の生活面での特段の配慮を行う。	(一般)第2編第2章第13節 (地震)第4章第13節	要配慮者への支援 2-2 公 助 (3)避難所生活等における対策 ○避難所での生活環境にあたっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態の把握や福祉施設職員等の応援体制の整備に努めます。
				(マニュアル) 初動期2. 3	要配慮者に対応する ○要配慮者は、災害による生活環境の変化に対応することができなくなる場合も予想されることから、特段の配慮が必要です。 ○「避難者名簿」において「配慮が必要」と申告された人に対しては、次のような対応を行います。 □避難者名簿をもとに、本人に再確認する □要配慮者を優先して、和室や空調設備のある教室等に割り当てる □要配慮者への対応支援については、避難者の人で介護できる人に、積極的に手伝っていただくよう呼びかける □避難所での対応が困難と判断された場合は、福祉避難所や設備のある福祉施設、または病院への移送等を実施
(3)	④	4	個人での薬の管理 服薬中の方は、日頃からお薬手帳を持っておくなどして、自分が使用している薬の名称や量について分かるようにしておく。	(一般)第2編第1章第16節 (地震)第3章第15節	備蓄体制の整備 2-1 自 助 ・ 共 助 (1)市民等の備蓄 ○市民は、災害時の状況を想定し、必要となる食料や物資等、以下のような備蓄に努めます。 ・持病がある人は、1週間分程度の医薬品
(3)	④	5	個別対応が必要な人への支援 個別に医療、保健、福祉等の支援が必要な人への対応について、あらかじめ体制を決めておく。	(一般)第2編第2章第13節 (地震)第4章第13節	要配慮者への支援 2-2 公 助 (3)避難所生活等における対策 ○避難生活支援については、「災害時要援護者支援対応マニュアル」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑥医療福祉班	●要配慮者等への対応 要配慮者は、災害による生活環境の変化に対応することが困難になる場合も予想されることから、特段の配慮が必要となります。 ①市災害対策本部の要配慮者を支援する体制等と連携し、要配慮者の生活支援・介護を行います。 ②高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等を優先して和室や空調施設のある教室に割り当てます。 ③避難所での介護や支援が困難な場合は、市災害対策本部に福祉避難所(要配慮者専用の避難所)等への移送を要請します。 ④声掛けなどにより、定期的に健康状況や困っている状況等を確認します。 ⑤必要に応じて、市災害対策本部に専門員や専門ボランティア派遣の要請を行います。また、軽易なボランティア支援については、高知市災害ボランティアセンターに派遣相談します。 (様式)情報伝達における要配慮者への対応例
(3)	④	6	有資格者への協力要請 避難所運営に必要な事項(例:衛生管理や介護、食事の調整)について、避難者の有資格者(看護師、保健師、介護士、栄養士等の専門職)へ協力を求める。	(マニュアル) 活動期3. 1(2)	避難所運営委員会のメンバーを選出する □班員配置の調整にあたっては、避難所運営に関わる知識や経験のある人(医療、介護、外国語、手話、運送、人事管理、施設管理など)を適材適所に調整・配置する
				(マニュアル) 活動期3. 3-⑥医療福祉班	●スタッフの募集 ①避難所及び地域で専門の資格を持った人(看護師、介護士、手話、外国語など)を募り、従事者として加わってもらいます(受付に専用コーナー設置)。
(3)	④	7	男女双方の相談員を配備した相談窓口の設置 男女双方の相談員を配備した相談窓口を設置し、身体相談だけでなく、災害によるストレスに関連した相談も気軽にできる体制をとる。	(マニュアル) 活動期3. 3-② 総務班	●避難者の相談窓口の設置 ①相談窓口を設置し、避難者からの相談を受け付け、解決できる担当班等に引き継ぎます。 ②相談窓口は、男女別にするなど、避難者が相談しやすいように配慮します。
(3)	④	8	心身リフレッシュのための取り組み 様々な交流イベントを実施し、避難所から戸外へ出て、心身をリフレッシュするよう工夫する。	(マニュアル) 安定期4. 2	避難所生活の見直しを行う □避難生活が長引くことにより、不自由な現在の生活に対して不満が発生する場合がありますので、避難所生活の見直しを行います。 □避難所内外のイベント・レクリエーションを行い、生活に変化を取り入れる。
(3)	⑤	1	安全・安心な環境の確保 避難所開設直後からの巡回警備(パトロール)の実施や、防犯ブザーの準備など、安全・安心の確保に努める。	(マニュアル) 活動期3. 3-④管理班	●施設の警備 ①建物内は火気厳禁とします。ただし、冬季のストーブの使用は、火元責任者を決め、厳重に管理します。また、喫煙については、屋外の指定場所のみ許可します。 ②巡回などにより、防火・防犯に努めます。女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起します。トイレへの道中の照明にも、配慮します。 ③夜間における出入口の扉は、受付に近い入口を1箇所だけ出入りができるようにします。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(3)	⑤	2	意見箱の設置 一人ひとりが多様な存在であることを尊重し、安心できる生活環境の整備に生かすための意見箱を設置する。	(マニュアル) 活動期3. 3-②総務班	●避難者からの意見・要望の受付 ①意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、避難所運営委員会へ報告します。
(3)	⑤	3	男女共同参画センターとの連携 男女共同参画センター(ソール)や民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、不安や悩みを相談できる相談窓口を設置するとともに、女性や子どもに対する暴力等の予防について周知する。	(マニュアル) 活動期3. 3-⑧ボランティア班	●ボランティアの活動調整 ②NPO等の組織化されたボランティアの場合は、そのリーダーと話し合いを行って活動内容を決定します。
(3)	⑤	4	保育所・学校の早期再開 大人のストレスの影響を受けやすい子ども達のために、遊びや学習の時間を確保し、一人ひとりの状態を把握し、ケアしていく。	(一般)第2編第2章第14節 (地震)第3章第14節	教育関係対策 (3)教育・保育対策 ○学校施設等が被災した場合は、すみやかに代替施設の確保を行います。 ○学校施設等の被害の程度により、二部授業及び余剰教室や最寄りの公共施設を利用するなどの方法によって授業や保育を実施します。
(4)	①	1	四季やバリアフリーに対応した仕様 応急仮設住宅は、長期間の使用も想定し、四季を通した設計であるとともにバリアフリー対応の仕様を、県に要望する。	記載なし	
(4)	①	2	コミュニティ単位での入居 応急仮設住宅には、自治会ごとに入居ができ、従前のコミュニティを維持できるよう工夫する。	(一般)第2編第3章第2節 (地震)第5章第2節	復興の基本方向及び復興計画 2-2 公 助 (4)地域コミュニティの維持・再構築 ○復興計画策定及び応急仮設住宅・災害公営住宅の入居決定などの際には、従前のコミュニティの維持・回復や再構築について配慮します。
(4)	①	3	世帯・個人単位での入居者名簿の作成・管理 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位で把握し、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)や外部からの問い合わせに対する情報の開示非開示等について管理する。	記載なし	
(4)	①	4	買物など日常生活の支援 応急仮設住宅からの移動手段がない高齢者や障害者、子育て家庭等の入居者の日常生活の利便性の向上や、買物の支援という観点から、移動販売や仮設の商業施設の設置、仮設住宅近隣へのバス停の新設、便数の増発など必要に応じた対応を行う。	記載なし	
(4)	①	5	女性・子どもの安全に関する対応 女性や子どもへの暴力等を防ぐために、死角のできにくいレイアウトや屋外照明を十分に設置する。また、防犯ブザーやホイッスルの携帯を呼び掛ける等、一人ひとりが防犯について意識するとともに、暴力等に関する啓発活動など、暴力を許さない環境づくりを行う。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○建設した応急仮設住宅については、適切な維持管理を行います。 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
(4)	①	6	自治組織の結成 地域住民で課題が解決できるように自治組織を作ることを支援する。その際は役員等に女性が少なくとも3割以上は参画することを目標とし、女性や若者、高齢者、障害者等多様な主体の意見を取り入れていく。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(4)	②	1	人権啓発の推進 人権啓発の推進を図り、プライバシーの尊重や、DVの発生を抑制する。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
(4)	②	2	男女双方の生活支援員の配置 自分自身の健康管理はもちろんのこと、女性も男性もそれぞれ心身の健康問題を相談しやすいように、生活支援員は男女双方を配置する。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
(4)	②	3	専門機関との連携 専門的な支援が必要な場合は、専門機関につなぐ。	記載なし	
(4)	②	4	男性への支援 男性が参加しやすいプログラムを実施する等、男性の交流を促す。	記載なし	
(4)	②	4	男性への支援 男性が参加しやすいプログラムを実施する等、男性の交流を促す。	記載なし	
(4)	②	5	入居者の交流 入居者の孤立を防ぐために、共有スペースの確保や交流が図れる環境を作るとともに、生活支援員や専門職による相談ができる体制を整える。また、生活支援員による声かけや行事で交流を促し、その運営を支援する。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
(4)	②	6	生活支援員等への男女共同参画研修の実施 生活再建に密接に関わる生活支援員等には、男女共同参画の視点を反映することが求められるため、男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施する。	記載なし	
(4)	②	7	個別訪問による支援 保健師や生活支援員、民生委員等の個別訪問により、入居者が抱える問題やニーズの把握及びその解決に努める。傾聴ボランティアを活用することも考えられる。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
(4)	②	8	安心して相談できる暴力への相談窓口の工夫 配偶者からの暴力の相談窓口については、安心して相談できるよう女性だけの集まりの場を利用する等といった工夫をする。	(一般)第2編第2章第26節 (地震)第4章第26節	住宅等応急対策 2-1 公 助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○建設した応急仮設住宅については、適切な維持管理を行います。 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
(5)	①	1	女性の参画 復興計画やまちづくり計画の策定委員会・協議会等を設置する場合には、女性の委員を少なくとも3割以上は就任させることが必要とされている。既存の組織(男女共同参画の活動をしている団体等)の活用や、各種団体からの女性リーダーの積極的な参画を求める。また、将来を担う子どもたちの意見を反映できるよう工夫する。	(一般)第2編第3章第2節 (地震)第5章第2節	復興の基本方向及び復興計画 2-2 公 助 (3)女性及び要配慮者の参画促進 ○復旧・復興計画策定に関する組織等において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても参画を促進するよう努めます。

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	反映先	計画の内容
				(一般):一般対策編 (地震):地震・津波 対策編 (マニュアル):避難所開設 ・運営マニュアル	
(5)	①	2	多様な立場の意見の反映 復興まちづくりを進めるうえで、広く市民にアンケートを実施したり、ワークショップ意見交換会を開催する等、多様な意見を集約する。その際、女性だけが複数人で話し合う場を設定するなど、女性が意見を出しやすいよう工夫する。	(一般)第2編第3章第2節 (地震)第5章第2節	復興の基本方向及び復興計画 2-2 公 助 (3)女性及び要配慮者の参画促進 ○復旧・復興計画策定に関する組織等において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても参画を促進するよう努めます。
(5)	①	3	復興対策本部への女性職員の配置 復興対策本部に女性職員を配置する。	記載なし	
(5)	②	1	必要な人に支援金が支給される方法の検討 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給は、世帯主に対して原則支給されるが、必要な人に支援金が支給されるような方法を検討しておく。	記載なし	
(5)	②	2	支援制度の周知 生活再建に関する支援制度を周知するため、制度説明をまとめた冊子を作成し、周知する。	(一般)第2編第3章第5節 (地震)第5章第5節	経済・生活の復興 2-1 公 助 (2)義援金等の支給及び資金融資 ○生活再建に関する支援制度を周知するため、制度に関する情報をまとめた冊子等の作成に努めます。
(5)	②	3	情報の周知 経営支援や起業支援の補助制度等の情報を、男女偏ることなく広く周知する。	記載なし	
(5)	②	4	女性への就労支援 女性への就労支援として、ハローワークと連携した就職支援や、緊急雇用事業における女性の採用促進等の支援を行う。	(一般)第2編第3章第5節 (地震)第5章第5節	経済・生活の復興 2-1 公 助 (4)雇用の促進 ○災害による離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに求人の確保や職業紹介を行い、雇用を促進します。
(5)	②	5	雇用継続の要請 企業に対して、災害後も可能な限り雇用を継続するよう要請する。	記載なし	
(5)	②	6	子ども・高齢者の預かり支援 民間支援団体等と連携し、子どもや高齢者の一時的な預かりを行い、働きに出られる環境を整える。	記載なし	
(5)	②	7	保育所・学校の早期再開 被災者が安心して仕事に就けるために、早急に保育所・学校を再開する。	(一般)第2編第2章第14節 (地震)第4章第14節	教育関係対策 2-1 公 助 (3)教育・保育対策 ○学校施設等が被災した場合は、すみやかに代替施設の確保を行います。 ○学校施設等の被害の程度により、二部授業及び余剰教室や最寄りの公共施設を利用する方法によって授業や保育を実施します。
(5)	②	8	柔軟な勤務形態の整備 仕事と家庭を両立しやすいよう、勤務先への託児所の配置や、柔軟な勤務形態の整備を促進する。	記載なし	
(5)	②	9	相談窓口の周知 男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、女性の生活再建についての相談窓口について周知する。	(一般)第2編第3章第5節 (地震)第5章第5節	経済・生活の復興 2-1 公 助 (1)相談窓口の設置 ○総合的な相談窓口の開設場所や期間などを決定し、被災者等に周知します。 ○相談窓口は、関係部局をはじめ建築士会や弁護士会などの団体との幅広い連携体制により運営します。

高知市強靱化アクションプランに掲載されている内容

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	高知市強靱化アクションプラン				
				取組名	具体的な取組の内容	重要業績指標	現状	目標
(1)	①	1	防災教育の充実 次世代を担う子どもたちへの防災教育を充実させる。例えば、夏祭りなどの行事に防災講座や防災クイズ、防災劇を取り入れるなど、楽しみながら学習できるような取組を行う。また、災害時の人々の心理状態や自分の身を守るための方法について学習する機会を持つ。	学校における防災教育の推進	実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進する。	19中学校区及び市立養護学校における地域との連携による防災教育推進	60% (H26)	100% (H27)
				自主防災組織の育成	自主防災組織への防災訓練を行い、地域住民の災害対応力向上を図る。	自主防災組織に、消防が訓練を実施した回数	147回 (H25)	160回 (H27)
(1)	①	2	防災訓練の実施 平日昼間、夜間、休日など様々な状況を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等・特別支援学校、大学、企業、自主防災組織等と連携し、地域住民が一体となった防災訓練を定期的に実施する。	津波避難訓練実施	津波到達時間までに迅速かつ安全に避難できるよう、地域特性に応じた避難訓練を実施する。	県下一斉避難訓練への参加者数	4665人 (H26)	10000人 (H30)
				避難所の開設・運営体制の整備	避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するため、「避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所開設・運営訓練を定期的に実施する。	避難所開設訓練の実施回数	年1回 (H26)	年1回以上
(1)	①	3	住民による災害対応の学習機会の設定 災害対応について、参画型、体験型の学習機会を提供し、性別、年齢等に関わらず、住民が自主的に考える機会を設ける(妊産婦や乳幼児の保護者への参加も呼びかける)。	地域内連携体制の整備	各地域の町内会・自治会などの地縁組織や民協・社協・青少協・NPOなどの各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。	地域内連携協議会の設立数	4地区 (H25)	20地区 (H28)
(1)	①	4	避難意識の育成 「逃げたくない」という高齢者には、助けに来る周りの人の命も関わってくることを理解してもらい、避難意識を育てる。	津波避難訓練実施	津波到達時間までに迅速かつ安全に避難できるよう、地域特性に応じた避難訓練を実施する。	県下一斉避難訓練への参加者数	4665人 (H26)	10000人 (H30)
				津波避難意識の啓発	津波避難訓練の支援や防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化などの取組を推進し、津波避難意識の向上を図る。	(県) 県民意識調査による津波早期避難率	70% (H25)	100% (H27)
				避難行動支援者の支援体制構築	災害発生時の要配慮者の避難支援体制を構築するために、全体計画の策定、避難行動支援者名簿の作成、本人同意の取得、避難支援者等への名簿情報提供を推進するとともに、名簿を活用した地域での個別計画の策定や防災訓練の実施を支援する。	避難行動支援者の支援体制構築	全体計画策定、地域での取組(名簿提供等)着手 H26	地域での取組(名簿提供、個別計画策定等)継続・拡大 H27

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	高知市強靱化アクションプラン				
				取組名	具体的な取組の内容	重要業績指標	現状	目標
(1)	①	7	地域による災害対応への備え 地域全体で応急手当方法や防災倉庫にある資機材の使用方法、避難所運営などについて学び、総合的な災害発生シミュレーションを行い、地域の実情にあった災害発生時の対応等について訓練する。	学校における防災教育の推進	実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や学校・家庭・地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進する。	19中学校区及び市立養護学校における地域との連携による防災教育推進	60% (H26)	100% (H27)
				地域内連携体制の整備	各地域の町内会・自治会などの地縁組織や民協・社協・青少協・NPOなどの各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。	地域内連携協議会の設立数	4地区 (H25)	20地区 (H28)
				自主防災組織の強化	避難行動や近隣住民同士での救助活動で重要な役割を担う自主防災組織の活性化を目的として、資機材や施設の整備などの活動を支援する。	自主防災組織の活動率	26.2% (H25)	100% (H30)
				自主防災組織の育成	自主防災組織への防災訓練を行い、地域住民の災害対応力向上を図る。	自主防災組織に消防が訓練を実施した回数(単年度)	147回 (H25)	160回 (H27)
(1)	②	3	避難所備蓄品の管理 避難所には、避難所の規模や男女のニーズ等に配慮した備蓄品を建物の高い場所に保管し、定期的に品目、数量、消費期限等の管理を行う。	避難者等のための食料品・生活必需品等の備蓄	避難者が必要とする食料や生活必需品の備蓄計画を作成し、計画的に備蓄を行う。	避難者等のための食料品備蓄率【L1想定の日分】	0% (H26) 備蓄計画策定中	100% (H31)
(1)	③	2	災害時要援護者の避難への対応 高齢者等の災害時要援護者については、隣近所との交流が少なく災害時に避難できなかつたり、避難を拒否したという例が報告されていることから、日頃から声掛けをし、地域の行事や防災訓練等に参加を促す。	避難行動要支援者の支援体制構築	災害発生時の要配慮者の避難支援体制を構築するために、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、本人同意の取得、避難支援等関係者への名簿情報提供を推進するとともに、名簿を活用した地域での個別計画の策定や防災訓練の実施を支援する。	避難行動用支援者の支援体制構築	全体計画策定、地域での取組(名簿提供等)着手(H26)	地域での取組(名簿提供、個別計画策定等)継続・拡大(H27)
(1)	④	4	職員個人の備蓄 災害対応に従事する職員のための食糧を備蓄し、また職員は各自に必要な物品を個人で用意しておく。	応急活動用の水・食料の備蓄	災害発生時に応急活動を行う職員用の水・食糧などを備蓄する。	応急活動に必要な職員用の水・食糧の備蓄率	0% (H25)	100% (H31)
(1)	④	5	災害対応業務への備え 家族の避難場所や安否確認方法等について事前に話し合っておくなど、災害発生時にも安心して業務が継続できるようにしておく。	行政BCPの策定	南海トラフト地震発生時に実施すべき応急活動や非常時優先業務の特定、必要な職員や資機材の確保・配分などを定めたBCPを策定する。	南海トラフト地震対策BCPの策定	市全体のBCPの策定	部局別BCPの策定

提言番号			提言内容 (必要とされる取り組み)	高知市強靱化アクションプラン				
				取組名	具体的な取組の内容	重要業績指標	現状	目標
(2)	①	4, 5	災害時要援護者の避難 災害時要援護者の避難については、その方法や場所について当事者と支援関係者とで事前に確認した方法をもとに避難する。 避難時の支援体制の確立 介護施設や保育所等、避難に支援を要する施設では、地域や団体の協力を得て避難する。	避難行動要支援者の支援体制構築	災害発生時の要配慮者の避難支援体制を構築するために、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、本人同意の取得、避難支援等関係者への名簿情報提供を推進するとともに、名簿を活用した地域での個別計画の策定や防災訓練の実施を支援する。	避難行動要支援者の支援体制構築	全体計画策定、地域での取組(名簿提供等)着手(H26)	地域での取組(名簿提供、個別計画策定等)継続・拡大(H27)
(3)			「(3)避難所での生活」の内容全般	避難所の開設・運営体制の整備	避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するため、「避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所開設・運営訓練を定期的に実施する。	避難所開設訓練の実施回数	年1回(H26)	年1回以上
				自主防災組織の強化	避難行動や近隣住民同士での救助活動で重要な役割を担う自主防災組織の活性化を目的として、資機材や施設の整備などの活動を支援する。	自主防災組織の活動率	26.2%(H25)	100%(H30)
				学校における防災教育の推進	実践的な避難訓練による災害発生時の行動力向上や学校・家庭・地域が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進する。	19中学校区及び市立養護学校における地域との連携による防災教育推進	60%(H26)	100%(H27)
				地域内連携体制の整備	各地域の町内会・自治会などの地縁組織や民協・社協・青少協・NPOなどの各種団体メンバーで構成される連携協議会を設立し、地域の課題解決力や住民同士の助け合いに必要な地域力を向上していく。	地域内連携協議会の設立数	4地区(H25)	20地区(H28)
				防災士の養成	地域における防災活動を担う人材を養成するため、防災士の資格取得を支援する。	防災士の資格取得者数	243名(H25)	1000名(H31)
(3)	④	1	手洗い場の設置、消毒剤等の配備 感染症予防策として、各避難所の手洗い場の設置と消毒剤等の配備を行う。(地域・行政)	感染症予防対策の整備	災害発生後の衛生状態の悪化による感染症発生などを予防するため、消毒等の防疫活動に必要な資機材や薬品の調達に関する協定の締結などにより、感染症予防体制の構築を推進する。	災害時公衆衛生活動マニュアルに基づく消毒・害虫駆除体制の構築	協定準備(H26)	ベストコントロール協会との協定締結(H27)

南海地震対策に生活者の視点を 事前の備え 編

保存版



一人ひとりが災害時をイメージし、必要な備えをしましょう。

個人・家庭に必要な準備

個人・各家庭での備蓄



各家庭に必要な物品を準備し、定期的に中身の点検をしましょう。水・食料は最低でも3日以上は備蓄しておきましょう。

一人ひとりに必要な備蓄も忘れずに



食物アレルギーのある方、乳幼児、高齢者などは、避難所の備蓄品・支援物資では対応できない可能性もあるので、各自で備蓄しておきましょう。服用中の薬の名前や量がわかるようにお薬手帳を持っておくと便利です。

連絡手段の確保



電話は数日間通じないことがあります。家族で話し合って、連絡手段を複数確保しておきましょう。

地域に必要な準備

避難経路・避難場所の確認



家族や地域で、避難経路・避難場所を確認しておきましょう。避難路は、危険な場所がないか、実際に歩いてみましょう。

自主防災組織などの役員は、男女双方から



生活者の視点をもつ女性の積極的な参画を!

地域の専門的技術者との連携



医師、看護師、大工、調理師や、ボランティア経験のある方に、訓練や災害時に力を貸してもらえようような関係を築いておきましょう。

日頃から地域の連携を深め、南海地震に備えましょう!

女性の参画が特に必要な項目に をつけています。

災害対応の学習機会をもつ



性別、年齢等に関わらず、住民が自主的に考える参画型、体験型の学習を日頃から行いましょう。

地域ぐるみで災害対応を考える



地域全体で、応急手当方法や防災倉庫にある資機材の使用法、避難所運営について学び、災害発生時をイメージしましょう。

地域住民が一体となった定期的な防災訓練の実施



昼間、夜間、休日など様々な状況を想定し、保育所、学校、企業、自主防災組織等と連携して実施しましょう。

「まずは逃げる」という意識を!



自分が逃げないことで周りの人にも危険が及ぶことを理解し、避難する意識を持ちましょう。

災害時要配慮者の避難に備える



災害時に地域で避難の手助けができるよう、日頃から声掛けをし、地域の行事や防災訓練などに一緒に参加するようにしましょう。

避難所のマニュアル作成



住民参加による運営組織を作り、各避難所に合ったマニュアルを作りましょう。

地域団体と連携した体制づくり



地域内にある企業や学校、消防団員、民生委員など地域をよく知る人とつながりを持ち、災害時にお互いが協力し合える関係を築いておきましょう。

地域住民同士のネットワークづくり



日頃から地域住民同士が関わり合うネットワークを築き、行事等を通して、顔の見える関係を作りましょう。

次代を担う子どもたちへの防災教育の充実



クイズ、劇を取り入れるなど、楽しみながら学べる工夫をしましょう。

南海地震対策に生活者の視点を

避難所編

みんなあて
協力してやるぞね!

女性の参画が特に必要な項目に  をつけています。



避難所での生活を安全で安心して過ごせるよう、
次のような点に配慮して開設・運営を行いましょう。



避難所開設

男女別更衣室・授乳室の設置



男女が入り交じった避難所生活では、人目を気にせずに着替えをしたり、授乳をするスペースが必要です。

男女別の物干し場の設置



下着などは大勢の人目がある場所や、異性に見られる場所では干しづらいため、工夫が必要です。

乳幼児や障害者のいる家族、 高齢者のための優先スペースの設置



大勢の人が寝起きする避難所では、乳幼児や障害者、高齢者への配慮が必要です。

プライバシーの確保



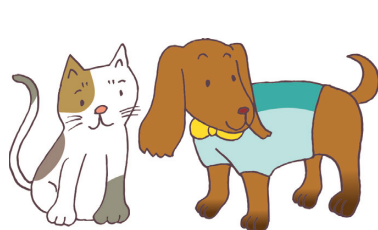
見知らぬ人や異性のすぐ近くで過ごしたり寝起きすることは、ストレスや不安を感じます。不安軽減のために、間仕切りなどの工夫をしましょう。

利用しやすい相談窓口の設置



不安や悩みを誰かに相談することは大切です。異性には相談しにくいこともあるため、相談員は男女双方を配置しましょう。

ペットなどの対応



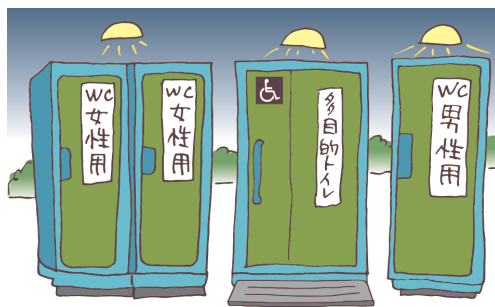
ペットなどは、飼い主にとって家族同様であることを理解しつつ、動物アレルギー等配慮が必要な人もいるため、トラブル防止のためにルールづくりが必要です。

避難者名簿の作成 (個人情報の取扱いに注意!)



避難者の情報(氏名・性別・年齢・支援の必要性・情報開示の可否等)を把握することは支援を行ううえで大切です。DV等の被害を受ける恐れがある方が加害者に居所を知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する必要があります。

安全で行きやすい 男女別トイレの設置



仮設トイレは安全面から夜間の照明を明るくし、男女別に設置しましょう(混雑しやすい女性用を多めに)。障害者等が利用できるよう多目的トイレも確保しておきましょう。

避難所運営

避難所の運営には 女性も参画



男性のみの運営では女性や多様な人の意見が反映されにくいため、避難所開設時から女性も運営に参画しましょう。

避難所でのルールづくり



避難所では、男女・子ども・高齢者・若者・障害者等の多様な意見を取り入れた生活のルールづくりが必要です。

女性による女性用品 (生理用品・下着等)の要望把握 と配布



女性用品の要望は男性には伝えづらく、また配布も男性からは受け取りづらいため、女性が行いましょう。

性別や年齢等により役割を 固定化しない



食事作り・清掃・運営リーダー等の活動は、性別にかかわらず分担し、負担が偏らないようにしましょう。

手洗い場の設置や、消毒剤 の配備



感染症予防のため、トイレの後や食事の前に手洗いや手指消毒ができるよう、環境整備を行う必要があります。

巡回警備で、安全・安心な 避難所に



非常時には、DVや暴力など様々な問題が起こることが報告されています。安全で安心して過ごせるよう巡回警備が必要です。

家の中の安全対策 ～家の中を点検してみるぞね～



キッチンの安全チェック

キッチンは重量のある家具、刃物、割れ物などの他、火もあるので危険な場所です。

家具や家電製品（冷蔵庫・電子レンジ等）は固定し、重い物を下にしまっていますか？

キッチンには重くて大きな電化製品が多くあります。直撃すればケガをしたり、倒れた場合は、逃げ道をふさぐことにもなります。天井と突っ張り棒で固定したり、耐震用マットを活用する方法もあります。并ぶりと重量のある食器は下の段へ。

揺れで物が飛び出さない工夫をしていますか？



強い揺れで扉が開き、中の食器が飛び出し割れる恐れがあります。戸が外れたり開かないよう止め具をつけましょう。破片などを踏んでケガをしないようにスリッパがあればいいですね。

テーブルの下に避難することが可能ですか？



強い揺れのある間は、思うように身動きがとれません。まずは体を守る場所を確保しましょう。テーブルの下は隠れる場所にもなるので、物を置かないようにして、テーブルが移動しないような工夫をしておきましょう。

包丁やキッチンさみは、使用後すぐに片付けていますか？

強い揺れで飛んできた包丁やはさみは、恐ろしい「凶器」に早変わりします。きちんとしまってから逃げるようにしましょう。普段から、使用しないときは片付ける習慣をつけておくといいでしょう。

ガスコンロの近くに燃えやすい物はありませんか？



ガスコンロは揺れがおさまってからでないと消せません。揺れている間に燃えうつらないように、布巾などの燃えやすい物は火元やコンセント周辺には置かないようにしましょう。

キッチンに簡易消火器を用意していますか？



地震で怖いのは火事です。揺れている最中は遠くまで消しに行くのは危険です。揺れがおさまってから消しましょう。出火しやすいガスコンロ付近に簡易消火器を設置しましょう。



リビングの安全チェック

リビングは置物などガラス製品が多く、落下しないような対策が必要です。

リビングにあるガラス製品は地震対策をしていますか？

窓ガラスに飛散防止フィルムを貼っても、家の中にあるガラス製品やプラスチックが割れてしまうと、足にケガをしてしまいます。割れやすい物はできるだけ置かないようにしましょう。

テレビや本棚など重量のある家具は固定していますか？



テレビなどがジャンプをしたり落下するケースや、背の高い家具は前後に揺れながら移動することもあります。重心が低ければ安定しますが、家具は形や置かれた条件で多様な動きをします。そのために固定が必要です。

机の下など安全な場所が確保していますか？

転倒落下物などから身を守るために、机の下など隠れる場所を確保しましょう。ただし、閉じ込められ、火災などが発生する場合もあるため、逃げ道も必ず確保しましょう。

暖房器具（エアコン・ストーブなど）は安全な取扱いをしていますか？

暖房器具は、揺れを察知したら電源が自動に切れる物など、安全性が保たれているかを普段から確認しておきましょう。



浴室・トイレの安全チェック



浴室やトイレは比較的安全な場所ですが、無防備な状態で避難が遅れる可能性があります。また、地震後、ドアがゆがむと閉じ込められる可能性があります。

浴室の脱衣所にすぐ着られる服を用意していますか？

裸で無防備な状態では、逃げたくても外に出られません。脱衣所に家族の人数分のすぐ着られる服（例：フリーサイズ・かぶるタイプ）を用意しておきましょう。

浴室にガラス製品など割れ物がありますか？

容器はプラスチックや割れにくい物を使用しましょう。特に鏡は割れると危険です。洗面器やお風呂のフタなどで頭を守り充分注意しましょう。

揺れを感じたらすぐにドアを開けるようにしていますか？

トイレは柱に囲まれた狭い空間なので安全だと思われていますが、ドア周辺の落下物で閉じ込められる可能性もあります。

家の中の安全対策 ～家の中を点検してみるぞね～



寝室・子ども部屋の安全チェック

就寝時に地震が発生するとすぐに対応ができません。寝室を安全にしていれば被災リスクは大きく下がります。

寝室にある家具は固定していますか？



寝室には背の高い家具を置かないことが前提です。壁と家具を固定するなど、転倒を防止しましょう。二段ベッドは地震で上の子が落ちたり、下の子が下敷きになる恐れがあります。一段で使用するか、強度やしっかり固定されているかどうかを日頃から確認しておきましょう。

布団（ベッド）の位置は安全ですか？



壁を背にした家具は前方に倒れてきます。そのため、布団（ベッド）の位置は、家具の高さ分だけ離れる方が安全です。子どもは逃げ遅れる可能性があるため、できるだけ周りに何も置かないようにしましょう。

寝室に避難用のすぐはける靴を用意していますか？



ガラスの破片などでケガをすることもあるので、日頃から枕元にすぐはける運動靴を用意しておきましょう。

出入口付近に家具や物を置いてませんか？

家具が倒れて出入口をふさがれては大変です。家具は出入口付近に置かず、万が一倒れても通りぬけられる空間が残る位置に置き、避難路を確保しましょう。背が高く転倒するリスクのある本棚は壁に固定しましょう。

停電時に備え、枕元に懐中電灯を用意していますか？



地震が起きれば必ず停電します。暗闇で移動するのは危険です。寝室だけではなく、各部屋に懐中電灯を用意しておくとう安心です。電池のチェックも忘れず。

身動きがとれなくなったときの対策をしていますか？



倒れた家具の下敷きになり身動きがとれなくなった時、声を出して叫んでも体力を消耗するだけです。あわてず、状況を把握して近くにある物を叩くなど、音を出して存在をアピールしましょう。笛を鳴らすことも効果的です。

その他の安全チェック

日頃からの備えがあれば、地震などの災害対策だけでなく、防犯にも役立ちます。

玄関付近に非常持ち出し袋が用意されていますか？



地震が起きた時にすぐ持ち出せるように、取り出しやすい場所に非常持ち出し袋を用意しましょう。

廊下や玄関に避難を妨げる物を置いていませんか？

避難経路を確保するため、大きな家具や荷物などは置かないようにしましょう。また、ガラス製品などは散乱すると凶器になる恐れがあります。

窃盗対策はしていますか？

避難している間に窃盗に遭遇してしまうケースがあるので、金品の置き場所に工夫をしましょう。日頃の空き巣対策にもなります。

番外編

こんな時、あなたならどうしますか？



エレベーター内で地震が起きた時

揺れを感じたらすべての階のボタンを押し、停まった階で降りましょう。閉じ込められた場合は非常用ボタンを押し、固い物でドアをたたき、音で居場所を知らせます。

高層階で地震が起きた時

下層よりも揺れ幅が大きくなるため、家具や機器の転倒に注意が必要です。机等の下にもぐり、周囲の状況を確認することが大事です。

家から避難所に向かう時

停電が復旧した際、使用中の電気製品が発熱・加熱して火災を起こさないように、ブレーカーは必ず落として家を出ましょう。

まとめ

●強さも安全性も兼ね備えた、住みやすい家づくりをしましょう。

住まいに大切なのは、あたたかくて落ち着ける雰囲気や家族が快適に過ごせる空間です。防災対策を優先しすぎて、住みづらい家にならないように工夫しましょう。

●できることから始めましょう。

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の約8割が建物の下敷きや家具の転倒によるものでした。物を置かないことが防災の基本です。シンプルな生活にしてみませんか？

災害時の食事の備え～3日以上は備えるぞね～

水・食糧の備蓄は一体どのくらい用意すればいいがやろう？

例えば、おとな一人の「3日分の備蓄」はこれくらいの量です！

できれば一週間分を備えましょう！

「ローリングストック」で管理もばっちり！

普段食べている日持ちの良い食品を備蓄します。
その在庫を、「ひとつ使ったら、ひとつ買い足す」→「使ったら買い足す」を繰り返して、常に在庫を保管しておきましょう。

備蓄する



食べる



食べてみておいしい保存食を見つけてみてね♪

買い足す

時々、賞味期限を確認してね！



★ほかにもこんなものを備えておくと便利です

＜食品＞

- おやつ … エネルギー補給はもちろん、精神的なストレス緩和につながります。
- 果物の缶詰 … ビタミンたっぷりのフルーツを。
- ドライフルーツ … 食物繊維が豊富！！
- サプリメント ※摂取量には注意が必要です。
- 調味料（塩・砂糖・醤油など）

煎り大豆やようかんは、子どもの脳の発達にいいぞね！

＜食品以外のもの＞

- カセットコンロ、ボンベ、マッチ、ライター
- はさみ、ナイフ、ピーラー、缶切り
- 新聞紙、皿、コップ、割り箸、アルミホイル、ラップ、クッキングシート
- ポリ袋・ごみ袋、使い捨て手袋、ウェットティッシュ、ポリタンク など

カセットコンロ（熱源）があるだけで、お料理がこじゃんとおいしくなるさ！

★食器がなくても…

新聞紙を折って、ポリ袋を入れると、食器代わりにになります。

★家族に合わせた食品を備えましょう

作り方は裏面を見てね！

＜乳幼児＞

- 粉ミルク … 災害時には体調の変化で母乳が出なくなることもあります。
- 水 … 小さいお子さんは脱水症状になりやすいので多めに。
- ベビーフード、哺乳瓶など

＜高齢者＞

- 水 … のどの渇きを感じにくいので、脱水症状になりやすいです。
- 柔らかいもの … 嚥下困難な方や、体調不良になった時のために。（おかゆ、ゼリー、濃厚流動食など）

＜持病やアレルギーがある方＞

- 治療用特殊食品を十分に備蓄しましょう。
- アレルギー対応食品の準備も忘れずに。
- 服用している薬などがわかるように緊急時連絡カードに記入しておきましょう。

備蓄しておきたいものの目安です。

① 飲料

- 水（1日3ℓ）
- お茶
- ティーパック
- ジュース（果汁、野菜）
- スkimミルク
- 長期保存牛乳 など



② 主食

- 米、レトルト白飯
- 餅（真空パック）
- 乾パン
- コーンフレーク
- スパゲッティー、マカロニ
- 素麺、うどん、そば
- カップラーメン、即席麺
- 芋類 など



主食・主菜・副菜を
バランス良く組み合わせよう



③ 主菜

- 魚の缶詰（ツナ、さば、いわし、さんまなど）
- 大豆缶
- レトルト食品（カレー、シチュー、ミートソースなど）



他にも買ってみたいものはありますか？

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

④ 副菜

- 乾物（干しいたけ、乾燥わかめ、のり、切干大根など）
- 野菜の缶詰（コーン缶、トマト缶など）
- 常温保存できる野菜（じゃがいも、玉ねぎ、人参など）
- レトルト食品（煮物など）
- 即席汁物



こんな所で買えるぞね
・ドラッグストア
・スーパー、ホームセンター
・インターネット

災害時の簡単メニュー～実践編～

我が家の実践日を決めましょう！
【 月 日 (曜日) 】

実際にやってみることが一番の「備え」やき！
ご飯を食べながら防災について考えてみませんか？

★缶詰と乾物を使って～ツナと切干大根のマヨ和え～

<材料>

- ツナ缶詰 1缶
- 切干大根 1袋
- マヨネーズ 適宜
- 調味料（あれば）塩・コショウ少々



<作り方>

- ① 切干大根を水で戻す。
 - ② ツナの汁気を取る。
 - ③ ①の水気をしっかり切り、②とともにマヨネーズで和える。
あれば塩・コショウで味をととのえる。
- ※ツナは油漬よりもノンオイル（水煮やスープ煮）のほうがヘルシーに作れます。
※切干大根の代わりに乾燥わかめや乾燥ひじきなどでも作れます。

★体調がすぐれないときの…経口補水液

<材料>

- 水 1リットル
- 砂糖 大さじ4
- 塩 小さじ1/2

<作り方>

お水に砂糖と塩を入れて、溶かす。

※体に吸収されやすい補水液です。熱がでた時、脱水時、
お腹の調子が悪い時などに重宝します。



※写真は、三温糖を使っています。

★豆知識★

- 非常持ち出し袋に、最低限のものだけ入れておきましょう。
- 災害時は水分をきちんと取りましょう。
脱水症状や心筋梗塞のリスクが・・・
- 3日間は支援物資はないと思っておきましょう。
- インスタント麺を備蓄するのなら汁のない焼きそばを。
（汁のない焼きそばが健康面でもゴミ処理面でも良いですね。）
- 天然甘味料の蜂蜜はミネラル・ビタミンが豊富で栄養価が高いほか、
塗り薬として、やけど・切り傷などに使えます。
- 食品用ラップを皿に貼付けて使えば、食器を洗う必要がありません。
また、止血や包帯の代用にもなります。



★ポリ袋で炊くごはん ～パッククッキング～

<材料>

- 米 1/2合
- 水 3/4合
- ポリ袋 1枚（半透明のもの）

<作り方>

- ① ポリ袋に米と水を入れる。袋のなかの空気を抜いて袋の口を結ぶ。
※加熱すると中身がふくらむので、大きめのポリ袋で作りましょう。
※米は水に1時間程度（冬は1時間30分程度）浸す。
袋の中でのなるべく広げておく。
- ② 沸騰したお湯の中に袋ごと入れる。
- ③ 沸騰を保つ程度の火加減で鍋のふたをし、25分ほど加熱する。
- ④ 火を止め、そのまま10分ほど袋ごと蒸らして、ふんわりとほぐして出来上がり。
※米は研がなくても、時間をかけてしっかり水に浸せば、ぬかの匂いは気になりません。



透明より半透明のポリ袋の方が熱に強いよ！



★食器がないときに、こりゃあえい！ 新聞紙を折って、ポリ袋を入れれば、食器代わりになるぞね。

<作り方>

- ① 正方形に折る。
 - ② 三角形に折る。
 - ③ 頂点を三角形の辺に合わせる。
 - ④ もう一方も③と同じように折る。
 - ⑤ 上を折り返す。
 - ⑥ ひっくり返し、⑤と同じように折る。
 - ⑦ 口を広げる。
- ※別の新聞紙で「わかか」を作って台にすると安定します。
- ⑧ ポリ袋をかぶせて出来上がり。



防災に役立つ情報

～確認してみるぞね～



家や地域の危険な場所を確認しよう！

■ハザードマップとは

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。高知市では、地震、津波、土砂、洪水についてのハザードマップや大規模盛土造成地マップを作成しています。ハザードマップを活用して家や地域の危険な場所を確認してみましょう。

■ハザードマップを見てみよう

①高知市地震ハザードマップ

最大クラスの南海トラフ地震が発生したときに予想される揺れの強さについて示しています。

【高知市防災政策課ホームページ】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/jisintsunami-hazardmap.html>

②高知市津波ハザードマップ

最大クラスの南海トラフ地震が発生したときに予想される津波の浸水深や範囲について示しています。

【高知市防災政策課ホームページ】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/jisintsunami-hazardmap.html>

③土砂災害ハザードマップ

土砂災害時に避難する場所や、注意すべき箇所などをまとめています。

【高知市防災政策課ホームページ】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/doshasaigai-hazardmap2609.html>

④洪水ハザードマップ

大雨によって鏡川、仁淀川、国分川、物部川の堤防が壊れたり、河川から水があふれた場合に予測される浸水範囲と水深をシュミレーションにより求めたものに、平成10年高知豪雨の浸水実績を加え、避難場所を一つの地図に表したものです。

【高知市防災政策課ホームページ】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/hazard-map-flood-main.html>

⑤高知市大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示しています。

【高知市都市計画課ホームページ】

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/daikibomorido.html>

※ ①、②、③は、高知市防災政策課のほか、各窓口センター、ふれあいセンター、コミュニティセンターで周辺校区分を配布しています。



避難場所、避難所を確認しよう！

■緊急避難場所、避難所について

「緊急避難場所」、「避難所」それぞれの定義は以下のとおりです。

緊急避難場所	津波や火事などから一時的に避難するための施設や公園、高台等をいいます。このうち市があらかじめ指定した施設や場所を「指定緊急避難場所」といいます。「津波避難ビル」もこの緊急避難場所に該当します。
避難所	災害時に自宅が倒壊した場合などに、一定期間生活を送る施設をいいます。このうち市があらかじめ指定した施設を「指定避難所」といいます。

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧

指定緊急避難場所一覧

【高知市防災政策課ホームページ】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/site/bousai/hinanbasyo-hinansyo.html>

指定津波避難ビル一覧

【高知市地域防災推進課ホームページ】

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/tsunami-escape-building.html>

指定避難所一覧

【高知市防災政策課ホームページ】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/site/bousai/hinanbasyo-hinansyo.html>



家族との連絡方法を決めておこう！

■連絡方法や集合する場所を決めておこう

■災害発生時の電話の利用方法について確認しておこう

災害等発生時には電話がつながりにくくなります。安否情報をより確実に音声等で確認できる手段として、「災害用伝言ダイヤル（171）」と「災害用伝言板（web171）」があります。

災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）の利用方法

【一般社団法人 電気通信事業者協会ホームページ】

<http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>

防災に役立つ情報 ～実践してみるぞね～



高知市では、防災に役立つパンフレットの作成や住宅への助成に関する事業を行っています。災害への備えに、ぜひご活用ください。

食事

災害時の食事の備え



災害直後は、飲食物がすぐには入手できません。事前に水や食糧を備えておく必要があります。「災害時の食事の備え」を使って、備蓄の準備や、災害時の簡単メニューを実践してみましょう。

トイレ

災害時のトイレ・衛生対策



災害が起きると、断水や停電、そして下水道や浄化槽の損壊により、多くの水洗トイレは使えなくなります。「災害時のトイレ・衛生対策」を使って、災害後の水回りのチェック方法や、水洗トイレが使用できない場合のトイレの使用法について知っておくと安心です。

住まい

家の中の安全対策



地震により、倒れてきた家具や、割れたガラスの破片等によって被害にあうことがあります。家の中での被害を少なくするために、事前に家の中を点検しておくことが大切です。

「家の中の安全対策」を使って、キッチンやリビング、寝室等、部屋別に一カ所ずつチェックをしてみましょう。

誰でもできるわが家の耐震診断



「わが家の耐震診断」は、お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどこかところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるか等がわかるようにできています。

【高知市住宅政策課】

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2013/11/wagayare.pdf>

住宅への助成に関する事業

高知市木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工された2階建てまでの木造住宅については、無料で耐震診断を受けることができます。

高知市木造住宅耐震改修計画作成費補助事業・耐震改修補助費補助事業

高知市が実施している耐震診断を受診した住宅の耐震改修工事を行う方に対して、一定の要件の下、耐震改修計画の作成と耐震改修工事の費用の一部を助成する制度です。

高知市老朽住宅除去事業

昭和56年5月31日以前着工の現に使用されていない木造住宅で、避難路等を閉塞する可能性のある「住宅の老朽度の測定基準」により老朽住宅と判定された住宅（評点100以上のもの）の除却（取り壊し）経費の一部を助成します。

高知市ブロック塀等耐震対策事業

避難路の確保や市街地の防災安全性を確保することを目的として、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の撤去または安全な塀への改修の費用の一部を助成します。

※詳しくは高知市建築指導課のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>

災害時のトイレ・衛生対策

～命に関わることぞね～

<自宅編>

事前の備えで、被災時でもより快適に自宅で過ごせるようにしましょう。

災害時のトイレ問題

災害が起きると、断水や停電、そして下水道や浄化槽の損壊により、多くの水洗トイレは使えなくなります。水洗トイレが使用できないことに気付かずに使ってしまうと、便器はあっという間に大小便で一杯になり後処理も大変です。トイレの衛生環境が悪化すると、感染症の温床になります。

また、トイレの使い勝手が悪いと、トイレに行く回数を減らすために、水分や食事を控えてしまいがちです。

その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、エコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞で命を落とすことにもなります。

トイレの工夫 (水洗トイレとしての使用が不可の場合)

1

ゴミ袋は2重ぞね。

45ℓ程度のゴミ袋（できれば黒色）を便器に2重にかぶせる。

2

あれば、オムツや凝固剤でも。

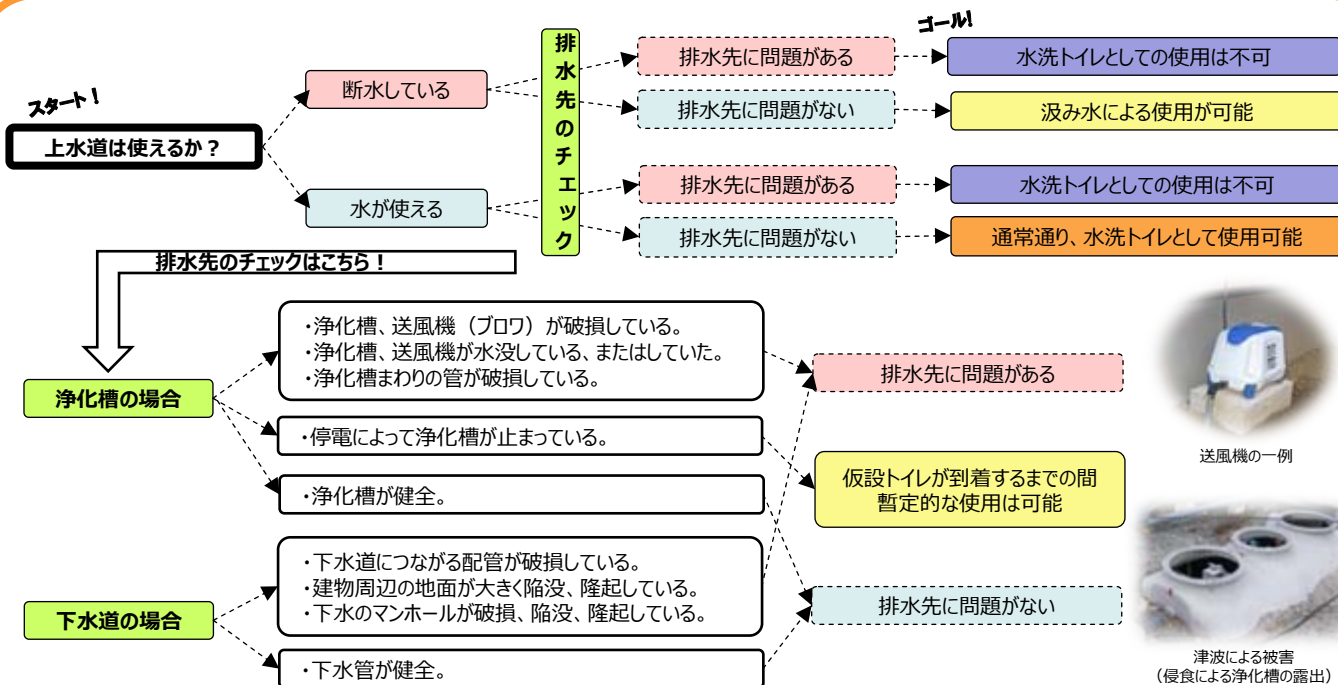
新聞紙をくしゃくしゃにしてゴミ袋の中に敷き詰める。

3

たまれば内側のゴミ袋を取り出し、空気を抜いて口をきつくしる。

消臭効果のあるものをかけたらうんといいぞね。

浸水・地震後の水回りチェック



トイレゴミの処理



ゴミの収集が再開すれば、生ゴミとして出すことができます。

「排泄物」とわかるように、ゴミ袋に明記します。



備蓄・持出し品

生理用品やオムツ（子供用・大人用）を使用している人は、普段から多めにストックしておきましょう。

他にも、避難所への持出し品として下着類を用意しておく、より快適に過ごせるでしょう。

災害時のトイレ・衛生対策 ～安心して使えんといかんぞね～ <避難所編>

避難所として学校や公民館などの公共施設を使用する場合は、次のようなことに気をつけて過ごしましょう。

被災直後の応急トイレ

既存トイレの使用禁止

- 被災直後は、裏面(自宅編)の「水回りチェック」で既存トイレの使用が確認できるまでは、トイレの使用を禁止します。

設備の確認ができるまで
使用禁止

ビニール袋と新聞紙



- 既存トイレや仮設トイレが使用できるまでは、ビニール袋(レジ袋)を広げて、くしゃくしゃにした新聞紙を敷いて使います。
- 使用済みの袋はゴミとして処理することになりますので、汚物であることがわかるように明記し、屋外にまとめて集積します。

水が流せない時に既存トイレを利用する方法

裏面(自宅編)の「トイレの工夫」を参照

- 避難所では利用人数が多いため、便器のゴミ袋を長く使用するために使用済みのトイレトーパーや生理用品は便器に捨てず、別のゴミ袋に捨てるようにしましょう。仮設トイレの便槽においても同じことが言えます。

ペーパー類は排泄物とは分けるぞね!



既存トイレを汲み水によって使用する方法 (排水先に問題がない場合)

プール、池、給水車などから水の確保が可能であることが条件!

汲み置き水:
ゴミバケツのような大きな容器を用意し、水をためる。

水はこまめに補給する。補給には体力もいるので、避難者やボランティアにも協力してもらいましょう。



ゴミ袋

トイレトーパーは流れにくいので、便器には流さず、ゴミ袋に入れましょう。

可能であれば、専用の履物を用意すると衛生的でしょう。



洗面器やボール等:
水を汲み便器に一気に流す。

トイレの清掃も役割分担をして、こまめにするぞね!

仮設トイレの使用方法

設置・環境整備



使用上の注意・工夫



- 男女別に設置。(混雑しやすい女性用を多めに)
- 夜間も安全に使用できるように、トイレの照明だけでなく、トイレまでの通路にも照明を配置しましょう。
- 屋外の仮設トイレまで行くことが難しい高齢者や障がい者用として、屋内にもポータブルトイレなどを設置。
- 使用済みのトイレトーパーや生理用品は便槽には捨てず、ゴミ袋を用意してその中に捨てます。
- 和式トイレの場合、便器周囲にし尿が飛び散って汚れやすいため、新聞紙を敷いておき、汚れたら取り替えるようにすると掃除もしやすくなります。
- 便槽のし尿はピラミッド状に積みあがるため、時々棒などで上部を崩して平坦にし、少しでも長く使用できるようにしましょう。

人目につきやすくプライバシーが守れる場所に設置するぞね!

清潔な手を維持しましょう

食中毒や感染症を防ぐためには、トイレ使用後の手の衛生が大事!

水が使えない場合

- 手指消毒剤(アルコール消毒液など)を手にしっかりすりこみます。



水が使える場合



- 石けんを使用し、手の汚れをしっかりと洗い流す。
- 共用タオルは置かない。(感染症予防のため)
- 手洗い後、ハンカチなどで水分を拭き取ったあとに消毒剤を使うとより効果的。

オムツを使用している人への対応

使用済みオムツを捨てる専用ゴミ袋も準備するぞね!

乳幼児の場合

- オムツ交換コーナーを設置して、オムツ・お尻拭き・手指消毒剤など必要物品を置いておくとう便利!

要介護者の場合

(可能なら専用スペースを作る)

- オムツ交換時にはダンボールなどで工夫した囲いを使うなどして、周囲から見えないように配慮しましょう。

女性の視点は 生活者の視点

これからは実践

女性も男性も

一緒にやるぞね！

(土佐弁: 女性が語尾につける独特な言い回し)

タンポポの綿毛は、そのひとつひとつにタネがついています。風によって次々と空に飛び立ち、運ばれた先で根付いて花を咲かせ、仲間を増やしていきます。

私たち委員会の提言が、タンポポの綿毛のようにたくさんの方の元に届き、南海トラフ地震への備えができますように。



女性の視点を災害対策に生かす
－検証と提案－

【報告書】

平成28年4月18日
高知市女性の視点を防災対策にいかすための
フォローアップ委員会
事務局: 高知市防災対策部 防災政策課
TEL 088-823-9055
FAX 088-823-9085